

338
G46



0028934-000

338. 8-G46ウ

信託会社の実際知識

銀行研究社・編

文雅堂

昭和17

ADI

338.8
G46

銀行研究社編

信託會社の實際知識

東京 文雅堂藏版

261

338.8
G46



銀行研究社編

信託會社の實際知識

東京 文雅堂藏版



序言

我が國に於ては信託會社の業態は未だよく一般に理解されてゐない。又斯る理解に役立つやうな著作も未だ刊行されてゐない。しかしこれでは何時までも信託會社なるものは理解されないのである。茲に本社が本書の編述に着手した動機がある。

ところが、實際この編述に取りかゝつて見ると、かなり重要な二つの事實の存することゝに氣が付いた。其の一つは、信託會社の計理の方面に於て、未だ各會社を通じた規格的な體系が確立されてゐないと云ふことである。全然各社區々であると云ふことは聊か言葉が過ぎるかも知れぬが、兎も角統一的・標準的なものに缺けてゐる所があるやうに思はれる。次の一つは、信託に關する稅務的立場からの研究が不完全で、信託制度に調和のとれた合理的な稅制の確立がないと云ふことである。この稅制の不完全は信託業務及び信託業態に對する理解の缺如から來てゐることが尠くなく、又其の不完全が信託業務及び信託業態を複雑ならしめ、理解の困難を大ならしめてゐるやう

にも思はれるのである。

信託業務は既に本質的に單純なものではないのであるが、その本質的な點は致方ないとしても、計理上の點や税制の點には一段と研究改善さるべき餘地があるものと思ふ。冒頭に述べた通り、本書の編述は始め信託業態の理解のために多少でも貢獻するところありたいと云ふ動機で着手されたのであるが、その理解が更に以上のやうな諸點の改善のために役立つことになれば、本書の刊行は一段の意義を持つことになると思へるのである。

本邦に於ては、朝鮮に在る信託會社に付ては特別な制度が施かれてゐる。本書は専ら内地信託會社を對象として述べたものである。其の内容は先づ信託會社の業務に付き一般的解説をなし、次に信託税制に付て一通りの理解を與へ、第三に業務報告書の主要部分の見方を述べ、第四に實數を以て信託會社の採算状態に付て解剖の方法を示し、最後に我が國最近の新しき試であるところの投資信託制度に解説を加へたのである。

これ等の敘述に當つては、出来るだけ實務家に質し、事實に従つた記述に心掛けたのであるが、各社間に實際の取扱方が一致してゐない點は、中庸的・平均的状态と認められるところを記述する態度を採つた。本書の如き實務的解説書の刊行は信託業務に付ては最初の試であり、勿論採つて以て参考に供した文献もない。ために其の編述にはかなりの勞苦と時日とを要したのであるし、且又誤謬の點もなしとは斷じ難いのである。此の上とも大いに實際家の指教を得て完成を希ふ次第である。

昭和十七年七月

編者

信託會社の實際知識

目次

第一章 信託會社の業務	三
一 各種信託業務	三
二 併營業務	三
三 擔保附社債信託業務	四
四 營業資金の運用	七
第二章 信託税制	一
一 信託財産に付き生ずる所得に對する税金	三
二 信託の移轉に關する税金	六
三 信託財産に付き生ずる所得に對する課税と信託會社に對する課税との關係	七

第三章 信託會社の業務報告書

- 一 信託勘定貸借對照表 七
- 二 各種信託の財産別内譯 八
- 三 全國信託會社信託財産調 一〇〇
- 四 信託勘定損益計算書 一〇六
- 五 固有勘定貸借對照表 一一九
- 六 固有勘定損益計算書 一二三

第四章 信託會社の採算

- 一 信託會社自體に就ての研究 一三三
- 二 銀行の状態との比較 一四〇

第五章 投資信託制度

附錄 信託關係法令集

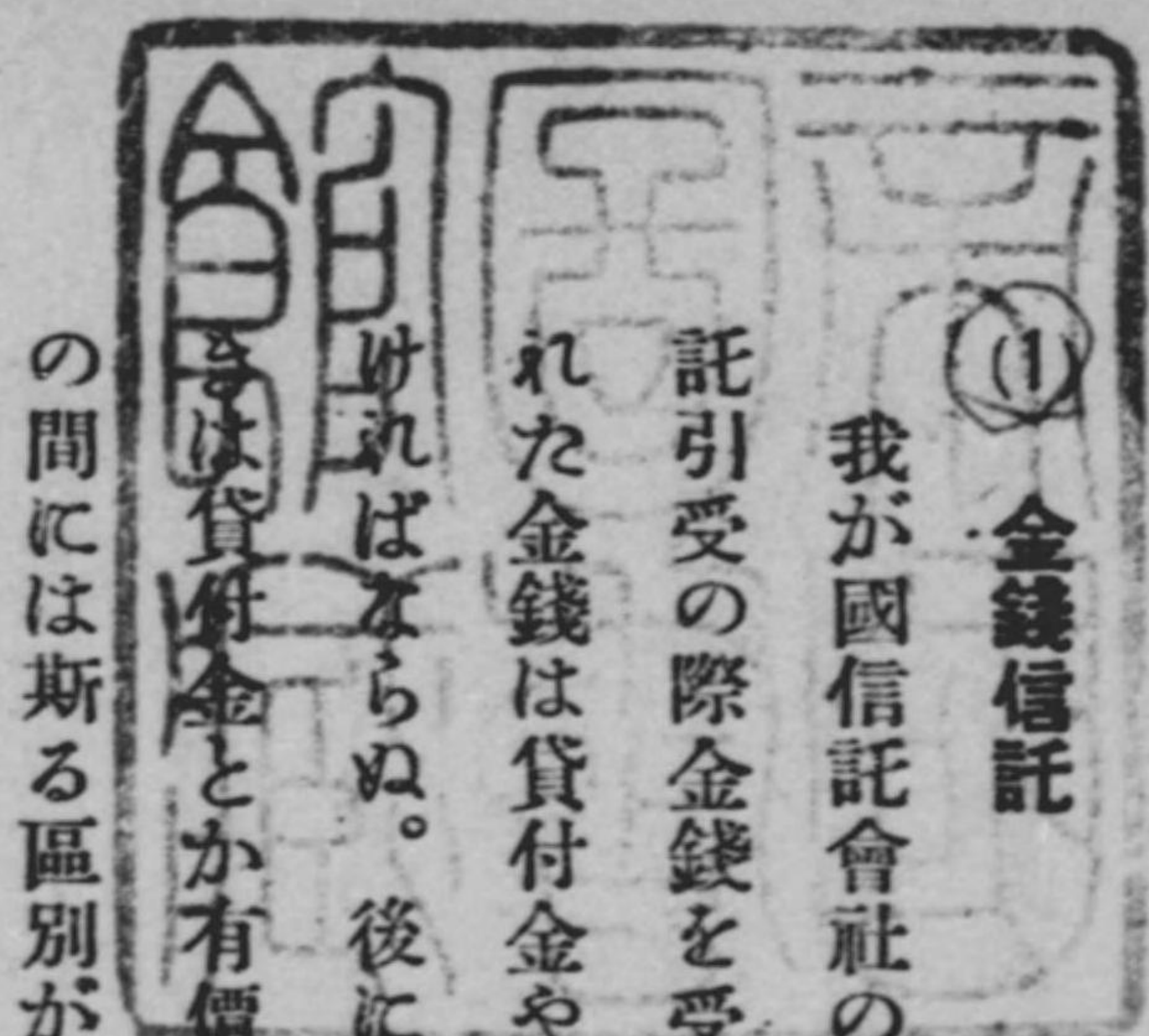
..... 一五七

信託會社の實際知識

銀行研究社編述

第一章 信託會社の業務

一 各種信託業務



我が國信託會社の業務中最も重要であるのは云ふまでもなく金銭信託である。金銭信託とは、信託引受の際金銭を受入れ、信託終了の場合には金銭を以て返還するものである。信託引受の際受入れた金銭は貸付金や有價證券に運用するのであるが、返還するときにはそれを金銭に換へて返さなければならぬ。後に述べる「金銭信託以外の金銭の信託」も受入れるときは金銭であるが、返すときは貸付金とか有價證券とか、返すときの現狀に於ける財産で返すものであつて、この二つの信託の間には斯る區別がある。

金銭信託には三つの種類がある。即ち指定金銭信託・特定金銭信託・特定及び指定なき金銭信託である。

(イ) 指定金銭信託

〔指定の意味〕 指定金銭信託とは信託する金銭の運用方法が委託者から指定されるものである。その指定とは投資目的物を「貸付金又は有價證券」と云ふが如く、投資に付て一定の範囲を指圖するだけであつて、この點次に述べる特定金銭信託の如く、何某に對する何々の條件による貸付金とか何々會社株式とか具體的に定めるのではない。

〔法定最低金額と最低期限〕 指定金銭信託は信託期間を二ケ年以上、金額は五百圓以上と云ふことに制限されてゐる。これは運用の範囲を貸付金とか有價證券とかに指圖するにしてもかなり範囲は廣く、且つ金銭を受託して金銭で以て返すのであるから、若し一口最低金額や最低期限を設けなければ、殆んど銀行の定期預金との區別がなくなるからである。我が國で信託業法が定められ、これにより信託會社の設立が認められたのは大正十二年であつて、信託會社は銀行よりも遙に遅れて發達したものである。それで銀行定期預金への影響を出来るだけ避け又兩者の區別を明かにするため、この最低金額及び最低期限が設けられたのである。この最低期限は始めは一ケ年であつたが、

大正十四年二月から二ケ年に改正されたものである。
 〔最低金額の例外〕 一口五百圓以上と云ふ制限に付ては一つの例外がある。それは昭和十六年六月二十日から施行された國民貯蓄組合法に基き組合の斡旋する合同運用信託（合同運用信託に付ては後述）に

限り三百圓以上とされたことである（國民貯蓄組合法施行規則第三十四條）。なほ最低金額五百圓とはなつてゐるが、實際上大信託會社などでは、三千圓以上とか五千圓以上とかでなければ取扱はないところもある。

〔長期信託と短期信託〕 指定金銭信託は二ケ年以上であれば差支ないのであるが、此の内二年以上五年未満のものは通常短期信託と稱され、五年以上のものは長期信託と稱されてゐる。この區別は後に述べる通り信託利益配當率に差異を附するために設けられたものである。この長期・短期の區別は、殆んど全部の信託會社では昭和十二年上期から設けられたもので、それまでは指定金銭信託は信託年限には關係なく、信託利益配當率は一律であつたのであるが、大藏省の金利政策に従ひ五年未満のものは配當率を引下げることになり、自然長期・短期の區別が設けられることになつたものである。因に此の區別の設置以前に於ては、配當率は一律であつたために、實際上期限の長い信託は全指定金銭信託中の二割から三割位に過ぎなかつたのであるが、短期信託の配當率が引下げられてからは、短期限のものは著しく減少して長期限のものが増加し、現在では従前とは正反對に短期信託が二、三割位、長期信託は七、八割位を占めることに變化してゐる。

〔自益信託と他益信託〕 指定金銭信託は大部分は單に利殖を目的とするもので、従つて元本・利益共に自己を受益者とするもの即ち自益信託である。以上述べた如く一口最低金額とか或は最低期限

とかの點に於て制限はあるが、實質上銀行定期預金と變りはないと云つてよい。しかしながら元來信託の本義は委託者自身の利殖のためと云ふよりは、子弟・遺族・公益など第三者の利益のためにする他益信託にあるとも云へるのであつて、勿論現在ではかゝる他益信託の金額はまだ微々たるものであるが漸次増加しつつある。これは最初信託をなす際に、斯うした目的のため豫定した時期に、又は豫定した事實の發生した時に、信託元本又は利益を定められた者に支拂ふべき契約を附帶的になすものである（この他益信託は金錢信託に限らず各種信託に付ても存するものである）。

〔元本の補填と利益の補足〕 信託会社は信託契約の内容に従ひ過失なく信託事務を處理した場合に、信託財産に損失が生じ又は豫定した利益が得られなくても責任は無効のであるが、指定金錢信託及び無指定無特定の金錢信託（實際上この無指定無特定の金錢信託は取扱はれてゐない）に付ては、信託会社が過失なく運用したにも拘らず、元本に損失を來した場合にはこれを補填し、又利益が一定の額に達しなかつた場合にはこれを補足することを特約出来ることになつてゐる。實際上各信託会社は元本に付ては全部この契約をなし、利益に付てはこの契約をなしてゐるものは極めて僅少である。利益に付てかゝる契約をなす場合には、その契約し得べき最高歩合が制限されてゐる。その歩合は最初年五分五厘であつたが、大體金利の大勢に従つて變化すべき理窟のもので、現在は年三分になつて

ゐる（昭和十一年大藏省告示第百六十九號）。

〔合同運用信託〕 指定金錢信託には合同運用と云ふ特別な運用方法がある。元來信託の本質から云ふと受託者は各委託者毎に受託財産を個別に管理するのが原則なのであるが、金錢の受託だけに付ては左記規定に基き例外が認められてゐるのである。

（信託法第二十八條）

信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金錢ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

即ち金錢に付ては計算だけを明にして置けば、運用の方は他の金錢と一緒にしても差支ないことになるのであつて、指定金錢信託に付ては運用の方法につき唯範圍が指圖されてゐるだけで、個々に具體的に指示されてゐるのではないから、その範圍を同じに指定されたものに付ては、信託会社の便宜上多數の委託者からの受託金錢を合同して運用し、運用の結果得たる利益を受託額及び受託期間に應じて按分して支拂ふことにしてゐるのである。なほ法律上「合同運用信託」を公に記載したものとすれば所得税法に左の規定がある。

（所得税法第七條）

本法ニ於テ合同運用信託トハ信託會社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ共同セザル多數ノ委託者ノ信託財産ヲ合同シテ運用スルモノヲ謂フ

これは勿論所得税法上の合同運用信託を規定したものであるけれども、亦一般に合同運用信託と稱するものを説明してゐると云つてもよいのである。右の規定によれば金銭信託であればすべて合同運用が出来ることになるのであるが、特定金銭信託などは個々別々に運用の條件や運用財産が違ふから、餘程偶然の一致でもなければ合同運用と云ふことは出来得ない。實際上行はれてゐるのは指定金銭信託に付てだけだと云つてよいのである。それから指定金銭信託に於ても、すべての指定金銭信託を全部一つにして合同運用してゐるのかと云ふとさうではない。次の如く幾つもの區別が付けられてゐるのである。

「合同運用信託の種類」 課税上の關係から命令を以て定むる合同運用信託と然らざるものとに分けられてゐる(所得税法第三十條第二項、第三十條第三項)。命令を以て定むる合同運用信託とは運用の範圍を預入・貸付・公債若くは社債のみに限定したものである(所得税法施行規則第三十三條)。これ以外の合同運用信託は投資範圍を右以外のものに及ぼしても差支ないことになるのであるが、實際上信託會社で取扱つてゐる所では命令を以て定むる合同運用の投資範圍以外に株式と餘り多くはないが不動産とが加へられてゐるだけである。

指定金銭信託申込書

信託金額 (一口五百圓以上)	金
信託期間 (二箇年以上)	年 箇月
委託者 (信託預金者)	氏住所
元本受益者 (元金受取人)	氏住所
收益受益者 (利息受取人)	氏住所
收益ノ處理 (甲、乙ノ内一方ヲ御消シ下サイ)	(甲) 收益ヲ半期毎ニ元本ニ組入レルモノ (乙) 收益ヲ半期毎ニ御支拂スルモノ (丙) 確實ナル貸付又ハ預入若ハ公社債ノ買入有價証券ニ放資シ若ハ確實ナル貸付又ハ預入ニ運用
運用方法	
昭和 年 月 日	御氏名
何々信託株式會社御中	

信託会社では右命令合同運用の場合と然らざる場合とを豫定し二様に使用出来るやうに指定金銭信託申込書用紙を印刷してゐて、申込者の選擇によつて何れかにきめて居るのである。申込書の一例を掲げて置いたから参照せられたい。運用方法の(い)が命令合同運用の場合、(ろ)が然らざる合同運用の場合である。

合同運用信託の種類として法律的に定められた區別は所得税法による右二つだけであるが、實際信託会社では事務的にはもつと細かく、大抵數個の合同運用團に分けてゐる。その分け方は個々の会社によつて多少の相違はあるが、大體一般的な分け方は、先づ全體を命令によるもの、非命令のもの、非課税法人の三種にし、更に各々を長期と短期とに區別し、都合六つの合同運用團としてゐる。而して内部整理の便宜上一々命令によるものとか、非命令のものとか、非課税法人のものとか云はずに、之を第一、第二、第三とか又はA、B、Cとかの呼稱に代へてゐる。一例を示せば次の如くである。

- 長期第一(命令) 指定合同運用
- 長期第二(非命令) 指定合同運用
- 長期第三(非課税法人) 指定合同運用

- 短期第一(命令) 指定合同運用
- 短期第二(非命令) 指定合同運用
- 短期第三(非課税法人) 指定合同運用

斯うした一つ一つを運用團とか運用口とか云ふのであるが、右の如く六團又は六口に分けるのは大體最も一般的と考へられる分け方であつて、会社によつては必ずしも長期と短期とを區別しない会社もあるし、又此の外特殊なる運用團を作つてゐる所もある。要するに会社の事務取扱の便宜上から細別して運用團の數を多くしたり、少くしたりするので、大體規模の大きな会社は區別を細かくする方が便利であらうし、又小さい会社は餘り細別するのは却つて手數を増す嫌ひを生ずる。殊に長期と短期との區別の如きは、長期の分は受託金銭を長期高利に運用し、短期の分は低利でも短期に運用すると云ふ目安をきめるための便宜上からで、決して絶對的に必要な區別ではない。なほ前記の區別で非課税法人と云ふのは、全然税の課せられない法人が受益者である信託の場合で、その運用は命令による合同運用か、非命令合同運用か何れかである譯であるが、實際上は非命令の場合が多い、此の命令、非命令の區別は課税上の取扱が違ふから必要なものであつて、非課税法人の如く全然税を課せられない者の信託には、かゝる區別は不要である。それでこれは命令とか非命令とか云

はずに一緒にするのである。以上の區別の内命令による合同運用信託は課税上の利害から主として個人に利用され、非命令合同運用信託は次に述べる通り従前の非貸付信託に當るものであるが、この非貸付信託が課税關係から法人に利用されてゐた延長として、矢張法人が委託者であるものが多いのである。信託と税との問題はかなり煩雜であるが、此の點に關しては別に各種信託に亙つて次章にて纏めて述べることにする。

〔貸付信託と非貸付信託〕 これは現在は既に存せない區別であるが參考として記載する。これも所得税法上から生じた區別であつて、昭和十五年三月迄の所得税法には大體現在の命令による合同運用信託に當るものとして貸付信託と云ふのがあつて、それ以外の金銭信託は通俗に非貸付信託と稱せられてゐた。即ち舊所得税法第三條ノ三には次の如く規定されてゐたのである。

本法ニ於テ貸付信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金銭信託ニシテ信託財産ノ運用方法ヲ預入又ハ貸付ノミニ限定シタルモノヲ謂フ

これによれば運用範圍は預入又は貸付のみに限られてゐるが、大藏省の解釋を以て貸付の中には公社債を含むことに決定されてゐたから、實際上は現在の命令による合同運用信託と同様であつたのである。しかしながら貸付信託には合同運用と云ふ制限はなかつた。運用範圍が右に規定された

通りであれば合同運用でなくても貸付信託であり得たのである。現行所得税法上の區別から分けると、金銭信託中には命令による合同運用信託（指定金銭信託）と然らざる合同運用信託（同）と全然合同運用に非ざる金銭信託とがあり、單獨運用指定金銭信託（後述）や特定金銭信託（後述）はこの最後の部類に入ることとなつてゐるのである。然るに舊法に於ては合同運用と云ふことは全然抜きにして直接に貸付信託と然らざるものとに分けられ、合同運用指定金銭信託、單獨運用指定金銭信託、特定金銭信託の何れもがその運用財産の如何によつて、貸付信託又は非貸付信託となつてゐたのである（第六十五條の附屬條）。しかしながら現在の命令による合同運用信託と舊法の貸付信託とは事實上全金銭信託の大部分を占め、且つその運用範圍は同様であるから、大體から云つて貸付信託は現在の命令による合同運用信託に當るものと云つてよいことになる。以上舊法による貸付信託と非貸付信託とが現在の如き區別に變つたことに付ては、課税上種々なる相異を生じてゐるのであるが、これに付ては更に次章に詳説することとする。

〔合同運用は本支店共通〕 合同運用信託は以上述べた如く數個の團に分かれるが、しかし同一會社に於て支店のある場合でも一つの運用團は本支店を通じて唯一つである。それで若し支店に於て受託した資金が適當な投資物がなくて運用に困る場合には、これを本店へ送金して運用したりするの

である。

〔單獨運用〕 以上指定金銭信託の合同運用に關して述べたのであるが、指定金銭信託に於てはこの如き合同運用をなすもの、外、受託一口毎に單獨に運用されるものがある。現行所得税法施行以前に於ては、斯る單獨運用は一部の会社に極めて僅少なものがあつたに過ぎなかつたのであるが、税法改正の結果、税の負擔を軽くするために、從來非貸付信託であつた合同運用指定金銭信託の大部分、殊に受益者が法人であつた分はこの單獨運用を希望することとなり、現在では大信託會社などでは數千萬圓の單獨運用指定金銭信託があるのである。單獨運用にしても合同運用にしても、運用財産の範圍とか信託利益の配當率とかその他には何等變りはなく、唯法人の場合には信託利益に對する課税が軽くなるのである。何故單獨運用にすれば税の負擔が軽くなるかと云ふことはこれも次章に述べることにする。個々に運用を別個にすることは、信託會社としては一々財産を區別しなければならぬし、損益の計算なども一々一本毎に行はねばならぬので相當手数を要するのであるし、殊に受託元本の金額や期限と運用財産の金額や期限との適合を計らなければならぬのでかなり骨が折れるのである。

〔信託利益の配當〕 信託會社は前に述べた長期信託と短期信託との區別に従つて信託利益の配當を行ふのであるが、合同運用の分も單獨運用の分も大體長期年三分八厘、短期は年三分六厘が標準となつて居り、地方の小信託會社では多少高いところもある。普通の長期三分八厘、短期三分六厘の外に今次事變（引續き大東亞戰爭）に於ける御下賜金を指定金銭信託としたものは長期四分一厘、短期三分九厘で三厘高の利益配當を行つてゐる。これは信託會社間の協定で特に斯様に高率な配當をしてゐるものであるが、この信託の金額は極めて僅少なものに過ぎない。

前にも述べた通り長期と短期との區別の出來たのは大部分の會社では、昭和十二年上期からで、それまでは長期短期の區別はつけず配當率も一律一本建であつた。そして此の一本建であつた時代には大體各社が實績主義（後述）によつて配當してゐたので、配當率は會社毎に區々であつたのであるが、多少歴史的に云ふと長短二本建實行の直前の頃は恰も低金利への移行時代で、一流信託會社では昭和十一年上期四分一、二厘見當、その下期には三分八、九厘見當に低下し、次の昭和十二年上期から二本建となると共に長期三分八厘、短期三分六厘となつてそれが今日まで持續されて來てゐるのである。

〔ボーナス〕 長期信託に對しては右に述べた年三分八厘の信託利益の配當の外に、昭和十五年五月からボーナスが附加されることになつてゐる。尤もそれは長期信託全部に對してではなく、五年を

経過した時に更にもう五年期限を延長すれば、経過した五年分に對してだけボーナスを付けるのである。ボーナスの率は五年分に對して年五厘の割合即ち一ケ年一厘宛となつて、三分八厘の配當と合せ一年三分九厘の利廻となるわけである。もう少し詳しく云ふと、五年経過した時に更に五年延長することを要するのであつて、もし第二回目の五年切りをやめてしまへば、第二回目の方へはボーナスは附かないから、ボーナスの率は十年で五厘即ち一年五毛となつて、普通の配當と合せた利廻は此の場合には三分八厘五毛と云ふことになるのである。

ボーナスの支拂方法に付て便宜上五年期限のもの、場合を例として云つたが、若し期限が十五年の信託の場合であれば、最初五年経過した時と第二回目の五年を経過したときに、夫々當然ボーナスが支拂はれ、最後の五年分に對しては、更に五年以上延長しなければ附けられないことになる。それから又期限七年の信託であるやうな場合には、それが五年を経過した時に三年間延長して十年の期限であるのと同じことにすれば、経過した五年分に對してボーナスが支拂はれる。七年目の期限が来た時に三年間延長した場合でも、通算して期限は十年になるのであるが、この場合にはボーナスは支拂はれないことになつてゐる。

各信託会社がボーナスを支拂ふ時には、信託勘定の運用益から支出するのが普通のやうに思はれるが、實際は固有勘定の利益から支出してゐる会社もあるのである。

〔実績主義〕 本來信託と預金との差異は預かつた側から云へば、預金は約定の利息だけを支拂へばよいのであつて、銀行がその預金を運用して利息を支拂ひ得るだけの利益を挙げ得たか否かには關係なく、又預金利息に幾倍する利益を得たとしても、要するに契約しただけの利息を支拂へばよいし、又支拂はねばならぬ義務があるのである。然るに信託に於ては、信託会社が指圖された範圍の運用をなし、その運用から得た収益の中から一定の手数料(信託報酬)を差引いて残りは全部支拂はねばならぬ。その支拂額が如何に多からうと少からうと、信託会社に過失のない限りは關係がないと云ふのが本當の信託の建前である。後に述べる通り信託会社は運用利益の一部を留保してゐるが以上述べた信託の本質から云へばこれなどは甚だ不合理なこととなるのである。以上の如くその時の實際の利益状態に従つて信託利益の支拂をなすこと、これを実績主義と云ふのである。前に述べた通り昭和十一年頃までは各社大體に於て実績主義の利益配當をなしてゐたのであるが、今日では長期三分八厘、短期三分六厘と殆んど確定利付同様に一定されてゐて、事實上実績主義は行はれてゐないのである。

〔信託利益支拂期〕 信託会社では毎年五月末及び十一月末に各受託元本毎に六ヶ月間の信託利益の

指定金銭信託契約證書

第 號

(指定金銭信託契約證書類型一表面)

一金

信託期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

受益者 住所

信託期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

元本及收益交付期 信託期間満了日ノ翌日

收益組入期 毎年六月、十二月

前記要旨及裏面記載ノ條項ニ依リ信託契約

締結致候也

昭和 年 月 日

住所

委託者

何々市何區何々

受益者 何々信託株式會社

本契約證書ハ受益者ニ於テ之ヲ保管シ委託者ニ對シテハ別ニ信託證書ヲ作成交付ス

指定金銭信託契約條項

- 第一條 委託者ハ受益者ノ爲ニ表記金銭ヲ運用利殖セシムル目的ヲ以テ受益者ニ信託シ、受益者ハ之ヲ引受テ該金銭ヲ受領シタリ
- 第二條 信託財産タル金銭ハ貸付又ハ預入ニ運用スルモ、但シ其ノ一部ヲ以テ信託財産タル金銭ハ他ノ信託財産タル金銭ト合同シテ運用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ本條金銭ノ合同運用總額ニ對スル割合ニ依リ之ヲ算定ス
- 第三條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ニ於テ必要ト認ムル場合ヲ除ク外信託ノ登記、登錄又ハ信託財産ナルコトノ表示及記録ヲ爲サザルコトヲ得得ル限リ登記、登錄又ハ信託財産ナルコトノ表示及記録ヲ爲サザルコトヲ得
- 第四條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第五條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第六條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第七條 受益者ノ受領シタル金銭ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第八條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第九條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第十條 信託財産タル金銭ニ付テハ受益者ハ其ノ損益ノ負擔ノ責任ヲ負フ
- 第十一條 信託期間ハ其ノ満了前委託者及受益者ノ申出アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得
- 第十二條 委託者ノ死亡セシメタル前項ノ申出ハ受益者ノミニテ之ヲ爲スコトヲ得、本信託ニ依リテ之ヲ解除スルコトヲ得、但シ委託者又ハ其ノ相続人及受益者ガ解除ノ申出ヲ爲シタル場合ニ受益者ガ已ムコトヲ得ザル事由アリト認マケルトキハ解除ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 委託者ハ受益者ノ承諾ヲ得タル場合ニ限り受益者ヲ指定又ハ變更スルコトヲ得
- 第十四條 前項ニ依ル權利ハ委託者ノ一身ニ專屬スルモ、トス
- 第十五條 本信託ノ受益權ハ受益者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ賣買、讓渡又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ズ
- 第十六條 委託者ハ委託者若シ同意者在ルトキハ同意者ノ印鑑ヲ受託者ニ届出シ、信託財産ノ受領其ノ他ニ付押捺セラレタル印影ヲ受託者ガ前項ノ印鑑ニ符合同シト認メテ處理ヲ爲シタルトキハ如何ナル事故アルモ受託者ハ一切其ノ責任ニ任ゼズ
- 第十七條 左ノ場合ニハ委託者又ハ受益者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ受益者ニ通知シ、上受託者ノ定ムル手續ヲ爲スルモ、トス
- 第十八條 一 信託證書又ハ届出ノ印章ヲ喪失又ハ滅失シタルトキ
- 二 委託者又ハ同意者ガ轉居改メ氏名又ハ改印ヲ爲シタルトキ
- 三 受益權ニ付相續其ノ他ノ承繼アリタルトキ
- 四 委託者又ハ同意者ノ死亡若シ其ノ行為能力ニ變動アリタルトキ
- 五 委託者、受益者又ハ同意者ガ法人、組合其ノ他ノ團體ナル場合其ノ名稱、所在地又ハ組織ニ變更アリタルトキ
- 六 委託者、受益者又ハ同意者ノ代表者、代理人等ニ異動アリタルトキ
- 七 其ノ他前各號ニ準ズルキキ事ノ發生シタルトキ
- 前項ノ手續ヲ怠リタルニ因ル事故ニ付テハ受益者ハ其ノ責任ニ任ゼズ

(裏面)

計算をなし、翌六月一日又は十二月一日から支拂をなし、又元本に組入れを請求する者には元加の手續をするのである。勿論信託の期限が五月末又は十一月末以前に來た場合には、端數の期間だけの利益を計算して支拂ふ。

〔甲種と乙種〕 信託利益の現金拂又は元加の取りきめは、最初信託契約のときに豫め決定して置くのである。通常元加の契約あるものを甲種と稱し、現金拂のものを乙種と稱してゐる。既に掲げて置いた所の指定金銭信託申込書を参照せられたい。

〔信託報酬〕 信託會社では指定金銭信託として受託した金銭を運用して得た収益の中から、以上述べた通り夫々信託利益の配當をなす外、その運用の手数料として信託報酬を受取るのである。この信託報酬の率は會社によつて勿論一定して居らぬが、大體年五厘位から六厘見當、即ち受託額千圓に對して一ヶ年五圓から六圓位となつてゐる。信託報酬も信託利益の計算と同様五月末及び十一月末に計算して、これを後に第三章中の信託勘定損益計算書に付て述べるやうに固有勘定の利益に組入れるのである。

〔銷却及び留保利益〕 受託元本を運用して得る利益は、大抵受益者に對する信託利益の支拂と信託會社が受取る信託報酬を差引いても、なほ若干餘裕が出るのが普通である。信託會社はこの餘裕の

一部を以て、投資財産である所の貸付金や有價證券の銷却をなし、萬一の場合の回收不能や値下りに備へて居る。この外大抵の會社ではなほ餘裕を留保金として積立て、収益減少の場合の準備金として居るのである。信託利益の配當が實績主義でなく、年三分八厘とか年三分六厘とかに一定して居るとすれば、不時の事故で収益が減少しても、會社は體面上信託利益の配當を低下させることは出來ないから、必然的に斯うした留保金を持つ必要が生じて來るのである。この留保金は信託會社が固有勘定利益決算の結果行ふ留保金とは別個なものであることは云ふまでもなく、信託勘定内に存置する秘密積立金とも云ふべきものである。

(ロ) 特定金銭信託

〔其の性質〕 この信託は例へば某會社の株式幾株、何某所有の何縣何市何番地の宅地何坪、何某に對する利率何程、期間何年、金何圓の貸付金と云ふが如く、投資物・投資條件を具體的にハッキリ定めて委託する金銭信託である。信託が終了して受益者に返還するときは金銭で以て返さねばならぬが、例へば投資した時と返すときと比較して元本に損失が生じても信託會社に過失がない限りそれは受益者の負擔となるのである。又元本や利益の補填又は補足の契約をなすことも出來ないことになつてゐる。此の信託も金額は一口最低五百圓であらねばならぬのは指定金銭信託と同様である

が、唯期限には何等の制限はなく、二年以内でもどんなに短期であつても差支ない。次に述べる如き利用の目的の如何によつては二十日とか一ヶ月とか云ふ短期のこともあるのである。

〔利用の目的〕 如何なる場合にかゝる信託が利用されるかと云ふと、親戚とか其の他近親間の金銭の貸借の如きは、督促とか又は場合により訴訟問題が起きたりしては自己が行ひ得ない場合があるから信託會社を通じて行ふためとか、自己の關係會社へ出資する場合に使用人等に自己の名前を知らせたくないとか云ふやうなときとか、會社が定款などで或種の物件には投資出来ないやうなとき信託會社を通じて行ふ如き場合、或は貸借對照表に或る種の投資を表はすを好まないとか云ふやうな場合に多く利用されるのである。以上のやうな目的以外に稍邪道に類することになるが、この信託には期限の制約がないために、事業會社その他の法人などが短期の資金を銀行へ通知預金するよりは有利に運用するために、特定金銭信託として適當な物件に投資を依頼したり、又場合によつては金融機關が短期資金をコールローンに出す代りに幾分でも有利に運用するために利用したりすることもあると云ふことである。

〔信託利益と信託報酬〕 委託者の受ける信託利益の如きは投資物件が委託者によつて個々具體的に定められるものであるから、其の場合々々によつて相異なるのである。信託會社の受ける信託報酬

も同様其の場合によつて違ふことになるのであるが、大體平均的に云ふと元本に對して年千分の四から千分の五位の報酬があるやうに思はれる。

〔この信託發達の現状〕 我が國の現状ではこの特定金銭信託の發達は極めて微々たるもので、後に述べる通り信託會社や信託協會から發表される數字は、指定金銭信託及び特定金銭信託を合せ「金銭信託」として一本で示されてゐるが、此の内特定金銭信託の金額は四乃至五パーセント位に過ぎないものと考へて大過ないのである。

(ハ) 特定及び指定なき金銭信託

この信託は受託金銭の運用に付て何等の契約のないものである。その運用範圍は「有價證券ノ信託財産表示及信託財産ニ屬スル金銭ノ管理ニ關スル勅令」(大正十一年勅令)第五條によつて限定されてゐるが、實際問題として我が國ではこの信託を取扱つてゐる信託會社は皆無である。

(2) 金銭信託以外の金銭の信託(投資信託)

〔性質及び利用の目的〕 信託引受の際信託財産として金銭を受入れ、信託終了の際はその金銭が投資せられてゐる財産そのまゝの状態を返還する信託である。これは一般に投資信託と稱せられるもので、委託者が有利なる投資又は専門的知識を要する投資を欲する場合などに信託會社を利用して

現行は金銭の返還

行ふのである。現在主として投資を指圖されるのは不動産と株式である。

〔發達の現状〕 しかしながら我が國ではこの信託の發達は極めて微々たるもので、全國信託會社を合せ現在やうやく千萬圓足らずの信託量があるに過ぎないのである。尤もこれは委託者が目的の投資物を得た場合に引取るとか、或は有價證券の信託とか不動産の信託とかに變形することにもよるであらうが、それにしても極めて發展が鈍いと云はねばならぬ。

〔金額・期間・信託報酬〕 金額や期間に付ては法律上何等の制限はない。實際としては不動産の投資は五年とか十年とか相當長い契約期間のものがある。信託報酬の定め方などは區々であつて、不動産買入の分は年五十圓とか百圓とか年ぎめて定め、株式買入のものは信託金額の年千分の一とか千分の二とかに定められるものが多い。不動産や株式などすべてを含めて平均的に云へば、この信託の信託報酬は受託元本に對し年千分の三乃至四位にならうかと思はれる。

(3) 有價證券の信託

この信託は有價證券の信託を受けて、返還の時も有價證券を以てするもので、管理有價證券信託(又は表示有價證券信託)と運用有價證券信託との二種類に分れる。

(イ) 管理有價證券信託(表示有價證券信託)

〔性質及び利用の目的〕 公社債、株式の管理を目的とするもので稀には處分を目的とするものもある。管理とは具體的に云へば公社債の利札や償還金の取立、株式配當金の受領、株主權の行使などが主なるものである。勿論保護預りのに安全に保管すると云ふことも含んでゐる。元來この信託は未亡人であるとか、その他有價證券に關する知識のない者、又は海外にあつて自己の財産の管理の出来ない者、日常多忙な業務に携つてゐるために自分で管理する煩を省きたいと云ふ人などに利用されるものである。

〔信託の表示〕 管理有價證券信託は法律的には表示有價證券信託と云はれる。それはこの信託では有價證券に信託財産たることの表示をなし、且つ登録公社債、記名社債、記名株式に付ては、原簿に信託財産たることの記載をさせるからである。但しこの表示や記載は信託財産の安全を圖り信託會社の債權者などの第三者に對抗させるためのものであつて、目的は委託者の利益保護にあるのである。表示や記載をしなくても信託行為は有效であつて、現に實際上はこれ等の表示や記載をなさぬ場合もあるのである。されば寧ろこの信託の名稱は、經濟的、實用的見地から見て管理有價證券信託と稱する方が妥當であるやうに思はれる。

〔受託證券の内容〕 實際受託を受ける有價證券の種類としては、地方債、社債、株式などが多く殊

に株式が多い。それから各種の信託に付ても同様なことであるが、信託財産は對外的には信託会社が所有者となるのであつて、株式の信託の場合にはその株式の發行會社に對する表面的株主は信託會社がなるのである。それで受託株が新株であれば拂込義務は信託會社にあることになる。勿論その拂込金は委託者が出金せねばならぬのであるけれども、實際上委託者が出金出来ぬやうな危険もあることになるから、信託會社では何か特殊な關係がある場合の外は、未拂込の附着してゐる株は原則として受託しないのである。

〔受託期間〕 受託の期間に付ては法律上の制限はない。前に述べたやうな目的で以て利用されるものであるから、實際上契約される期間は二年、三年位のものから、十年と云ふやうな長期のものも自然多いのである。

〔發達の現状〕 我が國では全國信託會社を合せ、管理有價證券信託と運用有價證券信託の合計額が昭和十七年四月末現在で六億七千萬圓あるが、此の内管理有價證券信託の金額は二億數千萬圓に上るのであつて、相當利用してゐる者が多いと云つてよろしいのである。但しこの信託は一流大信託社に多會いのであつて、中小信託會社で取扱つてゐる金額は甚だ僅少である。

〔信託價格〕 信託會社は各種の信託に付て、受託財産の實際の價格を以て信託價格即ち帳簿上の價格とすればよいのであるが、有價證券の信託の場合にはその相場が比較的ハッキリしてゐて且つ變動があるので、その都度に信託價格を動かさねばならぬ不便を避くるために、實際には時價より稍低くこれを定めてゐるのである。その定め方は各社によつて多少宛相異があるが、大體信託引受當時の時價を基として、國債は九掛とか九掛半とか、地方債・社債はそれよりも稍低く、株式は七掛から八掛位として取扱つてゐる。中には株式以外に付ては時價に關係なく額面で通してゐる會社もあるやうである。

〔信託報酬〕 管理有價證券信託に於ては、信託會社はその管理に付て信託契約に定めた範圍内で管理料即ち信託報酬を受ける。實際上信託會社は受託證券の利子又は配當を委託者（受益者）に支拂ふ際に、その中から信託報酬を差引くのである。場合によつては収益のない有價證券を受託する場合もあるが、斯る場合には豫め纏つた金額を預かつて置いてその中から支拂を受けるとか、信託報酬前納といふやうなこともある。信託報酬の率は最低基本料金の定めがあつたり、一ヶ年何圓と定めたり、収益の何%と定めたり、額面の何%と定めたりして一概には云へないのであるが、大體に於て額面又は信託價格の千分の一乃至三位の見當に定められるものが多い。そして概して株式は他の有價證券よりも手数料がかかるので高率である。又他に金銭信託を存するやうな得意先に對しては、

この管理有價證券信託はサーゲイス的に特に低率な信託報酬で行ひ、場合によつては無料で奉仕することもあるとのことである。

(ロ) 運用有價證券信託

「其の性質」 この信託は後に述べるやうに受託證券を借入金の際に供したり貸付けると云ふやうな方法で運用し、これによつて得た利益の内から信託會社が信託報酬を受けると共に、委託者に對しても受託證券の利息の外に利益の配當をするものである。斯る信託の利用者は大體各社共通的に銀行・保險會社が多く、此の外事業會社とか産業組合とか個人とかが多いのである。此の信託に於ては受託證券を運用するのであるから、受託證券には流通性がなければならぬ。それ故管理有價證券信託の場合のやうに有價證券に信託の表示をなすことはない。

〔受託證券の内容〕 右に述べたやうに受託證券は運用するものであるから、流通性のあること、共に確實なものでなければならぬ。それ故主として國債に限られて居り、例外的に一流の地方債・社債などが時々信託されてゐるに過ぎない。株式は全くないと云つてよい。又各信託會社共相當額つた金額のものでなければ取扱はないのであつて、その程度は會社によつてかなり相異があるが、大體最低額面五千圓とか一萬圓とか三萬圓とか夫々制限がある。勿論法律上の制限はない。

運用有價證券信託申込書

銘	柄	
額	面	金 但壹萬圓券 五千圓券 壹千圓券 圓也 枚枚枚
信託期間	自昭和 至昭和	年 月 日 年 月 日
委託者 (證券をお預けになる方)	住所	氏名
元本の受益者 (證券をお受取りになる方)	住所	氏名
収益の受益者 (運用収益をお受取りの方)	住所	氏名
右御社運用有價證券信託として申込候也		
昭和 年 月 日		
何々信託株式會社御中		
氏名		

(運用有價証券信託契約証券第五一表圖)

運用有價証券信託契約證書

一額面金

此信託價額金

内 譯

銘柄	額	面	券	種	枚	数	記	番	號	備	考

受益者

信託期間

元本交付期

收益支拂期

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

前記要旨及裏面記載ノ條項ニ依リ信託契約締結致候也

住所

委託者

何々市何區何町何番地
受託者 何々信託株式會社

本契約證書ハ受託者ニ於テ之ヲ保管シ委託者ニ對シテハ別ニ信託證書ヲ作成交付ス

運用有價証券信託契約條項

第一條 委託者ハ表記有價証券ヲ受益者ノ爲ニ運用ノ目的ヲ以テ信託シ受託者ハ之ヲ引受ケ讓渡券ヲ受領ス

第二條 本信託有價証券ハ左記方法ニ依リ運用スルモノトス
一 受託者ニ於テ適當ト認ムル者ニ貸渡スコト
二 受託者ニ於テ擔保ニ併シ資金ヲ借入レ之ヲ運用スルコト

前項ノ規定ハ受託者方信託財産ニ關シテ得タル有價証券ノ運用ニ付之ヲ準用ス

第三條 本信託財産ニ關シテ得タル金銀ハ貸付、預入若ハ手形ノ買入又ハ有價証券ニ投資運用スルモノトス

前項ノ金銀ハ他ノ信託財産タル金銀ト合同シテ之ヲ運用スルコトヲ得ルモノトス此ノ場合ニ於テハ信託財産ハ本條金銀ト合同運用金銀總額トノ割合ニ依リテ之ヲ算定ス

第四條 信託報酬ハ受益者ノ負擔トシ信託有價証券ノ額面金額ニ對シテ年千分ノ貳拾五以内ノ割合ヲ以テ受託者之ヲ定メ信託財産中ヨリ差引キ取得スルモノトス

第五條 信託財産ニ關スル租税、公課其ノ他ノ諸費用ハ受益者ノ負擔トシ受託者ニ於テ信託財産中ヨリ之ヲ支辨スルモノトス

第六條 第三條第二項ニ依リ合同運用ヲ爲ス場合ニ於テハ前項ノ負擔額ハ各信託財産ノ割合ニ依リテ之ヲ定ムルモノトス

第七條 毎年六月一日ヨリ十一月三十日迄、十二月一日ヨリ翌年五月三十一日迄ヲ計算期トシ受託者ハ各期末並ニ信託終了ノ時ニ於テ本信託財産ヨリ生シタル收益ヨリ前二條ニ定メタル信託報酬及諸費用ヲ差引キ其ノ殘額ヲ收益交付期ニ於テ受益者ニ交付スルモノトス

第八條 前項ノ計算ニ關シテハ受託者ハ其ノ都度計算書ヲ作成シ之ヲ受益者ニ報告スルモノトス

第九條 信託終了シタルトキハ受託者ハ最終計算ヲ爲シ受益者ノ承認ヲ得ルモノトス

第十條 信託期間中信託有價証券ニ付償還アリタル場合ニハ其ノ都度該償還金ヲ受益者ニ交付スルモノトス

第十一條 信託有價証券ヨリ生ズル所得ハ收入ノ都度受益者ニ交付スルモノトス

第十二條 契約期間ハ其ノ満了前委託者ノ請求アルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得ルモノトス

第十三條 信託期間ノ満了其ノ事由ニ依リ信託終了シタルトキハ信託證書ト引換ニ信託有價証券ヲ受益者ニ交付スルモノトス但シ受託者ハ不可抗

第十一條	本契約の期間内之ヲ解除セザルモ、トス但シ委託者ヨリ受益者ノ承諾ヲ得テ解除ノ申出アリタル場合委託者ニ於テ已ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラズ
第十二條	信託財産ノ登記、登録又ハ信託財産ナルコトノ表示及記載ハ之ヲ爲サザルコトヲ得ルモノトス
第十三條	委託者ハ委託者ノ承諾ヲ得テ受益者ヲ指定又ハ變更スルコトヲ得ルモノトス但シ委託者死亡シタルトキハ受益者ノ權利ハ之ニ因リテ確定スルモノトス
第十四條	本契約ニ基テ受益權其ノ他ノ債權ハ委託者ノ承諾アルニ非ザレバ讓渡又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得ザルモノトス
第十五條	左記ノ場合ニ於テハ委託者又ハ受益者ハ遲滞ナク之ヲ委託者ニ通知シ且所定ノ手續ヲ爲スベキモノトス
第十六條	一 委託者又ハ受益者ノ代理人、改名又ハ改印ヲ爲シタルトキ、代理人又ハ同意者ノ定アルトキ亦同シ 二 受益權ノ承継アリタルトキ 三 信託證書若ハ印形ヲ喪失、滅失又ハ毀損シタルトキ 四 委託者又ハ受益者ノ法人、組合共ノ他ノ團體ナル場合ニ於テ共ノ組織ニ變更アリタルトキ 五 委託者又ハ受益者ノ代理人ニ變更アリタルトキ 前項ノ手續ノ懈怠ニ因リテ生ジタル損害ニ付テハ委託者共ノ責ニ在ゼザルモノトス 委託者ハ自己及受益者若シ代理人又ハ同意者ノ定アルトキハ其ノ印鑑ヲ各々委託者ニ届出シタルモノトス 前項ノ届出印鑑ニ符合スル印形ノ押捺アル書面ニ基キ委託者ガ信託財産ノ交付、契約條項變更ノ承諾共ノ他本信託ニ關スル行為ヲ爲シタル以上印章ノ偽造、盗用共ノ他ノ事故ニ因リ損害ヲ生ズルコトヲ得ルモノトス 委託者共ノ責ニ在ゼザルモノトス

〔受託期間〕 受託期間も法律上何等の制限はないが、実際には半年・一年から二、三年位までの場合が多い。

〔發達の現状〕 前にも述べた通り全國信託會社を合せ有價證券の信託の金額は、昭和十七年四月末現在では六億七千萬圓あるが、この内管理有價證券信託の額が二億數千萬圓、借入金勘定(此のことは後に述べる)が九千萬圓見當、この運用有價證券信託の受託額は全體、三億數千萬圓の見當に達してゐるのである。信託業務としては曩に述べた指定金銭信託に亞ぐ(尤も指定金銭信託と相當の懸隔はあるが)重要な部分を占めてゐることになる。但しこの信託は中位の信託會社に事多し多く發達してゐるのであつて、一流信託會社に於ての發達は比較的微弱である。

〔信託價格〕 信託價格に付ては大體管理有價證券信託に付て述べた所と變らなない。
〔受託證券の運用〕 受託有價證券運用の方法はその證券を借入金の擔保に供して資金を調達しそれを運用する方法と、受託證券自體を貸付ける方法との二つがある。借入金の擔保に供する場合を通常間接運用と云ひ、貸付けるもの即ち貸付有價證券となす場合を間接運用と云つてゐる。以下夫々の場合に付て詳述する。

〔間接運用〕 借入金の擔保に供するのは、之を擔保としてコールマネーとか其の他短期資金を取入

れるのであつて、これを短期貸付・短期手形等の外多少は株式・社債・國債などにも運用して其の利鞘を稼ぐのである。取入資金の利子と運用投資の利子との鞘は大體年利一分見當はあることになる。即ちコールマネーや短期借入金金利は割合變動があるけれども、多く利用されるのは大體日歩八、九厘、年利に換算して三分二、三厘位までの資金であつて、これが短期貸付や株式に運用された場合には一分以上の鞘があるし、社債や國債に運用された場合は一分以下になるが、平均的に一分位になる。若し短資市場が緩和してゐて借入資金の利子が安いときであれば、もつと多くの利鞘があることになるのである。借入資金の額は前に述べた通り、全國信託會社を合せ最近八、九千萬圓位の見當であるが、多い時代には二億圓にも達してゐたのである。これ等の資金は通常銀行方面から直接に取入れ、又はビルブローカーを通じて間接に取入れてゐるものが多い。斯うした運用有價證券信託の間接運用は概して中位の信託會社に多いやうである。

〔直接運用〕次に直接運用たる有價證券の貸付は、間接運用に比較して量的には稍尠い。最近の状態では全國信託會社を合せ六千萬圓見當である。信託會社は有價證券を貸付けて利札金の外貸付料を收得するのであるが、その貸付料は日歩一厘位から三厘位（額面百圓に對して）までの場合が多く、平均して二厘即ち年利七厘前後である。この貸付有價證券は借りた相手はそれを如何に利用するか

と云ふと、勿論種々なる場合があることは云ふまでもないが、織物とか砂糖とかの消費税延納擔保に供するとか、製紙會社の木材拂下延納保證にするとか、百貨店が商品券の發行保證に使用するとか、土木會社が、工事請負の保證に使ふとかする場合が多い。それから證券會社などが市場からコール資金を取入れる場合の擔保にするために借りることも相當にある。この直接運用は前に述べた間接運用の場合とは反對に大信託會社によつて行はれるものが多いのである。

〔信託利益の配當〕以上直接又は間接運用によつて運用する額は、現在では各信託會社を平均すれば受託證券の半額以下になるのである。それ故運用額のみに對する運用利益は年一分見當になつても、受託證券全體に對する割合は其の半分位である。それを以て信託會社は委託者への利益配當と自己の信託報酬を受取るのであつて、委託者への利益配當は、國債の場合には額面百圓に付一ヶ年二十錢乃至三十錢位即ち年二厘乃至三厘位であるが、最近は運用益減少のため漸次低下してゐる。地方債・社債の場合には國債よりも五錢乃至十錢位低率である。受託した有價證券に對しては原則として其の證券を實際に運用すると否とに拘らず利益の配當をなす建前になつてゐる。利益の配當時期は通常五月末、十一月末に決算を行ひ夫々翌月に支拂ふことになつてゐる。

〔信託報酬〕信託會社自身が受取る信託報酬は、受託證券全體の内何程を運用してゐるかその運用

割合の多い会社と少い会社とで種々相違があるのである。信託利益の配当率は各信託会社間にそれなど大なる差異はないのであるが、受託額中實際運用してゐる額にはかなり差異があるために、自然運用益にも差異が出来るから、運用益から受託者に對し利益配當をなした残りの額にも相違が出来る譯で、従つて信託会社の受取る信託報酬率にも差異が生ずることになる。平均的に云つて受託証券全體に對し年千分の三位の見當にならうかと思はれる。

〔運用有價証券信託の最近の趨勢〕 前にも一言觸れて置いた通り運用有價証券信託に於ける間接運用は、最近かなり縮小してゐるのであるが、これは信託会社が多くの短資を吸収することは短資市場を相當壓迫することゝなるために、監督當局から屢々警告が與へられたことが大なる原因であると思ふ。間接運用が縮小しても直接運用の方面へ發展出来るならば埋め合せはつくのであるが、我が國の現状ではこの直接運用の發展は早急には望まれないのである。されば今後の問題として信託会社としては、この信託に付ては將來新なる受託をなるべく抑制するか、然らざれば信託利益配當並に自己の受取る信託報酬とも遞減を餘儀なくされるのではないかと思はれる。

④ 金錢債權の信託

信託引受の際金錢債權を信託財産として受入れるものである。この信託は生命保險債權の信託と

その外の一一般金錢債權の信託とに分れるのであるが、現在我が國では金錢債權の信託總額二千數百萬圓の内大部分が生命保險債權の信託で、一般金錢債權の信託は百萬圓足らずしかない。

(イ) 生命保險債權の信託

〔信託の内容〕 信託設定の際に委託者(保險契約者)が信託会社を保險金受取人に指定又は變更し、保險事故が発生した場合に信託会社が保險金を受取り、これを最初の信託契約に定めた所に従つて管理し、委託者又は其の他の受益者に支拂ふのである。我が國の實際に於ては生命保險債權の信託として取扱はれるのは原則として保險金千圓以上と云ふことになつて居る。それから保險事故發生により信託会社が保險金を受領した場合は、最初の契約によつて金錢信託として受入れ、例へば遺族の生活費とか、子女の學費とか定められた用途に分割拂をなすものが多い。

〔利用の目的〕 元來生命保險は老後又は死亡後の自己又は遺族の生活の安全を顧慮して行ふものであるが、遺族が幼年・未亡人等理財の才能に乏しいため、或は又義理に絡まれ不本意の融通をなしたりして、意外の困難に遭遇する例は尠くないのであつて、斯ることの豫防のため保險金受領後の處置が大切である。斯うした受領後の處置を安全ならしめるために生命保險債權の信託は極めて有用であると云はねばならぬ。

〔保険料の支拂方法〕 この信託に於ては保険料は委託者が支拂ふものと信託會社が支拂ふものとある。委託者が支拂ふものに於ては、信託會社は唯保険證券を保管してゐるだけで、保険事故が発生するまでは受益者との交渉がない。そして毎期の信託料(信託報酬)などは委託者が支拂ひに來なければそれまであるから、實際は別に多少の金銭信託をなさしめたり、管理有價證券信託をなさしめたりして、その収益の中から信託料を受取ることにし、斯うした附帯の信託を伴はない場合には信託料を前拂させることにしてゐる。保険料を信託會社で支拂ふものに於ては、その財源に充てるために金銭信託や管理有價證券信託をなさしめ、その元本又は毎期の収益で支拂ふことにしてゐる。

〔信託價格〕 生命保険債権の信託に於ては、何を以て信託價格となすべきか問題となる。元來信託價格とは實際の價格乃至時價の觀念を以て考へられるが、生命保険債権には之に相當するものがないのである。それで現在我が國の信託會社に於ては、解約價格即ち解約拂戻金を標準として定める申合をなし、之を一定期間毎に評價替して信託價格とすることにしてゐる。そして生命保険契約が新しく未だ解約拂戻金を生じないものに付ては、便宜上その信託價格を一圓としてゐる。保険契約高と解約拂戻金とは相當大なる相異があるのは云ふまでもないことであつて、信託協會から發表する毎月の全國信託會社信託財産調によれば、昭和十七年四月末現在に於て生命保険債権の信託

價格は二千九百餘萬圓であるのに對し、その契約金額は一億五百餘萬圓となつてゐる。

〔信託報酬〕 生命保険債権の信託に於ける信託報酬の定め方は各會社一定してゐない。大體基本的に證書一通に付き毎期何十錢としその上に保険金受領額の千分の幾つと云ふやうな定め方をなし、受領すべき保険金が指定金銭信託となる契約のあるものは低く、然らざるものは高く定め、又最低料金何圓と云ふが如き定め方をするものもあるが、大體に於て保険金額の千分の一位から三位となつて居り、保険金一萬圓を超える部分は相當安くしてゐるやうである。

(ロ) 一般金銭債権の信託

信託の引受により信託會社が債権者となつて、債権の取立、督促、時效中斷、擔保の保全等をするを目的とするのである。しかし前に述べた通り現在我が國ではこの信託の金額は僅か百萬圓弱に止まり、未だこの信託の利用の價值や性質の一般性を説明するまでには至つてゐない。

一般金銭債権の信託が斯の如く不振なる一つの原因は、若しそれが確實な債権であるならば、態信託料を拂つてまでも信託會社に依頼して取立をなす必要がないし、又不良債権で訴訟とかその他手數のかゝるものであるならば、實際上信託會社で引受を躊躇するからである。

(5) 土地及其の定著物の信託

〔信託の内容〕 これは不動産信託とも稱せられ、委託される財産が不動産であり、其の管理又は處分を目的とするのである。不動産と云つても土地及び建物を主とするとは云ふまでもない。この信託に於ても信託財産（不動産）を信託會社の名義にすることは他の信託と同様であつて、元來不動産は他の財産に比し知識、經驗、手数を要することが多く、前に述べた管理有價證券信託などに比し、不慣れな者、常時繁忙な者、遠隔地に居住する者などに取つては一層利用價值があるのである。

〔管理信託〕 この信託は不動産の管理を目的とするものと處分を目的とするものがあることは右に述べた通りであるが、管理を目的とすると云ふのは、地代や家賃の取立をなし、租税・公課の支拂をなし、更に契約によつては修繕・改良・利用・賃貸など一切の事務を含ませしめ得るのである。

〔處分信託〕 それから處分を目的とするのは、土地の分譲や其他處分を目的するのは云ふまでもないが、契約によつては土地に道路・上下水道其の他の工事を施すことをも附帶せしめることが出来る。それから實際の取扱としては前の管理事務をも含むものが多く、普通は管理と處分と兩者を兼ねる場合が多い。

〔所有權移轉登記と信託登記〕 不動産の信託に於ては不動産の所有權は委託者から信託會社に移轉するのであるから、不動産所有權の移轉登記をしなければならぬ。そして又その不動産が信託財産

たることを信託會社の債權者に對抗するために、信託の登記をもするのである。この信託の登記は前に述べた管理有價證券信託に於て、有價證券に信託財産たることの表示をすることと同じく、信託會社の債權者などの第三者への對抗條件であつて、必ずしもこの登記をなさないでも信託の效力には變りはないのであるが、管理有價證券信託では信託の表示をなさない場合もあるのに對し、不動産の場合には所有權移轉登記と共に必ず信託登記をも行つてゐる。

右の所有權移轉及び信託の登記をなすためには登録税が要るのであつて、税に關しては別に本章に述べるが、税金を要すると云ふことは不動産信託發展上一つの障礙となつてゐるのである。

〔發達の現状〕 我が國に於ては不動産の信託は、昭和十七年四月末現在では六千萬圓に達し年々多少宛増加して居る。金銭信託、有價證券の信託に亞いで發達して來て居るのであるが、これ等の信託に此しては遙かに尠くまだ幼稚なものとは云はねばならぬのである。

〔信託報酬〕 不動産の信託に於ける信託報酬は、受託物件の如何により、手数のかゝり方が違ふから、かなり區々となつてゐるのであつて、その報酬の定め方は一ヶ月五十圓とか一ヶ年百圓とかに定め、その上不動産収益の百分の五位を取つてゐるものもあり、全然斯うした定め方をなさずに、信託價格に對し年千分の三位を取つたりしてゐるものもある。全國信託會社を平均して、信託價格

に對する信託報酬の割合は大體年千分の三位に當るものと思はれる。

- (6) 動産の信託
- (7) 地上權の信託
- (8) 土地賃借權の信託

以上述べた金銭信託・金銭信託以外の金銭の信託・有價證券の信託・金銭債權の信託・土地及其の定著物の信託の外に、信託業法の豫定してゐる所によれば、信託會社は動産の信託・地上權の信託・土地賃借權の信託を營み得ることになつてゐる。動産の信託とは動産の管理又は處分をなすことを目的とするもの、地上權の信託とは地上權——即ち他人の土地に於て工作物又は竹木を所有するため其の土地を使用する權利——の管理又は處分を目的とするもの、土地賃借權の信託とは土地の賃借權の管理又は處分を目的とするものである。これ等の信託の内現在全國信託會社によつて實際行はれてゐるのは、地上權の信託が僅かに一萬數千圓あるだけで、他の二種の信託は全然營まれて居らぬのである。

二 併 營 業 務

以上述べた各種信託の引受、これが信託會社の主たる業務であるが、信託會社はこれ等業務の外信託業法第五條によつて、以下述べる業務に限り併せ營むことを得ることになつてゐる。これを通常信託會社の併營業務又は附隨業務と呼んでゐる。信託會社はこれ等併營業務を取扱ふことによつて手数料を得、これが収益の一部となつてゐるのである。

(1) 保護預り

これには普通の保護預りと保護函預り（貸渡保護函又は貸金庫）とがある。右普通の保護預りには封緘保護預りと披封保護預りとがある。

(2) 債務の保證

信託會社は依頼者の債務に付債權者に對し保證をなし、依頼者から保證料を受けるのである。この保證に付ては信託業法施行細則第十條乃至第十四條によつて、保證をなし得べき限度・保證をなし得べき債務の性質・擔保等に付て制限が設けられてゐる。

(3) 不動産 買の媒介又は金銭若は不動産の貸借の媒介

これは總括して通俗的に媒介業務と云はれてゐる。この内實際上多いのは（イ）不動産賣買の媒介のみであつて、曩に述べた所の不動産の信託や又後に述べる不動産の管理事務などに關聯して、

信託会社は不動産を取扱ふ機会が多いのと、信託会社の知識・信用に信頼して利用されるためになり多いのである。(ロ)金銭貸借の媒介及び(ハ)不動産貸借の媒介は僅かなものに過ぎない。

(4) 公債、社債若しくは株式の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若しくは配當金支拂の取扱

(イ) 募集の取扱——これは公社債、株式の發行者に代り信託会社が募集事務を取扱ふのであるが、近年公社債は信託会社が自社單獨で、又は他の信託会社や銀行と共同で總額引受をなし(之は後に述べる所の營業資金の運用となる)、引受けたものを賣出すと云ふ方法で發行されるものが増加してゐるので、此處で云ふ募集事務の取扱と云ふのは株式の場合の外は尠いのである。(ロ)募集された公社債、株式の拂込金の受入——これは自社で募集事務を取扱つた公社債や株式の拂込金を受入れる場合の外、募集事務は取扱はないで拂込金の受入のみを取扱ふ場合がある。公社債は概して募集事務と拂込金の受入とを共に行ひ、株式に付ては單獨に拂込金受入だけを行ふ場合も尠くない。(ハ)公社債、株式の元利金若しくは配當金の支拂——これは自社で募集事務を取扱つたもの、拂込事務を取扱つたもの、總額引受をなしたものと付て、發行者から委託を受けて元利金や配當金の支拂場所となり、其の支拂事務を取扱ふのである。

(5) 財産に関する遺言の執行

(6) 會計の検査

これ等は實際の取扱量は極めて僅小である。

(7) 代理事務

代理事務としては以下の四項が掲げられてゐる。

(イ) 財産の取得、管理、處分又は貸借——これは有價證券の買入又は賣却を顧客から委託されて行ふもの、不動産の管理や處分を依頼されて行ふものなどで、かなり取扱量がある。不動産に付ては前に信託業務として述べた不動産の信託に比し、所有權の移轉や信託の登記等の登録税を必要としないので、この代理事務を利用するものが尠くないのである。

(ロ) 財産の整理又は清算——實際上の取扱量は僅小である。

(ハ) 債權の取立——貸金、株式配當金、不動産賃貸料などの取立を委託されて行ふもので、各社幾分宛の取扱量がある。

(ニ) 債務の履行——取扱高は僅小に過ぎない。

以上各種の併營業務が信託会社の収益に寄與してゐる所は、大會社で毎期大體二、三十萬圓の程度と思はれるが、その内で比較的多いのは不動産賣買の媒介、公社債、株式の拂込金の受入、公社

債、株式の元利金又は配當金の支拂、有價證券の委託賣買、不動産の管理處分などで、會社によつては保護預り業務が相當多いところもある。

三 擔保附社債信託業務

擔保附社債信託の制度は、社債發行會社がその發行した社債に對して附した所の物上擔保權を擔保附社債信託會社に信託し、受託會社をして總社債權者のために其の擔保權を保存せしめ、又社債發行會社が社債の償還不能となつた場合には擔保權を實行せしむるための制度である。擔保附社債の信託と云ふけれども、寧ろ社債の擔保の信託と云ふ方が内容に相當してゐる。

現在我が國では擔保附社債信託の引受は擔保附社債信託法に基き同法による信託會社が行ふことになつてゐるが、同法に基き專業としてこれを行つてゐるものはなく、信託會社（信託業法による信託會社）、特殊銀行、普通銀行などが兼營することを認められて取扱つてゐるものとみである。信託會社が取扱つてゐる擔保附社債信託の量は相當の額に達してゐるのであるが、しかし信託會社全體の業務より見れば、無論その主流に位するものではなく、寧ろ前述の併營業務同様の地位にあるものである。

四 營業資金の運用

信託會社の業務としては以上述べた各種信託業務、併營業務、擔保附社債信託業務の外、營業資金運用による若干の業務がある。これを此處に信託會社の業務として掲げるとは、嚴格に云ふと妥當ではないと思ふが、兎も角その運用と云ふ事實は一つの業務形態を備へて居り信託會社収益の若干の源泉をなして居るから、こゝに併せて記載することとした。

營業資金とは拂込濟資本金、諸準備金・積立金・繰越金等の自己資金と借入金・コールマネー等の借入資金、假受金其の他前掲併營業務に附隨して生ずる資金などで、要するに固有勘定に屬する諸資金である。故にこれを固有資金とも稱してゐる。借入金やコールマネーの存することは稀で、又あつても僅小に過ぎないことは言ふまでもないが、斯うした外來資金を固有資金と稱するもの、内に含めることは、銀行などの場合に比し稍異様な感じがする。要するに信託勘定に屬する資金に對立して固有勘定に屬する資金を固有資金と稱することになつたのである。

信託會社の營業上の資金に付ては、信託業法第十一條によつて、その運用の範圍は次の如く限られてゐる。

- 一、公債、社債又は株式の應募、引受又は買入
- 二、公債其の他前號に掲ぐる有價證券を質とする貸付
- 三、動産の買入又は動産を擔保とする貸付
- 四、不動産の買入
- 五、不動産又は法令に依りて設定したる財團を抵當とする貸付
- 六、公共團體又は産業組合に對する貸付
- 七、銀行への預ケ金又は郵便貯金
- 八、銀行又は信託會社の引受ある手形の買入

右の内第三號の動産に付ては、其の種類を定め主務大臣の認可を受けることになつてゐるが、實際には動産の買入も之を擔保とする貸付も許されてゐない。又不動産の買入價額の總額は、拂込資本金及び諸準備金(積立金)の三分の一を超えることが出来ないことになつてゐる。

以上營業上の資金の實際の規模やその運用状況は、固有勘定貸借對照表によつて知ることが出来るから、次に參考として全國信託會社の分を綜合した同貸借對照表を掲げて置く。これ等貸借對照表の見方に付ては、後に第三章に於て説明することにする。

全國信託會社固有勘定貸借對照表 (昭和十六年下半期末)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 勘 定	圓	負 債 勘 定	圓
拂込未済資本金	160,464,325	資 本 金	224,000,000
國 債	50,347,079	法 定 準 備 金	39,743,550
外 國 債	269,092	別 途 積 立 金	17,505,580
地 方 債	430,051	退 職 慰 勞 準 備 金	3,523,118
社 債	6,683,797	證 券 保 有 留 保 金	3,267,000
株 式	31,126,436	業 務 研 究 準 備 金	500,000
有價證券擔保貸付金	43,702,242	社 員 積 立 金	696,799
不動産抵當貸付金	3,452,446	社 員 身 元 保 證 金	250,404
工場及財團抵當貸付金	8,180,000	諸 預 り 金	260,244
其他の貸付金	1,500	代 理 事 務 受 拂 金	6,595,930
所有不動産	1,865,845	保 證 債 務	8,277,086
營業用土地建物什器	12,236,413	假 受 金	17,861,219
保證債務見返り	8,277,086	借入金及支拂手形	27,000
預 金 及 現 金	8,277,794	擔 保 社 債 支 拂 準 備 金	20,473
未 收 入 金	86,751	納 稅 引 當 金	426,493
保證金及諸假拂金	362,618	未 拂 勘 定	51,193
立 替 金	295,604	未 經 過 利 益 金	353,069
公社債既經過利息前拂金	979	未 經 過 利 息	1,726
其 他	10,327,924	未 經 過 保 證 料	356
繰 越 損 金	139,644	前 期 繰 越 金	7,589,481
當 期 損 失 金	43,453	當 期 純 益 金	5,689,470
		其 他	9,953,926
計	346,594,117	計	346,594,117

第二章 信託税制

信託制度は特殊なる財産制度であるから、課税に關しても特殊なる取扱を受けてゐる點が多い。それ故此處に別に一章を設けて説明を加へたいと思ふのである。

信託會社に關する税金に付ては、信託財産に關するものと固有財産に關するものとの二つの面があることになるが、この内固有財産に關するものは、他の一般の會社などの場合と異なる所はないから此處には述べない。たゞ税法には固有財産に關する課税上、固有財産と信託財産との關係に付て多少規定したものがあから、その點に付き後に一言觸れることとし、本章では主として信託財産に關する税金に付て述べることにする。

信託財産に關する税金はこれを概念的に分類すると

- (イ) 信託財産自體(元本)に對する税金……例へば地租、家屋税等
- (ロ) 信託財産に關して生ずる利益に對する税金……例へば所得税、配當利子特別税、外貨債特別税等

(ハ) 信託財産の移轉に關する税金……例へば登録税、有價證券移轉税、相続税等の三つに分けられると思ふ。しかしこれ等の内信託税制として特殊なる取扱を受けるのは、(ロ)の内所得税と(ハ)に屬する税金とである。(イ)に屬する税金と(ロ)の内の配當利子特別税及び外貨債特別税などは、その財産が信託財産である場合と然らざる場合とで課税上の取扱に變りはない。それで以下これ等の點には觸れないで、先づ(ロ)の内の所得税に付て述べ、次に(ハ)の信託財産の移轉に關する税金に付て述べ、最後に前記の固有財産と信託財産との關聯を定めた規定に付て一言することとする。

一 信託財産に付き生ずる所得に對する税金

信託財産に付き生ずる所得とは二つの場合のものを含むことになる。其の第一は信託財産の果實(有價證券の利子、貸付金利息、不動産収益等)として見た場合、第二はこれ等の果實を信託会社が受益者に對し支拂ふ場合即ち信託の果實として見た場合である。これに伴つて課税上の機會もこの二つの場合に存することになるのであるが、この點豫め頭に入れて置くことが理解に便利だらうと思ふ。

信託財産に付き生ずる所得に對する課税は専ら所得税法によつて定められてゐるが、所得税法に

於ては(第六)これを合同運用信託の利益と合同運用信託以外の信託の利益とに分け、合同運用信託に關しては受益者が信託会社から利益を受くる機會に課税し、其の他の信託に關しては、信託財産から果實が生ずる機會に課税する建前を採つてゐる。尤も、合同運用信託と其の他の信託との區別に付てこれを正確に云ふならば、所得税法に於て區別してゐるのは「本法施行地に於て信託利益の支拂をなす合同運用信託」と「其他の信託」とであるが、實際問題として信託利益の殆んど全部は、所得税法施行地に於て支拂はれてゐるものと云つてよい。

(1) 合同運用信託の利益

第一章中金錢信託に付て説明した通り、合同運用とは多數の委託者の金錢信託を各別に運用せず、合同して一團として運用するものであつて、この内命令による合同運用に於ては事實上貸付金・公債・社債・預け金に運用するものであり、非命令合同運用に於ては右の外更に株式に運用し、又不動産に運用してゐる場合が若干あるのである。

「分類所得税」 合同運用信託の受益者に對して支拂はれる信託利益は大部分長期年三分八厘、短期年三分六厘であるが、これ等利益支拂率の如何に拘らず、その利益に對しては一五% (昭和十七年四月より現行の一五%となる、それまでは一〇%) の分類所得税が源泉的に賦課されるのである。

〔二重課税の調整（既納税金の控除）〕 右の如く合同運用信託に付ては、受益者配當に對して分類所得税が課せられるのであるが、合同運用の投資物件中公社債・株式・預ケ金などに付ては、これ等の利子及び配當金を信託会社が受取る際には、その利子・配當金に對して先づ分類所得税が課せられる。信託会社は斯うして一旦分類所得税の課せられた利益の外貨付金利息（これには分類所得税は課せられぬ）などを以て受益者へ支拂をなすのであるから、その受益者支拂額に對して又分類所得税が課せられるとすれば、分類所得税の二重課税となる部分があることとなるのである。この二重課税の不合理を是正するために、信託会社が初め信託財産から生じた果實に對して納めた分類所得税は納めなくてもよい——一應は納めるが實質的にはそれは受益者が信託利益に對して納める分類所得税の一部を信託会社が代つて前納するのだと云ふやうな建前にしてゐるのである。信託会社が代つて納付するのであるから、信託利益の支拂期になつて受益者にそれを支拂ふ場合に、受益者が納付すべき分類所得税の内から、信託会社は自分が代納した額を差引き残額を取纏めて納付すればよい。そして差引いた額はそれを合同運用信託の利益勘定に組戻し、實質的には信託財産から生じた配當・利子に對しては課税されなかつたこととしてゐるのである（所得税法第三十三條）。信託会社の内部に於ては最初信託財産から生じた配當・利子に對して納付する分類所得税を既納税金と稱してゐる。

右既納税金として信託利益に對し受益者の納付すべき分類所得税から控除されるのは、信託財産から生ずる配當利子に課せられる分類所得税だけであつて、例へば配當利子特別税とか外貨債特別税とかは、同様に利子配當に對し課せられる税金ではあるが、既納税金の取扱は受けない。たゞ配當利子特別税及び外貨債特別税などが課せられる利子又は配當は、その利子又は配當額からこれ等の特別税額だけ控除したものを以て分類所得税が課せらるべき利子額又は配當額となすことになつてゐる（配當利子特別税法第十三條、外貨債特別税法第十八條）。

〔國民貯蓄組合法による免税〕 貯蓄獎勵のため國民貯蓄組合法により同組合の斡旋する個人からの預貯金に付ては免税の恩典が與へられてゐるが、其の内合同運用信託に付ては元本七千圓を超えなもので（昭和十七年四月より現行の七千圓となる、それまでは三千圓）且つ信託期間三年以上のものは、信託利益に對して課せられる分類所得税は免除される（國民貯蓄組合法第四條第一項、同施行規則第十九條第三號）。

〔長期信託に對する税率軽減〕 これも貯蓄獎勵特に長期預金吸收のため、昭和十七年四月一日から課税上の臨時措置が講ぜられることになつた。これによれば個人からの合同運用信託（但し命令による合同運用信託に限る）の利益に付ては、銀行定期預金利子などと同様に、現在通常の場合には分類所得税の税率百分の十五であるものが、預入期間一年を経過する毎に百分の一宛軽減され、五年経過を

以て軽減を打切り、結局五年以上経過したものは税率は百分の十になることとなつた。勿論最初の契約期間は短期でも繼續して行けばこの恩恵に與かることが出来るのである。尤もこの臨時措置實施の最初に於ては、過去に遡つて一年半以上経過してゐるものは如何に長いものでも二年を経過したものと看做し、一年半未滿経過のものだけ實際経過年數で計算することになつてゐる。(臨時租税措置法第一條、九條、同法施行規則第一條ノ二十八、)

〔綜合所得税〕 所得税は源泉課税たる分類所得税の外に、その所得者の總所得が法定金額（昭和十七年四月より三千圓、それまでは五千圓）以上に達する者は、更に綜合所得税が課せられるのであるが、この綜合所得税の課税方法に於ては、命令合同運用信託の利益と非命令合同運用信託の利益とは異なる取扱を受けることになつてゐる。即ち命令合同運用信託の利益はその信託利益額から四割を控除した残額を綜合所得に加算するか、又はその代りとして信託利益額（四割控除をなさざるもの）の二五%（昭和十七年四月より現行の二五%となる、それまでは一五%）を源泉的に納付（分類所得税の一五%と合せて四〇%となる）することを受益者の意思によつて選擇することが出来る。(所得税法第三十條第一項第二號、同法第六十三條、同法施行規則第三十三條、同法百十三條。) これに對し非命令合同運用信託に於ては、信託利益額全額が綜合所得に加算され。(所得税法第三十三條、) 又これに代へ源泉選擇をなす方法は許されてゐないのである。

命令合同運用信託と非命令合同運用信託とに對し、何故かゝる差別待遇をなして居るのであるかに付ては、それほど大なる理由があるのではない。昭和十五年四月より現行所得税法が施行される迄は、貸付信託と稱せられるものが大體現在の命令合同運用信託に相當するものであつたが、この貸付信託の利益は所謂第二種所得として公社債利子、預金利子などと共に、源泉所得税^(源泉所得税)が賦課されるだけで、綜合所得税^(綜合所得税)の賦課はなかつた。これに對し非貸付信託（現在の非命令合同運用信託に近いもの）の利益には源泉所得税の賦課はなく、代りに綜合所得税が課せられてゐた。これによれば大體貸付信託の税負擔は軽く、非貸付信託の税負擔は重かつたのである。この貸付信託や非貸付信託のことは後で別に説明するが、貸付信託に於ては株式投資は出来なかつたのであるのに對し、非貸付信託では株式投資が出来た。我が國に於ては從來株式に對しては傳統的に税が重課されて來たのであつて、此の傳統によつて貸付信託と非貸付信託との課税上の取扱が違つてゐたのである。然るに昭和十五年四月から現行所得税法が施行され、貸付信託と非貸付信託との區別に代つて、命令合同運用信託と非命令合同運用信託との區別が生じ、そして税も兩者に對して源泉所得税と綜合所得税とが共に課せられることになつた。若し課税の内容が兩者に對して全く同一であるならば、從來の貸付信託に當るものが相對的に税の負擔が重くなり、不利なことになる譯である。そこで從

來の傳統を引き繼いで、矢張貸付信託に相當するもの即ち命令合同運用信託を良く待遇するために、前記のやうな差別を設けることになつたのである。

〔ボーナスに對する課税〕 第一章中に述べた通り昭和十五年五月一日から長期金銭信託に對し、通常の信託利益の外にボーナスが附加されることになつてゐるが、このボーナスは普通の信託利益と全く同様に扱はれ、分類所得税及び総合所得税が課せられるのである。

〔法人の場合〕 法人が指定金銭信託を有する場合に於ては、それが命令合同運用であつても非命令合同運用であつても、個人の場合と同様に一五%の分類所得税が課せられる。但し法人の場合には國民貯蓄組合法による免税とか長期信託に對する税率の軽減などはない。又法人には総合所得税が課せられない代りに法人税が課せられる。此の法人税に付てはそれが命令合同運用信託であつても個人の総合所得税の場合のやうに信託利益の四割が控除されると云ふやうなことはない。

法人税計算の場合に於ては法人が納付した分類所得税たる配當利子所得税（信託利益に對する分類所得税だけでなく公社債利子、預金利子等に對する分類所得税に付ても同様）は、申請により法人税から控除される規定がある（法人税法第十條）。これに關して信託制度上看逃し得ない一つの問題がある。元來法人に對して右のやうな取扱が認められたのは、法人には實質的には分類所得税は課せないことにしようとする税法

上の建前から來てゐるのである。所が實際問題としては銀行とか保險會社とか云ふ證券投資の多額なる法人では、法人税額よりも控除を申請する配當利子所得税額が大なる場合が多い。此の場合控除不足額は返却して呉れることはないのであつて、結局控除不足額だけは法人は分類所得税を納付する結果となるのである。故に此の如き状態になる所の法人では、配當利子所得税の賦課される合同運用指定金銭信託を避けて、後に述べるやうにこの税の課せられない單獨運用指定金銭信託を希望することになるのである。現行所得税法以前に於ては、大體現在の非命令合同運用信託に相當する非貸付信託の利益に對しては、源泉課税の賦課はなく、総合所得税だけが課せられてゐた。上記の如く公社債利子などに對する源泉所得税の納付が多く、その控除のために総合所得税は實際上等となるやうな法人は、非貸付信託を利用してその利益に對しては全然所得税を負担せず居ることが出來たのである。現行所得税法では非命令合同運用信託でも、その利益に對して源泉課税があることになつたので、従前同様総合税（法人税）は實際上負擔しなくても、源泉税だけはどうしても課せられることになつた。この理由によつて結局非命令合同運用信託（命令合同運用信託は勿論のこと）は、從來の如くに特に有利な點は無くなり利用されなくなりつゝある。第一章中に述べた所の現行所得税法施行以來法人の合同運用信託が減り單獨運用指定金銭信託（運用を貸付金とす）が増加してゐるのはこ

の理由によるのである。單獨運用の増加に付てはなほ後記の合同運用信託以外の信託の利益に關する「貸付金利子」(第三頁六十一)の説明を參照せられたい。

「非課税團體の場合」公益法人其他所得税を課せられない團體が受益者である場合に於ては、信託財産から生ずる所得に對しても信託利益に對しても所得税は全然課せられない。信託會社は實際取扱の便宜上から、これ等非課税團體が受益者であるものだけを以て、別個な合同運用團を組成せしめて居る場合が多い。

右の如く受益者の性質から所得税が課せられない場合の外、信託の性質から云つて公益を目的とした信託(第六十六條)にも所得税は賦課されないことになつてゐるが(第六十八條第三項)、我が國の信託會社では公益信託は未だ實際には取扱はれてゐない。

(2) 合同運用信託以外の信託の利益

合同運用信託以外の信託とは、金銭信託中の合同運用以外のものと金銭信託以外のすべての信託である。金銭信託中に於ても特定金銭信託や單獨運用指定金銭信託などは合同運用信託以外の信託であることになる。

合同運用信託以外の信託から生ずる利益に對する課税に付ては次の規定がある。

(所得税法第六條第一項)

信託財産ニ付生ズル所得ニ關シテハ其ノ所得ヲ信託ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ有スルモノト看做シテ所得税ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ支拂ヲ爲ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

信託財産の名義上の所有者はすべて信託會社であるが、實際上それは受益者が所有して居るのであるから、名目上の法律關係によらず實質に即して課税する建前を採り、合同運用信託だけを例外として取扱つたのである。無論この賦課は分類所得税も綜合所得税をも含む。斯うした課税をなすためには、信託會社は各信託に付き契約一口毎に收支の計算書(所得税法第六十八條)を作つてこれを所轄稅務署に提出し、稅務署はこれに基いて受益者に對し分類所得税及び綜合所得税を課するのである。合同運用信託の場合に比し單純であるが、以下各種の場合に付き例示的に説明を加へることとする。

「公社債利子・株式配當」特定金銭信託、單獨運用指定金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託に於て買入れた有價證券の利子・配當及び有價證券の信託に於ける受託證券の利子・配當などは、實際上信託會社が受益者に代つて利子又は配當の支拂者から支拂を受ける。そしてその支拂を受ける時に分類所得税は差引かれ、これを以て受益者が納付したことになる。綜合所得税に付ては、信託會社から稅務署に對し提出する計算書に基き一定以上の綜合所得ある受益者に對し稅務署から直接賦

課することになつてゐる。尤も、公社債利子に付ては實際上所得税法第六條により源泉課税の選擇をなす者が多い。受益者がこの源泉課税の選擇をなす場合に於ては、信託會社から利子支拂者にこれを申請し、信託會社が利子受領の時に分類所得税と共に差引かれるから、再び税務署から受益者に對し賦課されることはない。

〔貸付金利子〕 特定金銭信託、單獨運用指定金銭信託、金銭債權の信託などに於て、信託財産たる貸付金に付き利子を收入した場合には、税務署は信託會社の計算書に基き受益者に對し分類所得税たる乙種配當利子税(所得税法第十條、第十二條、第十五條)及び総合所得税(所得税法第三十條、第一項第四號)を課することになる。

右の場合受益者が法人であるときは、全然右の課税は無いことになる。法人には総合所得税の賦課のないことは曩に述べた通りであるし、分類所得税も甲種配當利子税に相當するものだけであつて、貸付金利子などに對する課税たる乙種配當利子税に相當するものはないのである(所得税法第三十條、第一項第一號)。前に合同運用信託の利益の「法人の場合」中に述べた通り、法人が單獨運用指定金銭信託をなしこれを貸付金に運用するものが増加してゐるのは主としてこの理由によるのである。

〔不動産の收入〕 不動産の信託や金銭信託以外の金銭の信託などに於ける信託財産たる不動産から生じた收入(不動産所得)に付ては、信託會社はその收入と必要経費(不動産に對する税金・修繕費・收入を得る

に必要な負債の利子等の外、信託報酬も必要経費となる)を計算書を以て税務署に報告し、税務署はこれによつて受益者に對し分類所得税(所得税法第十二條、第十四條)及び総合所得税(所得税法第三十條、第一項第一號)を課するのである。

〔運用有價證券信託に於ける運用利益〕 運用有價證券信託に於ては受益者の受くる利益は二つのものから成る。即ち委託した證券自體の利子とその有價證券の運用から生ずる利益とである。この内委託證券自體の利子に付ては前に「公社債利子・株式配當」中に述べた所の取扱を受ける。有價證券の運用から生ずる利益は、受益者がその財産を有するものと看做されることは同様であるが、その利益は乙種事業所得(所得税法第十條、第三項の乙種)となるのであつて、その利益の中からこれを得るために要した借入金利子や信託報酬は必要経費として控除され(所得税法第十二條、第一項第四號)、結局受益者に交付される運用純益に對して分類所得税及び総合所得税が賦課されるのである(所得税法第十七條以下、基礎控除の規定参照)。

なほこの運用有價證券信託に於ては、運用財産中に有價證券がある場合には、その利子に對して分類所得税(甲種配當利子税)が課せられ、更に受益者に支拂はれる運用益に對して以上の如く課税されることすれば二重課税となるのであるが、此の二重課税を調整する方法に付て税法上規定がなく事實上二重課税とならざるを得ないのである。それ故信託會社ではこの信託に於ては實際上なるべく證券投資を行はず貸付金へ運用することにして居る。貸付金利子には分類所得税は課せられないか

ら二重課税は起らないのである。

以上述べたのは受益者が個人の場合である。受益者が法人である場合には、委託證券自體の利子に對する分類所得税の外全然所得税の賦課はない。

(3) 舊所得税法に於ける課税方法との相異點

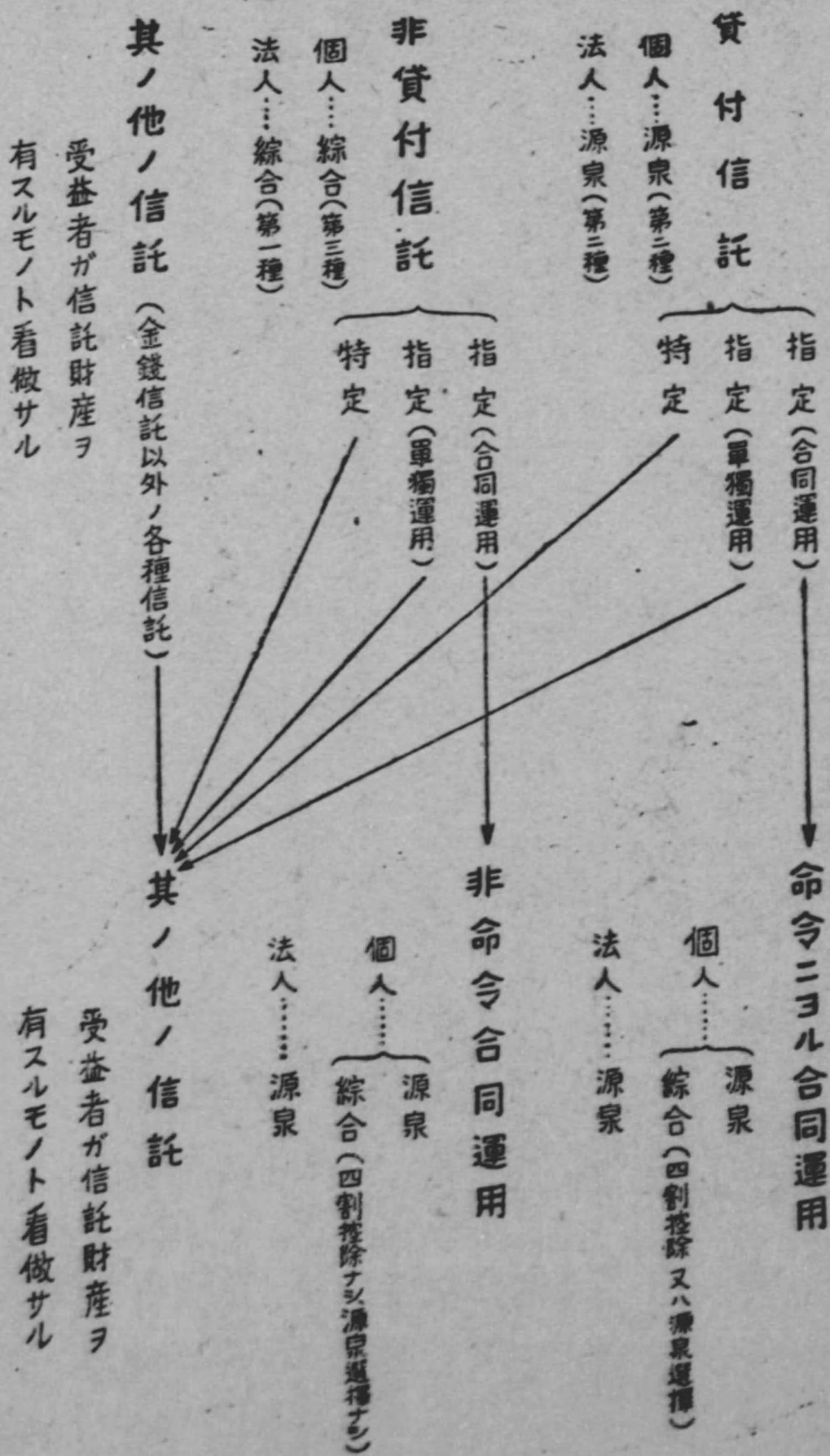
舊所得税法と現行所得法とに於て、信託財産に付き生ずる所得に對する課税方法が如何に相異するかに關し大様を述べて置きたい。先づ便宜上圖解によつて各種信託を新舊所得税法上に於ける區別に従ひ對照すれば次頁に示す通りである。

〔貸付信託と命令による合同運用信託〕 舊税法に於ては貸付信託であり得たのは、運用を公社債・預ケ金・貸付金に限定した金銭信託でさへあれば、指定金銭信託でも特定金銭信託でもよかつたし又合同運用でも單獨運用でも差支なかつた。勿論事實上是貸付信託と云へば合同運用の指定金銭信託と云つてよかつた。それは合同運用指定金銭信託が壓倒的に多かつたからである。現行所得税法に於ける命令合同運用信託は舊税法に於ける貸付信託中の合同運用指定金銭信託だけで、特定金銭信託がさうである場合は先づ絶無である。而して貸付信託と命令合同運用信託の課税上の取扱に於ける相違は、貸付信託は受益者が個人であつても法人であつても源泉税(第二種所得税)だけしか賦課

されなかつたのに對し、命令合同運用信託では個人に對しては舊第二種所得税(及び資本利子税)に相

(舊所得税法ニ於ケル取扱)

(現行所得税法ニ於ケル取扱)



當する配當利子所得税が源泉税として課せられる外、総合所得税も課せられることになり、法人に對しては源泉税だけが課せられることになつたのである。

舊貸付信託に於ては現行の命令合同運用信託と同様に、事實上受益者は個人のものが大部分を占めてゐた。これは法人の場合に於てはこの貸付信託に對して課せられた第二種所得税（現行税法に於ける分類所得税に相當）は、申請により第一種所得税（現行税法に於ける法人税に相當）から控除される建前であつたが、第二種所得税が第一種所得税よりも多額で控除し切れない場合に、その控除不足額は納め切りとなるがため、斯様な法人は次に述べる非貸付信託を利用してゐたからである。

〔非貸付信託と非命令合同運用信託〕 貸付信託の運用範囲は公社債・預け金・貸付金だけであつたが、それ以外の財産（事實上は主として株式）にも運用し得るのが非貸付信託であつて、この運用範囲の點に於ては非命令合同運用信託も同じである。たゞ非貸付信託と非命令合同運用信託とはこれに包含される信託の種類が違ふ。この相違は貸付信託と命令合同運用信託との相違と同様である。而して課税上に於ては、非貸付信託は法人・個人共に総合課税（法人には第一種所得税、個人には第三種所得税）だけであつたが、非命令合同運用信託となつてからは個人は源泉税と総合税の兩者、法人は源泉税だけである。上記非命令合同運用信託の個人に對する総合所得税は、前記圖解に示した通り命令合同

運用信託に於ける個人に對する総合所得税と課税の方法が稍異なるもので、その詳細は「総合所得税」（第五十頁）中に述べて置いた所を参照せられたい。

舊税法に於ける非貸付信託には総合課税だけであり源泉課税が無かつたために、個人で総合所得税が課せられるまでに至らない小額所得者には利用されることが多かつたし、又法人には源泉所得税の課せられる貸付信託よりも総合所得税しか課せられない非貸付信託が有利であつたから、貸付信託では第一種所得税から第二種所得税が控除し切れない場合がある。斯様な法人が非貸付信託をなせばそれには源泉税は無いし、又第一種所得税は増加する容とはなるがそれは控除し切れなかつた第二種所得税の控除し得る幅を廣げるだけで、事實上負擔の増加とはならぬ場合が多かつた。斯うした個人・法人によつて利用せられて居たのである。然るに非貸付信託が非命令合同運用信託に代るに至つてからは、個人及び法人共に源泉税賦課のために、前述非貸付信託の場合の如き實際には課税を受けないことになることと云ふ妙味が無くなつてしまつた。殊に法人の場合には命令による合同運用でも、非命令合同運用でも變りはないことになり、勢ひ貸付金投資を主とする單獨運用を増加せしめるに至つたことは既に述べたところである。

以上非命令合同運用信託はこれを委託者側から見ると不利益なものとなる。しかしながらこれを受託者即ち信託会社の側から云ふと、非命令合同運用信託は株式にも運用されるのであるから運用

益は多くなる。そして受益者に対する信託利益の配當は、命令による合同運同信託とは區別はないのであるから、信託會社に對する信託報酬を多からしむることになるのである。

「舊税法に於ける「其ノ他ノ信託」と現行税法に於ける「其ノ他ノ信託」 課税上の取扱に於ては何れも受益者が信託財産を有するものと看做し、受益者に課税するのであるからこの點に於ては相異はないが、唯「其ノ他ノ信託」の範圍が現行税法に於ては合同運用以外の金銭信託をも含むことになつただけ廣くなつた。

二 信託財産の移轉に関する税金

我が國現在の租税制度に於て移轉税的な税金は、相続による財産移轉の場合に財産の種類に關係なく全財産に對して課せられる相続税と、財産自體の移轉に對して課せられるものとして、有價證券移轉税と不動産移轉税とがあるだけである。

財産信託の制度に於ては、信託行爲により表面的、法律的には所有權の移轉が起るために、右に述べた範圍内に於て移轉に関する税の問題が生じて來る譯である。しかしながら元來信託による財産の移轉の場合には、信託當事者間には實質的には移轉が起つてゐないのと同様であるから、税制

扱も右に述べた不動産の移轉、有價證券の移轉、相続による移轉の場合に於ける一般課税の原則に對し、信託による移轉の場合を除外例的非課税の取扱になし、唯或る特殊の場合だけに課税する建前を採つてゐるのである。

(1) 不動産の移轉に関する税金

〔不動産の信託の場合〕 一般に不動産の賣買其他による移轉に付ては、移轉税的な名目の課税はないが（後記の地方税としては存する）、所有權移轉のために登記をなす際、登録税法により登録税として移轉税に當る税を課せられることになつてゐる。不動産の信託の場合に於ては、最初信託契約をなしたときに委託者から信託會社への所有權移轉登記をなし、且第三者への對抗條件を具備させるために信託財産たることの表示の登記をする。そして信託終了の時には、元本の受益者への所有權移轉登記をなし、同時に又信託表示の登記を抹消するのである。而して最初委託者から信託會社へ所有權移轉をなす場合の登記には登録税は要らぬ。又信託が終了して受益者へ所有權を移す場合には受益者が最初の委託者である場合には登録税は要らぬが、受益者が委託者以外の者である場合及び委託者と委託者以外の者との共同名義となる場合には登録税が課せられるのである（登録税法第三條ノ二、第十九條ノ二）。委託者の相続人に對して所有權移轉の場合にも登録税を要するが、これは相続に因る所有權移

轉登記の登録税と看做されるのである(登録税法第十九條)。次に信託表示の登記に付ては、最初信託をなした時の登記に登録税を要し、又信託が終了して抹消する時にも要するが、これは不動産の價格には關係なき輕微な手數料的のものである(登録税法第二條第十、十一條)。

〔金銭信託以外の金銭の信託の場合〕 所謂投資信託に於て信託會社が委託者から不動産の買入を指圖されて買つたやうな場合はどうか。この場合には買入れた時に賣渡人から信託會社への所有權移轉の登記をなし、之に對し登録税が要することになる。而して信託終了により受益者に對し移轉の登記をなす場合には、受益者が最初の委託者であるか否かにより前に述べた不動産の信託の場合と同様になる。信託表示の登記はこの信託の場合には省略されることも尠くないのであるが、若しやるとすればこれも前の不動産の信託の場合と同様である。

〔地方税の賦課〕 以上は不動産の登録税に付て云つたのである。地方税としての不動産取得税(府縣税)と其の附加税(市町村税)が信託による不動産移轉に對して賦課される場合がある。この税も通常信託による所有權移轉登録税と同じく委託者から信託會社へ移轉の場合にはかゝらず、信託會社から受益者へ移す場合にだけかゝり、その場合でも元本受益者が最初の委託者である時はかゝらぬ。附加税の方も本税たる取得税に伴ふのであるから大體同様である。

(2) 有價證券の移轉に関する税金

一般に有價證券の移轉に對しては有價證券移轉税法により課税されるのであるが、信託による移轉の場合には最初信託の時に於ける委託者から信託會社への移轉、信託終了の場合に於ける信託會社から委託者又はその相續人への移轉には課税されないのである(有價證券移轉税法第十條)。信託に付ての除外例は右二つの場合だけであるから、例へば金銭信託以外の金銭の信託に於て信託會社が委託者の指圖によつて有價證券を買つた場合とか、又信託終了により委託者又はその相續人以外の者を受益者として移轉する場合とかに於ては賦課されることになる譯である。

(3) 相續税

一般的な問題として、信託の受益者に相續が開始せられたときは、その信託受益權は相續財産の一部となり、これに對し相續税が課せられるのであるが、かゝる一般的な場合の外、信託と相續との關係に付ては以下の如く特殊な場合があるのである。

相續税法上親族關係者に對し贈與をなしたるときは遺産相續があつたものと看做し、相續税を課することゝなつて居るのであるが(相續税法第二十三條)、他人を受益者として信託をなした場合には、恰も效果に於てはそれは委託者が受益者に信託財産を贈與したと同様になるため、相續税法に於ては受益者

が委託者の親族關係者である場合には、上記規定による贈與即ち遺産相續があつたものとなして相續税を課するのである。唯しかし贈與があつたと看做される時期即ち相續税の課せられる時期は信託をなした時ではなく、受益者が現實に受益した時である。それから相續税法では元本の受益と元本から生ずる収益の受益とを分けて考へ、収益だけの受益に對しても相續税が課せられることになつてゐる。なほ受益が數回に分れる場合の相續開始の時期、受益者が不特定又は未存在の場合の取扱等種々詳しい問題があるのであるが此處には以上一般的に記述だけに止める(相續税法第三、十三條ノ二)。

三 信託財産に付き生ずる所得に對する課税と

信託會社に對する課税との關係

信託會社にはその固有の利益に對して税金が課せられることは一般の法人と同様である。唯信託會社には固有の利益の外に信託財産に關する利益がある。而して信託財産は名目上信託會社の所有に屬するものである。それで税制上信託會社に對する課税の場合には信託財産關係の利益は除外する取扱が必要となる譯である。

法人に關する税の種類は法人税・營業税・臨時利得税等であるが、法人税法第五條、營業税法第

六條、臨時利得税法第五條ノ三によつて、金錢信託の合同運用の收入・支出は信託會社の總益金及び總損金に算入せぬことになつて居り、又合同運用信託以外の信託に付ては、信託財産より生ずる所得は其の所得を信託の利益として享受する者が信託財産を有するものと看做されるから、信託會社固有の利益からは除外される。従つて何れも信託會社固有の負擔としての税金は課せられぬことになるのである。

第三章 信託會社の業務報告書

信託會社の業務報告書中主要なる部分に付き説明する。信託會社の業務報告書は、營業報告書、貸借對照表、損益計算書、準備金及利益の配當に関する書面の四つの部分によつて構成されてゐるのであるが、これ等の内準備金及利益の配當に関する書面は、銀行や一般の會社の場合と殆んど同様であつて特に説明を加へる程のことなく、又信託業法施行細則所定の業務報告書雛型によれば營業報告書中には各種信託、固有勘定、併營業務などに關する内譯が相當詳しく記載さるべきことになつてゐるが、(尤もこれ等の大部分は信託會社が一般に公表する業務報告書中には省略されてゐる)、それを一々説明することは無用に煩雜を加へることになるから、以下本章の説明では主要部分であるところの貸借對照表、損益計算書及び業務報告書中の各種信託の信託財産別内譯と、それから業務報告書中にはないものであるが、信託協會發表の「全國信託會社信託財産調」が一般には參考となると思ふのでこれを附け加へて解説する。

信託會社の貸借對照表及び損益計算書には後に述べる如くに、何れも信託勘定と固有勘定との二

つがあるのである。信託勘定の方は第一章中「各種信託業務」として述べた所の業務に属する資産、負債又はこれ等に關する損益を處理するものであり、固有勘定の方は「營業上の資金」及び「併營業務」等右信託勘定以外の資産、負債又はこれ等に關する損益を處理するのである。信託業法施行細則の雛型では同一貸借對照表又は同一損益計算書の内に信託勘定の部分と固有勘定の部分とを併記することになつて居る。本章の説明では便宜これを切離し、先づ信託勘定の貸借對照表と損益計算書とに付て説明し、それから固有勘定の貸借對照表と損益計算書とに付て説明し、それから固有勘定の貸借對照表と損益計算書とに付て説明する。

雛型A)

(信託業法施行細則附屬業務報告書雛型中記載)

第何期末昭和 年 月 日現在貸借對照表

何信託株式會社

科 目	資 産 (借 方)		科 目	負 債 (貸 方)	
	金	圓		金	圓
國 有 勘 定			國 有 勘 定		
拂 込 未 済 資 本 金			法 定 本 金		
外 國 債 券			法 定 備 蓄 金		
地 方 債 券			法 定 積 立 金		
社 債 券			何 積 立 金		
株 債 券			何 積 立 金		
外 國 債 以外ノ 外 國 證 券			擔 保 付 保 證 債 務		
公 債 其ノ 他 有 價 證 券 擔 保 貸 付 金					

科 目	資 産 (借 方)		科 目	負 債 (貸 方)	
	金	圓		金	圓
所 有 不 動 産			無 擔 保 保 證 債 務		
公 債 其ノ 他 有 價 證 券 擔 保 貸 付 金			擔 保 附 社 債 元 利 支 拂 資 金		
不 動 産 抵 當 貸 付 金			假 受 未 拂 金		
財 團 抵 當 貸 付 金			補 填 補 足 未 拂 金		
公 共 團 體 及 産 業 組 合 ニ 對 スル 貸 付 金			租 稅 公 課 引 當 金		
銀 行 へ ノ 預 ケ 金			未 拂 配 當 金		
郵 便 貯 蓄 金			未 經 過 利 息		
銀 行 引 受 手 形			當 期 純 益		
信 託 會 社 引 受 手 形			內 使 用 人 退 職 手 當 基 金 戻 入 前 期 繰 越 金		
保 證 債 務 見 返 金					
假 替 金					
立 替 金					
營 業 用 土 地 建 物 什 器 金					
現 金					
信 託 勘 定			信 託 勘 定		
外 國 債 券			金 錢 信 託 以 外 ノ 金 錢 ノ 信 託		
地 方 債 券			有 價 證 券 ノ 信 託		
社 債 券			金 錢 債 權 ノ 信 託		
株 債 券			土 地 及 其ノ 定 著 物 ノ 信 託		
外 國 債 以 外 ノ 外 國 證 券			地 上 權 ノ 信 託		
公 債 其ノ 他 有 價 證 券 擔 保 貸 付 金					

不 動 産 抵 當 貸 付 金	財 團 抵 當 貸 付 金	公 共 團 體 及 産 業 組 合 三 對 ス ル 貸 付 金	債 權 擔 保 貸 付 金	保 證 貸 付 金	手 形 貸 付 金	銀 行 へ ノ 預 ケ 金	郵 便 貯 金	貸 付 有 價 證 券	生 命 保 險 債 權	不 動 産 債 權	地 上 權	公 債 社 債 既 經 過 利 息 前 拂 金	公 債 社 債 其 他 ノ 未 收 利 息	現 金
合 計	計													
合 計	計													

一 信託勘定貸借対照表

前掲雛型のやうに信託勘定貸借対照表と固有勘定貸借対照表とが相並んで居るのを見ると、夫々

が各一個の會計の状態を示す貸借対照表の如くに見える。固有勘定の貸借対照表は云ふまでもなく信託會社固有の單一なる會計の状態を表示するものであつて、これは一般に銀行や會社の貸借対照表などと同様な性質のものである。然るに信託勘定貸借対照表は複數の會計の貸借対照表を重ねて集計したやうな性質のものである。信託會社は多數の委託者から各種の信託を受けると、一人一人に付て資産・負債を別整理にしなければならぬ。即ち一人一人が一個宛の會計を有して居ることになるのである。唯指定金錢信託は既に述べた合同運用の方法によるものゝ如きは、一個の會計が多數の委託者からの信託を以て構成せられてゐるのであるが、兎も角信託勘定の貸借対照表は一人が一個の會計、或は複數人が一個の會計をなす所の多數の會計の貸借対照表の集計表であると云つてよいのである。

右の貸借対照表は信託會社が業務報告中に載せ、或は新聞公告などを以て外部に發表するものであるが、信託會社の内部では別に各種信託別に細合した貸借対照表を作成してゐるものである。以下先づ主なる資産・負債科目に付て説明をなし、後にこの内部にて作成する各種信託別貸借対照表に付て一言することにする。

(1) 負債科目の説明

〔金銭信託〕 この科目の中には指定金銭信託も特定金銭信託も含まれる。又これ等指定金銭信託及び特定金銭信託の元本として預入を受けたものは勿論、此の外利益金・假受金・未経過利益・未拂配當金・留保金・借入金と云つたものもこの科目の中に含まれるのである。つまり金銭信託に關聯して起きたすべての負債金額が、金銭信託と云ふ一本の科目に掲載されることになつてゐるのである。しかし受託元本が大部分を占めてゐることは言ふまでもない。

右の内利益金とは預入を受けた信託元本を運用して得た収益である。毎期の首めからこの収益はだん／＼集積されて行つて、期末にはこの内から信託會社自體の信託報酬が引去られ、翌期の初めに受益者へ信託利益として支拂はるべきものや留保金に振替へられるものが残ることになるのである。尤も期の途中に期限の來た金銭信託の利益は、その時にこの利益金から落されて受益者に支拂はれる。

假受金とは例へば信託金の運用として貸付金をなし期日に切替へられると云ふやうなときに期日前に利息を持つて來たり、信託金を地方から送金して來たけれども書類が不備で正式に受入れられないと云ふやうな場合に起る。後で述べる留保金を假受金として整理して置く所もある。

未経過利益と云ふのは貸付金利息の未経過分であつて、これは當期の利益金とせず未経過利益

として預つて置くのである。

未拂配當金、これは前期の信託利益中元加契約のないもの即ち現金拂のものは、受益者が受取りに來るまでは未拂となるので、未拂配當金として預つてゐるのである。

留保金、これは既に第一章中合同運用信託の説明に際して述べた通りで、期末又は翌期始めに利益金から繰入れて保留するのである。

借入金金は金銭信託の場合には稀にしか起らないのであるが、若し金銭信託に屬する分として借入金(又はコールマネー)を行つた場合には、これも金銭信託の科目の中へ含めて計上するのである。

〔有價證券の信託〕 この科目は管理有價證券信託(又は表示有價證券信託)及び運用有價證券信託として委託を受けた有價證券の額を計上するのである。これ等の有價證券は既に述べた所の信託價格によつて計上される。此處は負債科目としての金額を計上するのだから、受託した有價證券が運用のため手許に無いものでも全部記載しなければならぬ。

この科目に於ても受託元本(受託有價證券)の外に、利益金や、借入金、假受金、未経過利益などが含まれることは金銭信託の場合と同様である。既に述べた通り借入金勘定の多いことはこの信託の特異な點であつて、有價證券の信託として計上される負債金額が、受託した有價證券だけであると

考へると大變な間違となるのである。この借入金額が何程含まれてゐるか云ふことを局外から窺ひ知することは困難であるが、後に信託協會發表の「全國信託會社信託財産調」を説明する時に、この借入金勘定の推測方法を併せて述べることにする。

〔金銭信託以外の金銭の信託〕

〔金銭債權の信託〕

〔土地及其の定著物の信託〕

〔地上權の信託〕

以上何れも受託元本の外、夫々の信託に關聯する若干の利益金、假受金などが含まれてゐるのである。

(2) 資産科目の説明

〔有價證券〕 貸借對照表資産の部には有價證券は各種類別に掲載される。即ち大抵國債・外國債・地方債・社債・株式などに分れてゐるのである。此處へ記載される有價證券は所有權が信託會社にあるもの即ち手許に持つてゐるもの及び借入金などの擔保に供したものであつて、貸付有價證券は貸付けた有價證券の返還を受くべき權利は信託會社の財産ではあるが、その有價證券自體は會

社の財産ではなくなつてゐるのであるからこゝには含まれないのである。

右各種有價證券は各種の信託に屬するものである。即ち前に述べたやうに金銭信託の内の主として指定金銭信託を以て買入れたもの、金銭信託以外の金銭の信託に於て買つたもの、有價證券の信託の内の運用受託證券及び管理受託證券、又同じく有價證券の信託中の運用有價證券信託に於て、受託證券を擔保として借入れた資金を以て買つた有價證券などが主なるものである。以上の内受託した資金及び借入金資金で買つたものを投資證券とし、又それ以外のもの即ち有價證券の信託に於ける運用受託及び管理受託の證券は受託證券として區別されてゐる。

貸借對照表の上では、以上各種有價證券の内何程がどの信託に屬するかと云ふことは全然判らない。これは業務報告書中の各種信託財産別内譯によつて或程度知り得るのであつて、これに付ては後項に述べることにする。

〔貸付金〕 これも貸付種別毎に十個程の科目が設けられてゐるが、その内主なるものは有價證券擔保貸付金、財團抵當貸付金、手形貸付金等である。種々の擔保付貸付金の中に手形による貸付及び證書による貸付があるのに、なほ別に「手形貸付金」「證書貸付金」なる科目があるが、これは無擔保の手形貸付金又は無擔保の證書貸付金を云ふのである。

これ等各貸付金も無論各種の信託に属する資金によるものであるが、事實上金銭信託によるものが大部分を占め、他は運用有價證券信託中の借入金で行つた貸付金が比較的多い。どれだけが金銭信託による貸付金であり、又どれだけが有價證券信託に属する貸付金であるかは、矢張貸借対照表の上では判らぬが、これも後に述べる信託財産別内譯を見れば判る。

「銀行への預ケ金」これは大部分金銭信託に属するものであつて、期末に計上される金額は平常の月末に比し特に多い。それは主として翌日受益者に信託利益の支拂をなすための準備で、場合によつては期末ドレッシングの関係によるものもあるかと思はれる。

「貸付有價證券」大部分有價證券の信託中の運用信託に於ける受託有價證券を運用のため貸付けたものであるが、同信託中の借入金で買つた有價證券を貸付けることもある。又稀には金銭信託に属する證券を貸付けることもある。この貸付有價證券として計上される金額は前に述べた通り、有價證券の科目の外にあるのである。貸付有價證券が減少すれば(即ち貸付けたものを回収)、それだけ有價證券の科目に於て増加し、貸付有價證券が増加すればそれだけ有價證券の科目に於て減少が起る關係となる。そして又負債科目たる「有價證券の信託」の金額から借入金や利益金などの金額を除いた實際の受託元本は、資産科目たる有價證券中の受託證券とこの貸付有價證券とを合せた金額に一致

する關係となるのである。

「不動産」大部分土地及其の定著物の信託(即ち不動産信託)によるものである。其の他は金銭信託以外の金銭の信託(投資信託)或は金銭信託による投資不動産であると思つてよい。

「公社債未收利息」これは主として金銭信託に起る。金銭信託では信託受益者に對し年三分八厘とか三分六厘とかの利益の支拂をなすがためには、未收の利息をも利益に計上しなければ利益が足りない場合があるし、又理論から言つても其の期の利益は其の期の受益者に支拂ふべきものであるから、未收であつても利益に計上することが寧ろ妥當なのである。實際上これを利益に計上してゐる會社が多い。斯うして利益に立てるとすれば、實際現金で收入したのではないから資産科目に未收利息として計上することゝなる。有價證券の信託にも未收利息がある譯であるが、金銭信託の場合とは違つて實際收入するまでは利益に計上しない會社が多い。なほこれ等の問題は損益計算書の説明をも参照せられたし。

「生命保険債権」これは金銭債権の信託により受託したもので、負債科目たる「金銭債権の信託」から資産科目たるこの生命保険債権の金額を差引いた残りは一般の金銭債権の信託額であると思つてよい。この一般の金銭債権は前述「貸付金」の中に含まれてゐるのである。

各種信託當期末現在高信託財産別

種 類	金銭信託	金銭信託以外ノ金銭ノ信託	有價證券ノ信託	金銭債權ノ信託	不動産ノ信託	土地及建物ノ信託	地上權ノ信託	土地賃借權ノ信託	計
外國債									
地方債									
特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債									
其他ノ社債									
株式債									
外國債以外ノ外國證券									
國債、地方債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債ヲ擔保トスル貸付金									
前掲以外ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付金									
不動産抵當貸付金									
財團抵當貸付金									
公共團體及産業組合ニ對スル貸付金									

種 類	金銭信託	金銭信託以外ノ金銭ノ信託	有價證券ノ信託	金銭債權ノ信託	不動産ノ信託	土地及建物ノ信託	地上權ノ信託	土地賃借權ノ信託	計
債權擔保貸付金									
保證貸付金									
手形貸付金									
銀行へノ預ケ金									
郵便貯金									
貸付有價證券									
生命保險債權									
不動産									
地上權									
公債社債既經過利息前拂金									
公債社債其他ノ未收利息金									
現 計									

資額であつて、指定金銭信託合同運用の投資が大部分を占めることは言ふまでもない。預ケ金及び現金の科目に記載される金額は、この信託に於ける金繰上の資金であつて、預ケ金は期末には特に膨脹することは貸借対照表の項で述べた通りである。

金銭信託以外の金銭の信託は所謂投資信託で、どの科目に金額が記載されるかによつて指圖された投資物件を知ることが出来る。預ケ金や現金の科目にも記載されるが、これは投資上附隨的に生

ずるものであつて、これが指圖された投資であるのではない。資金を受託してまだ投資をしない場合にも預ケ金等が生ずる。

有價證券の信託の欄では各有價證券科目に記載される金額は、管理有價證券信託に於ける受託證券、運用有價證券信託に於て運用を委託された有價證券、同じく運用有價證券に於て借入金をも以て買入れた有價證券を合算したものである。但し運用を委託された有價證券中貸付有價證券に運用したものはこゝに入らず貸付有價證券の科目に記載される。この有價證券の信託の各有價證券科目には、右に述べた通り三つの種類のものが合算掲載されるのであるが、その各の金額が判らぬことは頗る遺憾である。少くとも受託證券（管理及び運用を合せたる）と借入金で買った投資證券との區別位は判るのではなくては、表の意味が甚だ薄いものになる。この有價證券の信託に於て貸付金科目に記載されるのは、運用有價證券信託に於ける借入金金を以て貸付けたものである。

金銭債権の信託の欄には主として生命保険債権の科目とその他若干は貸付金科目に記載される。土地及其の定著物の信託欄は主として不動産の科目にのみ記載される。預ケ金・現金などに記載されることもあるが、それは地代・家賃の取立金、不動産處分代金などが委託者に支拂はれるまでの間一時的にこゝに記載されるのである。

三 全國信託會社信託財産調

信託協會ではその會員たる全國信託會社の信託勘定貸借對照表を集計して次頁に掲載してあるやうな「全國信託會社信託財産調」なる統計を毎月公表してゐる。これは信託業態の大勢を知る上に役立つものと思はれるから、實數其の儘を使用して説明を加へることにする。各科目の説明は既に以上述べた所で盡きてゐるから省き、各科目間の關係その他參考となるべき點のみに付て數字的に説明する。

(1) 各種信託別の觀察

〔有價證券の信託の内容〕 順序が前後するが便宜上有價證券の信託から云ふ。この信託に於ける負債科目の内容をなすものは、受託元本たる有價證券と借入金が大部分を占めてゐる。この外利益金や其の他のものが若干あるが、それは極めて僅小であるから數字上は不問に附してもよい。この受託元本に當るものは、資産科目たる受託有價證券と貸付有價證券との合計額がそれである。従つて負債たる有價證券の信託の總額から受託有價證券及び貸付有價證券を差引いた残りが借入金金額に當ることになる。實數に付て計算すれば次の通りである。

全國信託會社信託財產調

(昭和十七年四月末現在) 信託協會

科 目	金 額	前月末トノ 比 較	前年同月末 トノ 比較
	千圓	千圓	千圓
資 産 勘 定			
投資有價証券	381,673	+ 2,814	+ 48,174
國外 (内、滿洲)	44,673	- 1,123	+ 9,563
地社株	(44,673)	- (1,123)	+ (9,563)
外國債以外ノ外國證券	39,110	- 2,442	- 14,356
外國債以外ノ外國證券	698,096	+ 6,055	+ 215,943
外國債以外ノ外國證券	132,614	+ 5,266	+ 33,673
外國債以外ノ外國證券	123,407	+ 1,651	+ 38,393
外國債以外ノ外國證券	(123,407)	+ (1,651)	+ (38,393)
計	1,419,574	+ 12,253	+ 331,392
受託有價証券	284,398	+ 11,967	- 89,551
國外 (内、滿洲)	283	- 3	- 408
地社株	(283)	- (3)	- (408)
外國債以外ノ外國證券	48,468	+ 2,429	- 13,112
外國債以外ノ外國證券	33,757	- 191	- 9,378
外國債以外ノ外國證券	145,183	+ 997	+ 29,123
外國債以外ノ外國證券	3,392	+ 21	+ 952
外國債以外ノ外國證券	(3,392)	+ (21)	+ (952)
計	515,484	+ 15,221	△ 82,374
貸付金	530,129	+ 8,876	- 11,697
有價証券擔保貸付	91,376	- 1,152	- 11,267
不動產擔保貸付	188,251	+ 254	- 5,189
不財債保	79,956	+ 2,532	- 7,239
公共團體及產業組合	107,007	- 1,057	- 2,888
公證手	21,357	- 102	- 4,237
現其	18,525	- 714	- 2,631
計	772,951	+ 2,948	+ 88,743
銀行へ預貯金	61,715	+ 12,017	+ 23,251
郵便貯金	238	+ 91	+ 42
貸付金	68,978	- 13,058	+ 9,681
不動産	68,253	- 20	+ 566
土地	13	-	-
生命保險	29,101	+ 224	+ 8,504
(保險契約金額)	(105,989)		
現其	10,505	+ 307	597
計	4,183	- 150	35
計	3,978,605	+ 38,471	335,226
金 錢 勘 定	3,200,595	+ 50,159	+ 413,066
金錢信託以外ノ金錢信託	9,110	+ 2	+ 1,651
金錢信託以外ノ金錢信託	676,161	- 11,842	- 85,577
金錢信託以外ノ金錢信託	29,989	+ 194	+ 6,759
土地及其上貨倉	62,734	- 43	+ 2,628
土地及其上貨倉	13	+ 1	-
計	3,978,605	+ 38,471	+ 335,226

信託會社の實際知識

九四

有價証券の信託 (負債の部)

六七六、一六一千圓

受託有價証券 (資産の部)

五一五、四八四

貸付有價証券 (")

六八、九七八

合計 (受託元本推定額)

五八四、四六二

差引借入金推定額

九一、六九九

右の内受託元本は管理有價証券の受託と運用有價証券の受託から成立つて居るのであるが、その各別の金額は知りやうがない。唯極大體から云へば、受託有價証券中の國債と貸付有價証券との合計額が運用受託証券の額に近いものであり、又受託有價証券中の國債以外の有價証券の合計額が管理受託証券に近いものであると云つて大過ない。又借入金が如何なるものに運用されてゐるかは全然判らないのであるが、實際上八、九割位が諸貸付金、他が投資有價証券となつてゐるのである。〔金錢債權の信託の内容〕 金錢債權の信託の負債金額は二千九百九十八萬圓であるが、これを構成する財産の大部分は生命保險債權二千九百十萬圓で、差額九十萬圓弱のものは諸貸付金中の何れかの科目に含まれてゐることになる。

〔土地及其の定著物の信託の内容〕 この負債金額は六千二百七十萬圓である。これを構成する財産は勿論不動産であるが、資産科目たる不動産の金額がこれよりも五百五十萬圓程多いのは、他の信託（金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託）の運用によるものである。

〔金銭信託以外の金銭の信託の内容〕 負債金額九百十萬圓に對する資産勘定は、主として不動産と投資有價證券であらうと思はれるのだが、その各別の金額はハッキリとは判らない。若し前段に述べた所の五百餘萬圓程の不動産が主としてこの金銭信託以外の金銭の信託に屬するものであるとすれば、有價證券への投資は三百萬圓程であることになる。

〔地上權の信託の内容〕 これは負債金額一萬三千圓がそのまま、資産勘定に地上權一萬三千圓として現はれてゐる。

〔金銭信託の内容〕 金銭信託の負債金額は三十二億圓、これに屬する財産は資産の部の各金額から以上述べた各信託に屬する財産を差引いた残りであることになるのだが、凡その金額を推測すれば有價證券が十四億圓見當——これは資産の部投資有價證券十四億一千九百萬圓中から、運用有價證券信託の借入金運用による有價證券と、金銭信託以外の金銭の信託による有價證券への投資とを差引いた残額が金銭信託による投資と云ふことになる。實際上これ等差引くべき兩者の金額は二、三

千萬圓を超えることはないと思つてよい（運用有價證券信託に於ける借入金の總額は前に述べた通り約九千萬圓あるが、主としてこれは貸付金に運用される）。それで大體十四億圓位と抑へれば大なる見込はないことになるのである。次に諸貸付金への投資が十七億三、四千萬圓見當——これは資産の部諸貸付金の總額十八億九百萬圓から、右運用有價證券信託借入金による貸付と金銭債權の信託による受託債權とを差引いたものが金銭信託による貸付金額と云ふことになるのであるが、結局十七億圓から十七億三、四千萬圓位までと抑へれば大過ないであらう。以上の外銀行への預け金・郵便貯金・現金・其他等の合計金額六千餘萬圓の大部分は金銭信託に屬するものと考へてよい。尙此の外極小額の不動産への投資があるかも知れぬがそれは判らないのである。

(2) 総合的觀察

〔金銭の受託と其の運用狀況〕 既に述べ來つた所から察知されるであらう如く、信託勘定に屬する負債及び資産の中には、物（不動産・有價證券・債權等）の信託を受けて之を信託財産として保有して居る部分と、金銭の受託又は金銭の借入をなしこの運用による取得財産を信託財産として保有して居る部分とがあるのである。信託會社を銀行などと同様に金融機關として觀察する場合には、この受託金銭及び借入金などの各資金を一體として、其の運用狀態がどうであるか、問題の對象となるの

だと云つてよい。少くともこれ等各資金を一體として其の運用状況を見ることに一つの意味があると云つてよい。斯うした趣旨から前掲實數によつて、資金の總額とその運用状況を見ると次の如くなる。

金 錢 信 託	三、二〇〇、五九五 ^{千圓}
金錢信託以外の金錢の信託	九、一一〇
運用有價證券信託借入金	九一、六九九
計(受入資金)	三、三〇一、四〇四
投資有價證券	一、四一九、五七四
諸 貸 付 金	一、八〇八、六六八(備考一参照)
不 動 産	五、五一九(備考二参照)
現金・預ヶ金其他	六七、六四一
計(運用財産)	三、三〇一、四〇二

備考 一、諸貸付金の總額から金錢債權の信託による受許債權と見做さるゝもの八八八千圓(金錢債權の信託と生命保險債權との差額)を控除

二、土地及其の定著物の信託と不動産との差額による

右計算に於て幾分の推測や幾分の無視された金額があることになるのであるが、其の誤差は極め

て僅小であるから、大勢に於て間違なき結果が得られたと云つてよいのである。「物の受託狀況」次に物を以て受託し、これを財産として保有して居る部分を抽出して見ると左の通りとなる。

有價證券の信託中借入金以外	五八四、四六二 ^{千圓}
金錢債權の信託	二九、九八九
土地及其の定著物の信託	六二、七三四
地上權の信託	一三
計	六七七、一九八
受託有價證券	五一五、四八四
貸付有價證券	六八、九七八
生命保險債權	二九、一〇一
一般金錢債權	八八八
不動産	六二、七三四
地上權	一三
計	六七七、一九八

× × × × ×

以上述べた所は全國信託會社を綜合した狀況に付てである。個々の信託會社の狀況に付ては業務報告書などによつては斯の如き計算はなし得ないのであるが、信託協會から毎偶數月に發行されてゐる信託協會會報には、個々の會社別に前掲信託財産調と同形式の統計が収録されてゐるから、これによつて會社別に上述の觀察を行ふことが出来るのである。

四 信託勘定損益計算書

雛型(D)に示してある通り損益計算書も貸借對照表と同様に、業務報告書中に記載して公表する分は固有勘定と信託勘定とに區分されて居り、前段に固有勘定、後段に信託勘定が記載されることになつてゐる。この公表する信託勘定の損益計算書に付ては、前に信託勘定貸借對照表に付て述べたことと同様なことが云へる。即ちこの損益計算書は形の上では一個の損益計算書であるやうに見えるが、實際は幾つもの會計の損益計算書を集計したやうなものであると云ふことである。既述の通り信託會社には幾種類もの信託がありそれ等の損益は勿論混合出來ない。又同一種類の信託の内でも、例へば金銭信託の如きは、指定金銭信託は數個の合同運用口に分れて居つて各別に損益が

雛型(D)

(信託業法施行細則附屬業務報告書雛型中記載)

第何期自昭和 年 月 日 損益計算書

何信託株式會社

利		損	
科目	金額	科目	金額
信託報酬		過填補足未拂金繰入	
信託保證料		手賣買	
擔保附社債信託料		何賣買	
手債利		何債還買	
外國債利		何債權銷	
外國債利		滯賃金銷	
地方債利		何賃額銷	
社債利		何付金利息割	
株式配當金		租付金利息割	
貸付金利息		租稅公課引	
預金其他ノ利息		給稅公課	
不動產收益		使用人退職手	
何賣還益		營旅用費	
何買還益		營旅用費	

主としてこれ等の信託に屬するものである。上掲の有價證券利息は受託證券の利息も投資證券の利息も一緒にしたもので計上される。なほ信託財産中「貸付有價證券」は一般の有價證券とは科目が別になつてゐるが、上記有價證券利息の中にはこの貸付有價證券の利息も含んでゐるのである。

右有價證券の利息には、(1)分類所得税が含まれてゐるか否か、又(2)未收利息が含まれてゐるか否かの點に付て説明を加へて置きたい。

先づ(1)税金の點から云へば、受託證券の利息と合同運用信託以外の信託に於ける投資證券の利息とに付ては、殆んどどの會社に於ても税引き額を計上してゐるやうである。しかし投資證券の内合同運用信託に屬するものに付ては、税引きに非ざる額(即ち利息全額)を計上してゐる。この合同運用信託の場合に於ては、投資證券の利息に對する分類所得税は、實際は信託會社がその利息を受領するときに差引かれるのであるが、第二章中合同運用信託の利益に關する二重課税調整の項目に於て述べた通り、それは受益者の信託利益に對する課税の一部を前納するものだとして取扱はれ、投資證券利息の分類所得税ではないことにしてゐる。それで損益計算書の上に於てもこの投資證券の利息は、税引きでないもの即ち利息全額を計上してゐるのである。そしてこの場合信託會社が利息受領の時に實際差引かれた税は、固有勘定などの資金から立替拂をして置き、後で信託利益の支拂に

付き受益者に對して課せられる分類所得税の内から差引いて回収してゐる。かゝる計算整理をなす場合には損益計算書の損失の部に税金(投資證券利息に對する分類所得税)が計上されることは無論ない。

合同運用信託に屬する投資證券利息に付ては、大體以上のやうな取扱方をなすのが普通のやうである。しかし一部の會社では、受入利息の方は全額を計上することは變りはないが、その利息受領の際に實際差引かれる分類所得税はそのまま損失の部へ税金として計上し、受益者に對する支拂額即ち信託利益として計上さるべき金額をそれだけ少くしてゐる所がある。この場合は右の税金は受益者の支拂ふべき税金の前納であると云ふことを表面に計上(即ち裏面で立替拂等することなし)したものであつて、表面上の信託利益は少くなるが、受益者は未納税額だけを支拂へばよいことになるから、税引き純手取額には變りはないのである。

次に(2)の未收利息を含むや否やの點である。先づ合同運用信託の場合から云ふと、この信託では大體未收利息をも含んで居る。信託の理論としては其の日までの利益はその日までの受益者に對して配當して行くべきものであるから、實際にはまだ受取らぬ利益でも一日経過すれば一日分だけ利益を見積つて行かねばならぬことになる。金錢信託の各合同運用では大體さう云ふ建前に従ひ常にその日までの運用利廻を算出して行くことになつてゐる。唯實際上毎日毎日その利廻計算をして行

つては手数が大變だからこれを月に一回とか二回しかやらぬところもあるが、兎に角さう云ふ仕組であるため未收利息でも其の日までの分は計上してゐる場合が多い。つまり有價證券利息の内には未收利息が含んでゐる場合が多いのである。けれどもその日までの利益はその日までの受益者に配當すると云ふことは到底正確に行ひ得ないし、假に受益者に支拂ひ得べき利益が年四分の割合になつたとしても、實際に支拂ふのは年三分八厘とか三分六厘とかに極まつてゐるのである。それ故其の日までの利益は正確に計上し、且つ完全なる実績主義に従つて利益の全部を配當して行くと云ふのでないならば、右の未收利息は之を利益に計上しても或はしないでも五十歩百歩の相違たるに過ぎないことになる。之を利益に計上しなくても三分八厘とか三分六厘とかの配當が出来るだけの利益があるならばそれでもよい。それに最初の出發點に於て未收利息を入れないでもやつて行けた會社では、その後は順繰りに實際收入した時の利益に計上して行けば毎期の運用益が少くなることもない。それで實際上は未收利息を含めぬことにしてゐる會社もあるのである。

合同運用信託以外の金銭信託では有價證券は尠ないけれども問題は同様である。唯特定金銭信託や單獨運用指定金銭信託のやうな單獨運用のものには未收利息をも計上しないと利益が尠な過ぎるものもあるので、合同運用指定金銭信託の方は未收利息を計上しない主義であつても、特定金銭信

託などでは未收利息を計上すると云ふ所もある。

次に有價證券の信託の場合であるが、この信託でも有價證券利息に未收分の生ずることは同様である。しかし金銭信託では大體未收利息も含めて居る會社が多いのに對し、有價證券の信託では受託證券に付てはどの會社も之を含めないし、投資證券でもこれを含めぬ會社が多い。

有價證券利息中に未收利息が含まれてゐるかどうかと云ふことは、信託勘定貸借對照表又は各種信託の財産別内譯（各種信託當期末現在高信託財産別）を見れば直ちに判る。即ち「公社債其ノ他ノ未收利息」と云ふやうな欄が終りの方にある。これに記載されて居る額だけ未收利息を有價證券利息中に入れて居ることになるのである。各種信託の財産別内譯の方では各種信託別にこれが判ることになつてゐる。

〔株式配當金〕 税金を含むや否やは有價證券の利息に付て述べた所と同様である。株式配當金に付ては未收分の問題は起らない。收入した時にそれだけを收入した期の利益に計上するのである。

〔貸付金利息〕 貸借對照表の貸付金の種類は幾つにも分れてゐるが其の利息の方は「貸付金利息」として一本に計上されてゐる。前に述べたやうに貸付金は主として金銭信託に起りそれから有價證券信託にも多少起る。だからその利息の生ずるのも大體その振合になつてゐる。貸付金利息は主と

して前取りであるから未收利息と言ふことはないが（もし利息後取りの貸付金があればそれに未收利息を生ずるがその場合には有價證券の未收利息と同じ筆法で考へてよい）、別に未経過利益の問題が起る。貸付金利息として計上されるものの中には未経過の利息は含まれないのである。唯未経過でも現金は受取つてゐるのであるから、貸借対照表の方ではこれを負債（金銭信託とか有價證券の信託とかの科目中未経過利益として含まれてゐる）として計上せねばならぬことは云ふまでもない。

「有價證券貸付料」これは主として有價證券の信託（運用信託）に付て起る。前に述べた通り貸付有價證券の利息は「有價證券利息」の科目に含まれる。「有價證券貸付料」に計上されるものは眞實の貸付料だけである。

「不動産収益」これは主として土地及其の定著物の信託に屬するもので、金銭信託とか金銭信託以外の金銭の信託等に於ても不動産投資があれば生ずる。土地家屋等の賃貸料が主なるものである。

「有價證券賣買益・有價證券償還益」大體金銭信託と有價證券の信託に屬するものである。この賣買益や償還益は金銭信託による受託金と運用有價證券信託の借入金にて買った所謂投資證券から生ずる分と受託有價證券（運用、管理）から生ずる分とがある。前の方は他の一般の運用利益と合せて其の合同運用の全受益者又は運用有價證券信託の全受益者に配當されるが、後の受託有價證券の分は

其の有價證券の受益者だけに支拂はれるのである。なほこの受託證券の賣買益又は償還益は受益者に取つては其の儘益であるか否かは判らない。こゝに計上される賣買益又は償還益は、信託会社が其の信託價額としたものと比較しての利益であつて、受益者の方から見れば賣却代金又は償還金全部の支拂を受け、これと自分の持つてゐる價額とを比較した差が利益となるのである。

「雑益」これは文字通り定まつた科目のない収益で特に説明の必要はないが、何かの原因で利益の少なかつたため又は資産銷却などを行ふ必要の生じたために、留保利益を組戻す場合には、通常この雑益の科目で組戻されるのである。

(2) 損失科目の説明

「信託報酬」信託財産から生じた利益の中から信託会社が報酬として受取るものが信託報酬で、これは信託と云ふ會計から見れば信託会社に對して支拂ふ損失金となる譯である。

大部分の会社では此の信託報酬として計上されるもの、九割以上は金銭信託から生じ、残りの一割未満のものが有價證券の信託や其の他の信託から生ずることになるのであるが、有價證券の信託の多い会社ではもう少し後者の割合が強くなる。全國信託会社を平均して各種信託の負債金額合計に對し年千分の五（半期千分の二・五）位を乗じたものが、凡そこの信託報酬の金額に當つてゐる。信託

報酬に付てはなほ固有勘定損益計算書の「信託報酬」を参照せられたい。

〔借入金利息〕 損益計算書には上記のやうに單純に「借入金利息」とせず「信託有價證券擔保借入金其ノ他ノ利息」と云ふ科目によつて居る所が多い。それは信託勘定では借入金は主として有價證券の信託中の運用受託有價證券を擔保として借入れるものであるからである。しかし稀には金錢信託でも多少の借入金のある会社もある。借入金と云つても主にコルマネーであつて勿謂利子も安い。でなければその金を運用して利鞘を稼ぐことは困難だからである。

〔租税公課〕 此處に計上されるものは勿謂信託財産だけに對する租税公課である。即ち信託財産である不動産に對する税金とか有價證券の利子に對する税金とか、此處に計上されるのである。此の科目に計上される金額は大體各社とも極めて少ない。若し他の同規模の会社に比べこの金額の著しく多い会社があれば、それは前に「有價證券利息」の所にて述べた通り、合同運用信託の既納税金を税金として損失に建てるためである。しかし斯うした会社は極く一部の会社である。通常此の金額が二十萬圓とか三十萬圓とか大きい金額でないならば、此の科目に計上されるのは主として不動産信託に於ける不動産に對する税金と思つて差支ないのである。

〔營繕費〕 信託財産に對する營繕費用であつて主として「土地及其ノ定著物ノ信託」に付て起る。

〔滞貸金銷却〕 之は主として金錢信託に起り有價證券の信託に於ても運用受託證券を擔保として借入れた金を貸付金に投資した場合に起る。滞貸金に對する銷却だけではなく有價證券や其の他の各種銷却に付ても同様な問題であるが、信託会社が信託財産の銷却をなす場合その銷却資源としては信託勘定の利益を充てゝゐるのである。信託の概念から云ふと信託勘定の利益は受益者に配當すべきものであつて、この利益を信託財産の銷却に充てることは不合理のやうにも思はれる。信託財産に銷却を要するやうな缺陷を生じさせたのは受託者たる会社であるから、その責は信託会社が負ひ固有勘定の損失として銷却すべきであるとも云へるのである。然しながら銀行でも其の他の金融機關でも、通常或程度の資産缺陷を生ずることは已むを得ないものと見れば、この程度を超えない場合は必ずしも会社が責を負はなくてもよろしいと云ふ考へ方も出来る。兎に角實際上各会社とも信託財産の銷却は信託勘定の利益を以て行つて居る。

〔有價證券銷却(及び評價損益)〕 これは主として金錢信託に於ける受託金又は有價證券の信託中の借入金で買った有價證券に付て起る。稀には有價證券の信託に於ける受託證券(管理信託、運用信託)に付ても銷却せられることがある。受託證券に値下りが生じてもこれは信託会社の實際の損失となるのではないから、それに付て銷却をなすと云ふことは一寸理解し難いのであるが、受託證券も法律

的には信託會社の財産であつて、商法の規定により帳簿上不實なる記載をなすことが出来ないことになつて居るので、これを嚴格に解釋すると此の如き銷却の必要が生じて來るのである。この銷却をなす場合には、それだけ受託額を減少せしめてこれを利益科目の雑益として受入れ、他方損失として銷却を立て、受託證券の信託価格を低下せしむる計算方法を探る會社と、雑益を起さず損失金として銷却を掲げてそれだけ受託證券の信託価格を低下せしめ、他方損益計算書上に於てだけ信託利益を減少せしめ、受託額を落すと云ふ計算方法を探る會社とがあるやうである。それから銷却と云ふ手段によらず直接受託額と受託證券の価格を引下げるだけに止め、損益勘定を通さないことも出来るのである。受託證券に付て銷却をなすと云ふことは實質的には意味のないことである。されば信託引受の當初から信託価格を相當低目に定めて置いて、實際に銷却を行ふことがないやうにして居る會社が多いやうである。

〔有價證券賣買損・有價證券償還損〕これに付ては前に賣買益及び償還益の所にて述べたことと同様なことが云へる。即ち主として金錢信託と有價證券の信託に於て起り、又有價證券の信託に於ける受託證券の賣買損又は償還損はその有價證券の受益者の負擔となるのである。

〔信託利益〕これは信託財産から生じた利益として受益者に支拂はれるものである。

この信託利益となるものを具體的に云へば、金錢信託中の合同運用指定金錢信託であれば信託元本に對し年三分八厘とか三分六厘とかに當る利益及びボーナスとして支拂はれるもの（但しこのボーナスは固有勘定から支拂ふ會社もある）、有價證券の信託に於ては運用有價證券信託では證券自體の利子と其の外に額面百圓に對し年二十錢とか三十錢とかの割合に當る運用利益を合せたもの、管理有價證券信託では證券自體の収益から既に述べたやうに信託會社が受ける信託報酬を差引いた残額、不動産の信託などでは不動産の収益から信託報酬・税金・其の他の費用を差引いた残りの利益である。なほ有價證券の信託では右に述べた利益に受託證券の賣買又は償還損益が加減されることになる。

信託利益は當期中に元本の期限が來たもの又は途中解約のものは其都度支拂はれるが、其の外のものは契約に従て決算期毎に支拂はれる。即ち大體は決算日の翌月たる六月一日とか十二月一日とかに支拂はれる。そしてその内指定金錢信託の甲種のもの直ちに元本に振込まれるが、この分に付ては其の決算日に元加を行ふ會社もある。有價證券の信託や其の他の信託の利益には元加と云ふやうなことはなく全部現金拂である。現金拂の分は決算日の次の日から受益者が受取りに來るまでは、未拂配當金として各信託の負債科目の中に含まれることは最初に述べた通りである。

信託利益として計上される金額は右に述べたやうに期の途中又は決算毎に受益者に支拂はれる純

圖型(E)

第何期自昭和 年 月 日 各種信託別損益計算書

科目	金 錢		有價證券ノ信託	土地及其ノ信託	地上權ノ信託	合 計
	指定金 信託	特定金 信託				
利 益						
(受託證券)						
國債利息
外國債利息
地方債利息
社債利息
株式配當金
外國株式配當金
(投資證券)						
國債利息
外國債利息
地方債利息
社債利息
株式配當金
外國株式配當金
貸付金利息
預ケ金其ノ他ノ利息
損 失						
信託報酬
信託有價證券擔保借入金其ノ他ノ利息
貸付金利息戻手數
租稅公課
管轄費
雜費
何賣買損
何賣買損
何價額銷却
雜損
信託利益
計

(點線ハ各科目ニ付凡ソ金額ガ記載サレルヲ示シタラウト考ヘラレル個所)

科目	金 錢		有價證券ノ信託	土地及其ノ信託	地上權ノ信託	合 計
	指定金 信託	特定金 信託				
有價證券貸付料
不動產收益
何賣買益
何價還益
雜益
計
損 失						
信託報酬
信託有價證券擔保借入金其ノ他ノ利息
貸付金利息戻手數
租稅公課
管轄費
雜費
何賣買損
何賣買損
何價額銷却
雜損
信託利益
計

利其受
益ノ利託
他益型

然たる利益の外、金銭信託の場合には留保利益として、實際は受益者に配當しないものを含んで居る。この留保利益は金銭信託以外の信託にも多少存することもある。これ等留保利益は金銭信託又は夫々の信託勘定中の「留保利益」「假受金」等の科目に組入れて積立てられてゐる。そして前に雑益に付て述べた通りする必要の生じた場合には「雑益」として利益金に組戻されるのである。

(3) 各種信託別損益計算書

信託會社が内部に於て作成してゐる損益計算書の形式は、各會社によつて幾分づつの差異はあるであらうが、凡その構成は前頁雛型(E)の如きものであらうと思はれる。第一、各種信託別に分かれてゐること、第二、有價証券利息が受託証券の利息と投資証券の利息とに分かれてゐること、第三、運用有價証券信託に於て信託利益が受託証券収益と運用益と別々に判るやうに工夫してある點などが公表損益計算書と相違してゐる點である。指定金銭信託が更に單獨運用と各合同運用口別に細分されるか、又は細分したものが別に作られるであらうことは、貸借對照表の場合と同様と思はれる。この雛型の下部合計が公表損益計算書の金額に一致することになるのである。

五 固有勘定貸借對照表

固有勘定貸借對照表(第七十六頁掲載雛型(A)の前段)は信託勘定貸借對照表とは違ひ、單一會計の状態を示すものである。

資産・負債科目に付ては特に説明を要する程のものはなく、主なる負債科目は資本金・準備金・利益金などの株主勘定、これに借入金・コールマネー・保證債務などの外、代理事務に伴ふ受入金・假受金・未経過利益と云ふやうな假勘定又は未決済勘定である。借入金やコールマネーの存することは極めて稀である。次に資産の方は國債其の他の有價証券・各種の貸付金等が主なるもので、この外は不動産什器・假拂金・預け金・現金等で、前記の保證債務の存する場合にはこれに見合つて保證債務見返と云ふ科目がある。それからこれは信託會社のみにある譯ではないが、負債の部に「證券保有留保金」資産の部の有價証券(それも主として國債)に括弧をして「指定運用證券」と記載されてゐる場合が往々ある。これは臨時租税措置法によつて、留保金中一定額のことを國債其の他定められた有價証券に運用するときは法人税を軽減され、夫々右の特別科目を以て整理すべきことが規定されてゐることに基くものである(臨時租税措置法第一條ノ三)。全國信託會社固有勘定貸借對照表の綜合計數は既に第一章中に(第四十)掲載してあるから参照せられたい。

固有勘定貸借對照表に於ける資産・負債は、之を構成する資金及び財産の性質上から區別すると、

第一には株主資金と其の運用による資産・負債、第二には借入金・コールマネー等の借入と其の運用による資産・負債、第三に併營又は併營的業務から生ずる負債(例へば代理事務受入金、假受金、保證債務)及び資産(例へば假拂金、立替金、保證債務見返)等になるであらう。

既に第一章の四にて述べた通り信託會社の營業資金(固有資金)の投資運用方法は次のやうに限定されてゐるから、右に述べた各資産の種類もこの範囲を出ることは出来ないのである。

- 一、公債、社債又は株式の應募、引受又は買入
 - 二、公債其の他前號に掲ぐる有價證券を質とする貸付
 - 三、動産の買入又は動産を擔保とする貸付
 - 四、不動産の買入
 - 五、不動産又は法令に依りて設定したる財團を抵當とする貸付
 - 六、公共團體又は産業組合に對する貸付
 - 七、銀行への預ヶ金又は郵便貯金
 - 八、銀行又は信託會社の引受ある手形の買入
- 右の内動産に付ては其の種類を定め主務大臣の認可を受けることになつてゐるが、実際上は動産

の買入もこれを擔保とする貸付も許されてゐない。又不動産の買入價額の總額は拂込資本金及び準備金の三分の一を超えることは出来ない。

六 固有勘定損益計算書

固有勘定損益計算書(第百一頁掲載離型(D)の前段)も亦單一なる會計の損益状態を示すものである。各損益科目中さう問題のあるものはない。以下主なるものだけに付て説明を加へて置く。

〔信託報酬〕 信託勘定の方で支拂に立てた信託報酬を、固有勘定の方で利益として受入れるのである。大體この兩者の金額は一致するのであるが、固有勘定で受入れる信託報酬の方が些少ながら多い場合がある。それは委託者が信託報酬を別に持つて來ることがあつて、それを直接に固有勘定へ入れるやうなことがあるために生ずるのである。

〔受入手數料〕 これは第一章併營業務として舉げた各種業務の取扱から生ずる手數料及び證券引受手數料である。此の證券引受手數料は前記固有勘定貸借對照表の所に於て記載した營業資金運用範圍内の公社債の引受(主として社債)から生ずるもので、大體受入手數料の過半はこの引受手數料である。この引受手數料は會社によつては別に證券引受料として一科目を掲げてゐる所もある。

〔諸経費〕 信託財産に關して直接生じた経費例へば信託不動産に要したる營繕費とか、それに課せられた税金とか、或は信託勘定の有價證券利子等に課せられた所得税其の他の税金の如きものは、信託勘定の負擔となるのであつて此處に云ふ経費にはならぬ。固有勘定の経費と云ふのは社員の給料、其の他の人件費、旅費、營業用土地建物賃借料等の如く、信託業務取扱上に要する経費や、固有勘定に屬する資産に對する税金例へば有價證券利息に對する税金、營業用及び所有不動産に對する税金の如きもの、又それ等の不動産に對する營繕費及び固有勘定の純益に課せられる税金の如きものを云ふのである。

税金の内、有價證券利子配當に對する所得税や其の他の税金は、前に信託勘定の所にて述べたと同様税金としては計上しないで、有價證券利息の方を税引きで計上することも出来るのは言ふまでもなす。

〔當期純益金〕 これは銀行などの場合と多少違ふ所がある。即ち銀行などの場合は當期利益金から諸準備金戻入、使用人退職手當基金戻入、前期繰越金等を除いたものを當期純益金と稱するのであるが、信託會社の場合にはこれ等のものも含めた利益を純益金と稱して居る。それ故若し實際當期だけの純益を見るためにはこれ等のものを差引かねばならぬ。

固有勘定の損益科目全體を其の發生原因に従つて大體次の如く分類することが出来る。此の内1、2、3、5は經常的性質の損益、4は臨時的性質の損益と言ふことが出来る。

- 1、信託元本の運用管理に對する報酬………信託報酬
- 2、併營的業務の取扱による手数料的収入又は支出………擔保附社債信託料、債務保證料、手数料等
- 3、營業資金（固有勘定に屬する資金）の運用による収益又は支出………有價證券利息、株式配當金、貸付金利息、預ヶ金利息、不動産収益、借入金利息等
- 4、運用資産の賣買、償還損益及び銷却………有價證券賣買又は償還損益及び銷却、動産不動産賣買損益及び銷却、貸付金銷却等
- 5、諸経費………租税公課、給料、使用人退職手當、旅費、營繕費、土地建物賃借料、雜費等

第四章 信託會社の採算

本章に於ては極常識的に企業としての信託會社の採算状態に關し、業務報告書の數字を基として説明したいと思ふのである。勿論單なる業務報告書などの數字から正確な状態は掴み得ないのであつて、以下小さな數字に付てはこれを計算外に置いたり、或はウェートを考へずに他の數字と同じ基準の下に取扱つたりする場合もあるであらう。が常識的な見方としてはこれでも大過ない程度に説明し得ると考へるのである。

信託會社は銀行などと同様に金融機關と稱せられて居るのであるが、その収益構成の建前は銀行などに比しかなり大きな相違がある。銀行は資金の賣買的營業であると云つてもよいと思ふが、信託會社は寧ろ口錢業と云ふべきである。以下先づ信託會社自體に付ての見方を述べ、その後で銀行の採算状態と比べ、信託會社の特異性を明確にしたいと思ふ。

一 信託會社自體に付ての研究

〔損益計算書の單純化〕 信託會社の企業としての利益状態は、固有勘定損益計算書によつて示され

A 信託會社某期固有勘定損益計算書

科 目	利 益		損 失	
	金 額	科 目	金 額	科 目
信託報酬	(イ) 一、三二七、八一七	支拂手利息料	(ロ) 五八、〇四四	
擔保附社債信託料	(ロ) 六九、七三四	貸付金利息割戻	(ハ) 二、六三四	
債入手證料	(ロ) 一、二二七	雜物收入割戻	(ハ) 一〇、二六六	
國債利息料	(ロ) 七四一、四五二	建物收買額銷却	(ハ) 一六三	
社債利息料	(ハ) 一六三、八六一	有價證券價額銷却	(ホ) 八三、〇五二	
株式配當利息	(ハ) 五五、〇六八	營業用土地建物價額銷却	(ホ) 一〇、〇〇〇	
貸付金配當利息	(ハ) 一一、九三〇	租稅公課	(ニ) 一、一七五、八四九	
預ケ金其ノ他ノ利息	(ハ) 二〇〇、七九五	給付金	(ニ) 三、四二二、二二四	
建物收買及償還益	(ハ) 八六七	社員恩給及退職慰勞金	(ニ) 二、三九〇	
有價證券賣買及償還益	(ホ) 六一、六八〇	旅物賃借料	(ニ) 二〇、七四一	
雜物收買及償還益	(ホ) 八、〇〇〇	雜物賃借料	(ニ) 五七、四四〇	
退職慰勞基金戻入	(ロ) 九、〇六二	未經過貸付金利息戻入	(ハ) 三三〇、〇六六	
租稅引當金戻入	(ニ) 一、八二〇	當期純益	(ハ) 三、四〇六三	
前期繰越金	(ニ) 四、九八九、二二七			
計		計		
	四、九八九、二二七		四、九八九、二二七	

(備考) (イ)(ロ)……等は説明の便宜のため編者が附したものである。

B 信託會社某期固有勘定損益計算書

科 目	利 益		損 失	
	金 額	科 目	金 額	科 目
信託報酬	(イ) 七七〇、八〇九	支拂手利息	(ハ) 九五、二七	
貸付金、預ケ金及其ノ他ノ利息	(ハ) 二三八、九九三	支拂手數料	(ロ) 一五七、九七一	
公社債利息及株式配當金	(ハ) 一五九、六五八	有價證券價額銷却	(ホ) 一三〇、五〇〇	
有價證券賣買及償還益	(ホ) 一六七、八四九	諸銷却	(ホ) 一八、〇二二	
擔保附社債信託料	(ロ) 五一、三四八	雜料及賞與損	(ロ) 一、三五〇	
收入手數料	(ロ) 六三四、〇二二	給料及賞與	(ニ) 三六五、四八二	
不動産收益	(ハ) 三三、〇二八	諸借及保險料	(ニ) 二五九、七六一	
雜給基金戻入	(ロ) 一〇、九九七	旅費及諸雜費	(ニ) 五四、六三八	
恩給基金戻入	(ニ) 一五三、四八二	當期純益	(ニ) 三五五、一三三	
前期繰越金	(ニ) 一、三一一、四七四		(ニ) 一五三、四八二	
計	三、五三〇、六六三	計	三、五三〇、六六三	

(備考) (イ)(ロ)……等は前表同様。

る。今某二大信託會社の某期の固有勘定損益計算書を見ると前提二表の通りである。先づこれを觀察に便利であるやうに、利益の發生原因毎に纏めて次の通り單純化する。

	A 會社	B 會社
(イ) 信託報酬	一、三二七 <small>千圓</small>	七七〇 <small>千圓</small>
(ロ) 併營的業務收入	七六三	五三七
(ハ) 固有資金運用益	五四七	四二一
(ニ) 諸経費	△一、四三一	△一、一八八
計(經常的純益)	一、二〇六	五四〇
(ホ) 臨時的損益	△ 八五	一九
合計	一、二二一	五五九

(備考) 各項目の金額は前掲損益計算書の(イ)(ロ)……等の附號に従つて利益の部の金額を圓め、これから損失の部の金額を差引いたものである。
△印は損失たることを示す。

〔業務量〕 右の如き利益の大小は先づ夫々の會社の業務取扱量に比例するものと考えねばならぬ。尤も併營的業務量は營業報告書の上から同一基準に従つて拾ひ出すこと困難であるからこれを省略して固有資金量と信託業務量だけを見る。

A 會社		B 會社	
拂込済資本金	七、五〇〇 <small>千圓</small>	拂込済資本金	七、五〇〇 <small>千圓</small>
法定準備金	四、二五〇	法定準備金	三、四〇〇
別途積立金	四、六〇〇	別途積立金	四、〇〇〇
退職慰勞基金	五七四	恩給基金	四四〇
證券保有留保金	七〇〇	前期繰越金	一、三二一
前期繰越金	一、七三九	計(固有資金量)	一六、六五二
計(固有資金量)	一九、三六三	金錢信託	三四二、三二二
金錢信託	五〇四、六九三	金錢信託以外ノ金錢ノ信託	五一
金錢信託以外ノ金錢ノ信託	九	有價證券ノ信託	六〇、七四六
有價證券ノ信託	八九、四八四	金錢債權ノ信託	一、七三一
金錢債權ノ信託	一、一九七	土地及其ノ定著物ノ信託	四、一九八
土地及其ノ定著物ノ信託	三、四五五	計(信託業務量)	四〇九、〇四〇
計(信託業務量)	五九八、八三九	合計(總業務量)	四二五、六九二
合計(總業務量)	六、八、二〇三		

(備考) 前掲損益計算書と同期の期末残高による。

〔業務収益率〕 次に右に掲げた夫々の業務量に對し前に述べた収益量がどんな割合になつてゐるかを見る。併營的業務収入に付ては、前述の如くその基となるべき業務量を知ることが出来ないが、大體信託業務量に比例すべきものと考へられるから、一應これと對比して見ることにする。臨時的損益は除外する。

	A 會社	B 會社
固有資金量	一九、三六三 <small>千圓</small>	一六、六五二 <small>千圓</small>
固有資金運用益	年五四七	四二一
比	年五・六五%	年五・〇五%
信託業務量	五九八、八三九	四〇九、〇四〇
信託報酬	一、三二七	七七〇
比	年〇・四四%	年〇・三七%
信託業務量	五九八、八三九	四〇九、〇四〇
併營的業務収入	七六三	五三七
比	年〇・二五%	年〇・二六%

以上合計

總業務量	六一八、二〇三	四二五、六九二
諸収益	二、六三七	一、七二八
比	年〇・八五%	年〇・八一%
總業務量	六一八、二〇三	四二五、六九二
諸經費	一、四三一	一、一八八
比	年〇・四六%	年〇・五五%

右差引

總業務量	六一八、二〇三	四二五、六九二
經常的純益	一、二〇六	五四〇
比	年〇・三九%	年〇・二五%

さて右の如き觀察によれば、大體A會社は各業務の収益率がよく又經費率は低いのに對し、B會社は丁度其の反對の状態にある。何故かゝる相違があるかと云ふことはもつと詳細な材料がなければ判らぬが、信託業務収入(信託報酬)率に於てB會社の低いのは、信託報酬率の低い有價證券の信託

とか不動産の信託などが比較的多いことが大なる原因であらう。又経費率に於てB會社が高いのは、此の期に偶々恩給金の支拂が多額（此の期の直前數半期の平均支出額に比し十萬圓以上多い）であつたと云ふ事情に基くもので、右に現はれた経費率は恐らく常態のものでなからうと思はれる。

この如く兩會社の状態には相違があるが、大觀すれば、固有資金の運用益は年五分以上、信託業務からの収入は年千分の四見當、併營的業務収入は信託業務量に對し年千分の二・五見當、経費率は總業務量に對比し年千分の五前後となり、綜合して總業務量の収益率は年千分の三乃至四位となるのである。

「資本収益率」以上述べ來つた所は業務量に對する収入状態の如何と云ふことであつた。然るに企業利潤的な觀點から見れば、結局は拂込済資本金に對して収益率がどうであるかと云ふことが問題となる。而してこの資本収益率は、以上述べた如き業務収益率の高低如何と云ふことの外、かゝる収益を生む基である所の業務量が、拂込済資本金に對しどの位あるかと云ふことによつて決定される。兩社の拂込済資本金に對する業務量の比率及び拂込済資本金に對する結局の収益率は左の通りとなる。

	A 會社	B 會社
拂込済資本金	七、五〇〇 <small>千圓</small>	七、五〇〇 <small>千圓</small>
總業務量	六一八、二〇三	四二五、六九二
比	八二倍	五六倍
拂込済資本金	七、五〇〇	七、五〇〇
經常的純益	一、二〇六	五四〇
比	年三割二分	年一割四分

A會社は拂込済資本に對する業務量の比率が高く、そして又資本収益率も非常に高い。この資本収益率の高いのは曩に述べた如く業務収益率の高いことにもよるが、業務量の多額であることも亦大なる原因をなして居るのである。總じて信託會社の業務収益率は年千分の三とか四とか極めて低率なものであるが、それにも拘らず資本収益は相當高率となるのである。これは業務量が多いからだと云つてよい。この状態は次に銀行の場合と比較して見るることによつて明瞭に知り得るのである。

二 銀行の状態との比較

二つの大銀行（普通銀行）に於て前述信託會社の状態の研究上必要な數字だけを掲げる。尤も銀行の

場合には固有資金の運用益とか預金の運用益とか別々に算出することは困難であるから、これは「經常的諸収益」として一本に計上するに止めた。

	A 銀行	B 銀行
固有資金量	一二三、〇〇九 ^{千圓}	一六三、三三三 ^{千圓}
内 拂込済資本金	七二、二〇〇	五七、五〇〇
預 金 量	三、二〇四、七二二	二、五〇四、二八七
合計(總資金量)	三、三二七、七二一	二、六六七、六二〇

	A 銀行	B 銀行
經常的諸収益	二六、一二七	二三、四四六
諸 經 費	一一、六九五	一〇、一八九
差引經常的純益	一四、四三二	一三、二五七

〔業務収益率の比較〕 右の數字により總資金量に對する諸収益の割合、同じく諸經費の割合、同じく經常的純益の割合を算出し、信託會社の場合をこれと對照して見るに次の通りになる。

	A 銀行	B 銀行
總 資 金 量	三、三二七、七二一 ^{千圓}	二、六六七、六二〇 ^{千圓}

	A 會社	B 會社
經常的諸収益	二六、一二七	二三、四四六
比 率	年一・五七%	年一・七六%
諸 經 費	一一、六九五	一〇、一八九
比 率	年〇・七〇%	年〇・七六%
經常的純益	一四、四三二	一三、二五七
比 率	年〇・八六%	年〇・九九%

(信託會社の場合)

	A 會社	B 會社
總 業 務 量	六一八、二〇三 ^{千圓}	四二五、六九二 ^{千圓}
經常的諸収益	二、六三七	一、七二八
比 率	年〇・八五%	年〇・八一%
諸 經 費	一、四三一	一、一八八
比 率	年〇・四六%	年〇・五五%
經常的純益	一、二〇六	五四〇
比 率	年〇・三九%	年〇・二五%

此の如く信託會社と銀行とでは、それは何れも大信託及び大銀行であるのだが、總業務量と總資金量との間に著大な懸隔がある。これは信託會社は發生の歴史が舊くないことや或は業務の性質上の相異から來て居るのである。しかしこの點は此處では問題外の事柄であるから觸れないことにする。問題は夫々自己の保持する總資金量又は總業務量から得て居る利益如何の點である。さて前表信託會社の經常的諸収益の總業務量に對する比率を見れば、それは凡そ銀行の場合の半分位に過ぎない。銀行の場合には、右の収益は主として預金利子と貸出利子や有價證券利子との鞘に當るもので、手数料収入の如きものもあるけれども、それは右利子収入に比較すれば僅小に過ぎないものである。これに對し信託會社の場合には信託報酬や併營的業務収入の如き口錢又は手数料的収入が大部分を占めて居る。これがために兩者収益率の間に前述の如き大きな差異が存するのである。次に諸經費率は信託會社の方が稍低いので有利である。これは銀行は比較的小口な預金・貸出を取扱ふことが多いのに對し、信託會社では比較的大口に纏まつて居るから、例へば同じ千圓の資金量又は業務量でも、信託會社では手數のかゝる程度が少ないことに原因してゐるのである。しかしながら諸經常的収益と諸經費とを差引いた結局の純益の率は矢張信託會社は銀行の半分以下に過ぎないことになる。

〔資本収益率の比較〕 以上は總資金量又は總業務量の生む収益の狀況に付て云つたのである。次に拂込済資本金に對する業務量又は資金量及び資本収益率を比較して見るならば次の如くなる。

(銀行の場合)		A 銀行		B 銀行	
拂込済資本金	千圓	七二、二〇〇	五七、五〇〇		
總資金量		三、三二七、七二一	二、六六七、六二〇		
比	率	四六倍	四六倍		
拂込済資本金		七二、二〇〇	五七、五〇〇		
經常的純益		一四、四三二	一三、二五七		
比	率	年三割九分	年四割六分		
(信託會社の場合)		A 會社		B 會社	
拂込済資本金	千圓	七、五〇〇	七、五〇〇		
總業務量		六一八、二〇三	四二五、六九二		
比	率	八二倍	五六倍		
拂込済資本金		七、五〇〇	七、五〇〇		

經常的純益 一、二〇六
 比 率 年三割二分 五四〇
 年一割四分

即ち信託會社にありては拂込資本に對する業務量の割合は銀行の場合に比しかなり高いが、反對に企業利潤率は大體低い傾向を示して居る。既に述べた通り信託會社は業務量に對する収益率が低いのであるから、企業利潤率の低いのは大體として當然のことではあるが、しかし業務収益率の低い程には企業的収益率は低くないのである。例へばA信託會社の資本収益率はA銀行に比しそれほど劣つてはゐない。これは銀行の場合に比し拂込済資本に對する業務量の割合が遙かに高いためであつて、此の如き實例は尠くないのである。

以上銀行と信託會社との比較を極めて僅小な實例を以て述べたに止まるのであるから、これを以て兩者の全般的對照を誤りなく示したものとすことは大膽に過ぎるかも知れぬ。しかし總資金量又は總業務量に對する収益の率は、一般的大勢としては此處に述べた所と甚しい相異はないのであつて、唯拂込済資本に對する業務量又は資金量の割合は個々の場合かなり相異し、ために資本収益率も個々の銀行により、又個々の信託會社により區々となるのである。今拂込済資本に對する總資金量又は總業務量を全國普通銀行及び全國信託會社に付て見るならば次の如くなる。

	全國普通銀行(二五八行)	全國信託會社(二二社)
拂込済資本金	九七八、二二二 <small>千圓</small>	六三、五三五 <small>千圓</small>
準備金・繰越金	七九〇、八三〇	七二、一二八
預金又は信託業務量	二七、五六三、三五八	三、八三七、八五七
合 計	二九、三三二、四〇四	三、九七三、五二〇
對拂込済資本割合	三〇倍	六二倍

(備考) 全國普通銀行は昭和十六年上期末現在、全國信託會社は昭和十六年下期末現在による。

即ち全國綜合的に見れば、普通銀行の總資金量は拂込済資本に對して大體三十倍弱で、信託會社では六十倍餘となる。而して曩に記載した如く、普通銀行に於ては此の總資金量から生ずる利益は大體年千分の八位から千分の十位と考へてよい。それでこれを三十倍したものが即ち年二割五分位から三割位のもので、大體資本収益率であることになる。又信託會社に於ては總業務量から生ずる利益は大體年千分の三乃至千分の四位であるから、之を六十倍したものが即ち年二割位から二割五分位のもので資本収益率となるのである。信託會社は業務自體の生む利益は低いものであるが、業務量が多いために資本収益率はそんなに低いものとはならぬ。大觀してこれが銀行に對比して見た信託會社の本態だと云つてよいのである。

第五章 投資信託制度

昭和十六年十一月大藏省當局から野村信託株式會社及び野村證券株式會社により計畫された投資信託に對し認可があつて、我が國に信託制度を利用する一つの新しい證券投資の制度が生れた。本章に於てはこの新制度に付て解説したいと思ふのである。

(1) 本制度と信託會社の業務との關聯

本制度の創設により信託會社の業務の種類に別に新しいものが附加されたのではない。第一章に述べた通り信託會社の行ひ得る信託業務としては、金錢信託以下全體で八種類のもものが認められてゐる。本章で謂ふ所の投資信託とは右信託業務を利用した所の證券投資に付ての一つの新しい方法であると思つてよいのである。信託業務の中でこの新「投資信託」に利用し得るものは、金錢信託中の指定金錢信託及び特定金錢信託と金錢信託以外の金錢の信託である。これ等の信託を利用して投資者のために有價證券への一つの投資方法を考へ出したのが本「投資信託」である。故に新「投資信託」制度と稱せられるけれども、これを信託會社の側から見れば、行ひ得る新種類の信託が生

じたのではない。

右に述べた通り本投資信託に利用し得る信託の種類は、指定金銭信託、特定金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託などあると考へられるが、その何れを利用するかは、経済環境や租税制度などと關聯する點が尠くないと思ふ。今回野村信託と野村證券とで創めた方法は特定金銭信託を利用したものである。

(2) 本制度の構成

本制度の構成を簡単に一言で云へば、(1)委託者(野村證券)から受託者(野村信託)に對し、定められた有價證券に運用すべきこととなせる特定金銭信託をなし、(2)これにより委託者が受託者に對し有することになる受益権を多數に均分した受益證券となし、(3)この受益證券を委託者が大衆に賣出すのである。以下なほ詳細に互つて説明する。

〔關係當事者〕・本制度では委託者と受託者と受益者(投資大衆)の三つの關係者があるのである。委託者は證券會社であつて、受託者は信託會社、受益者は受益證券買受者たる大衆である。通常の信託關係では委託者と受益者とは別人たるを要しないが、本制度では別人たるを原則とし、受益證券が賣残りになつたと云ふやうな場合だけに、委託者と受益者が同一人であることになるのである。

委託者は證券會社であることによる専門的知識經驗から、最初信託設定の時に投資すべき有價證券の種類を選定し、受益證券を賣却した後にも依然委託者たる地位を有し、受益者のために證券界の推移に注意しつゝ、投資證券に値下りなどの懼あるときはこれを賣却することを信託會社に命じたり、有利な有價證券を買ふべきことを命じたりして、大衆投資者の代行的役目を果すのであつて、本制度の經濟的特長の一つはこの點にあると云つてよ。

受託者たる信託會社は委託者の指令によつて動き、投資證券を保管し、受益者ために配當や利子の取立をなし、利益金の計算をなしてこれを受益者に通知するなど、大體普通の信託業務に於ける場合と異なる所はない。

〔ユニット〕 本制度はユニット・トラスト式投資信託とも稱せられるものである。今回の野村證券の場合に於ては一單位二百萬圓の金額を委託者から受託者へ信託し、この二百萬圓を一口五百圓の受益権四千口に分つことになつてゐる。即ち二百萬圓を一單位として信託契約をなし、この一單位の受益證券を賣却し盡したならば又次の一單位の信託契約をなすとか、或は同時に數個の單位の契約をなしたりするのである。同時に數個の契約をなしても、各單位の間には關係はなく夫々別個な單位であることは勿論である。同一單位に屬する各受益権の利害は全く同一であるが、單位が異れ

ばこれは必ずしも同一であるとは云へないのである。一單位の金額が二百萬圓であると云ふことは絶対的のものではない。實際上野村證券の場合には二百萬圓であるが、經濟事情からして便宜により多くも少くも定め得るのである。一口の受益證券の金額に付ても同様である。但し一單位内の一口の受益證券の金額は均一でなければならぬ。

〔投資有價證券〕 一單位の資金を以て投資する有價證券の内容は、委託者から受託者に對し具體的に指圖するが、委託者かその指圖をする方針は國債・地方債・社債・株式を取交ぜ、その内株式は七割五分を超えざること、國債は一割以上であること、株式に付ては一銘柄の物が一單位總額の二割を超えざること等危険分散に付て考慮してゐる。それから一旦投資した有價證券に付ては、價格の騰落その他の場合に受益者の利益となるやうに賣却・買替を指圖し得ることになつてゐる。これ等の詳細に付ては後に掲げる所の約款第四條・第五條・第七條等を参照せられたい。なほ投資銘柄、賣買等に付てはすべて大藏省の許可を受けることになつてゐる。

〔受益證券〕 委託者が受託者に對し一單位の資金を拂込み信託契約を結んだ時は、受託者は委託者に對し受益證券を發行して交付する。この受益證券は一口五百圓であるが、一口券・二口券・五口券・十口券の四種類がある。委託者はこれを受託者から受取つた上で投資者に賣出すのである。こ

の證券は記名式であつて、投資者はこれを委託者から買取つたならば、受託者に申出で名義書替を受けなければならぬ。受益者は更に之を他人に譲渡することが出来るのであつて、この場合に於ても譲受人は名義の書替を受けなければならぬ。

この受益證券は恰も記名株式と似た性質を有するものであつて、その所持人は受託者から毎期利益の支拂を受け且つ信託期限満了の時には元本の拂戻を受けるのである。利付證券の如き利札はなく、賣買の時に經過利益に相當するものは賣買値段に含めた價額で賣買することになる。

右に委託者は受託者から受益證券の交付を受けこれを賣出すと述べたが、實際上は豫約募集の方法で行ふことも出来るのであつて、この場合は委託者は先づ豫約募集を廣告し、應募者から申込證據金として一口五百圓を受取り、この資金を以て受託者に拂込みをなして受益證券の發行を受け、これを申込者に渡すことになるのである。

〔信託期間〕 信託の期間は甲(五年)、乙(三年)の二種となつて居るが、實際上は主として甲の期限で行はれてゐる。甲と乙とは最初から別個のユニットとして取扱はれるのであつて、一個のユニットの内甲、乙兩種があるのではない。

此の如く信託期間は最初信託設定のときの條件に従ひ、五年又は三年と定められるのであるが、

本制度は特定金銭信託の方法で行はれるものであるから、信託終了の場合は投資証券を全部処分して現金で以て返還せねばならぬのである。しかし若し丁度この時期に至つて投資証券を処分することが、証券相場の下落などの關係から受益者にとつて不利である場合もあることを豫想して、受託者と委託者との協議を以て信託期間を延長し得ることが約款に規定されてゐる。と同時に一方に於て又信託期間内でも信託を終了せしめた方が受益者のために有利な場合、又は已むを得ない事情がある場合には、期間内でも終了することあるべきことが定められてゐる。しかしこれは萬一の場合を考へての規定であつて、實際問題として延長又は期間内終了と云ふことは殆んどないものと想像される。なほこれ等期間の延長や短縮に付ても大藏省の許可を要することになつてゐる。

〔利益計算〕 投資証券から生ずる利子・配當の内から受託者が所定の信託報酬を受領した残りは、受益証券所有者に支拂はれることになる。約款によれば若し受益者に支拂ひ得べき利益額が多額に上るときは、一部を保留して他日利益の尠なかつた場合の調整に使用し得るやうになつてゐる。本制度採用以來の實際の状態から云ふと、最初募集のときに凡そ支拂ひ得るだらうと考へられる見込利益を廣告配布してゐるが、大體をこれを標準として、若し利益が多額であつた場合は差額を留保して行くものと考へられる。最近發表した第七次募集の場合にはこの支拂利益見込額は年四分六、

七厘見當となつてゐる。

右の利益は年二回受託者から受益者に計算書を送付し支拂をなすのである。

次に投資証券の賣買・償還・株式清算などがあつた場合にも利益が生ずるのであるが、この利益は原則として毎期支拂をなさずに運用し、信託期間が満了した時に元本と共に支拂ふことになつてゐる。しかしながら若し賣買・償還・清算などによつて損失を生じた場合には右の利益を以て補填し、又利子・配當金を以て支拂ひ得べき毎期の利益が尠なかつた場合にはその調整のため使用し得ることゝなつてゐる。

普通の信託業務に於ては、受益者に対する利益分配などの決定は受託者が主動的に行つて居るのであるが、本投資信託の場合に於ては、以上述べた毎期の利益分配や賣買其の他による損益の處置は、すべて委託者と受託者とが協議して定むることになつてゐるのである。

受託者即ち信託会社の受取るべき信託報酬は、元本（即ち一口に付五百圓）に對し年千分の八以内と定められてゐる。しかしながら受託者はこの内から委託者に對し手数料として一部を割戻すべきことになつてゐる。

〔受益者に対する課税〕 この新投資信託の受益者に対する課税方法は、從來これに類する課税物が

無かつたために、取扱上問題があつたのであるが、結局合同運用信託の利益に對する課税と同様な取扱を受けることになつたのである。

所得税法第七條の規定によれば、合同運用信託とは信託会社の引受けた金銭信託にして共同せざる多數の委託者の信託財産を合同して運用するものであるが、本投資信託は信託会社の引受けた金銭信託ではあるけれども、委託者は一人であるから合同運用信託ではあり得ないのである。従つてこの投資信託の利益に對しては、當然には合同運用信託の利益に對すると同様な課税方法が適用されることにはならない。しかしながら經濟的實態に付て考へると、この投資信託は恰も一ユニットを一團とした合同運用信託と殆ど同一であると云つて差支ない。又若しこれを合同運用信託となさずにとこまでも合同運用信託以外の信託と見るならば、課税上極めて煩雜な手續を履むことを要するのである。それで法律的に云へば合同運用信託ではないが、經濟的内容からと技術的便宜から課税上合同運用信託の取扱がなされるに至つたものと考へられる。

第二章中に述べた通り、合同運用信託には命令による合同運用信託と非命令合同運用信託とがある。本制度の場合には株式にも運用するものであるから、課税上非命令合同運用信託と同様に取扱はれることになつてゐるのである。

右の如く非命令合同運用信託の取扱を受けるのであるから、受益者が個人である場合にはその受取る利益に對し分類所得税と総合所得税とが課せられ、信託財産たる有價證券の利子・配當には課税されない。實際上信託会社が利子や配當を受取る際には、分類所得税が課せられるけれども、それは受益者の受取る利益に對する分類所得税の前納と看做される。それから又受益者に課せられる総合所得税は、四割の基礎控除が認められし又総合税に替へて源泉税の選擇も許されないことになる。受益者が法人である場合には総合所得税は課せられないが、代りに法人税が課せられる。これ等の詳細な點に付ては第二章中合同運用信託の利益に付て述べた所を参照せられたい。

〔委託者による損失二割補償と利益一割享受〕 信託期間が満了すれば受益者は一口に付五百圓の割合を以て元本の支拂を受ける外、信託期間中に投資有價證券の賣買・償還・清算から生じた利益の支拂を受けるのであるが、しかしこれ等が常に利益勘定となるとは断定出来ない。場合によつては賣買損・償還損・清算損のため支拂を受くる元本が五百圓を割ることになるかも知れない。利益が生じた場合にはそれが受益者の利益となると共に、損失が出た場合には受益者の負擔となるのが特定金銭信託の本來の建前なのである。本投資信託制度に於ては、この受益者の受くべき利益又は損失に對して、最初から約款を以て利益が生じた場合には委託者はその一割を享受することが出来る

と共に、反對に損失が生じた場合はその二割を補償することを約束してゐるのである。勿論實際問題としては、専門家たる委託者が常に投資證券の選擇に注意を拂つてゐるのであるから、右の如き損失が容易に生ずることはないであらうが、最後の用意として、このやうな特約をなしてゐるのである。

(3) 本制度實現の背景

投資信託制度の實施は大正十二年信託業法が制定された當時から研究問題となつて居り、一部信託會社が實行を計畫したこともあつたのである。當時は大藏當局はこの制度に一面弊害の伴ふことを考慮して、許可せず至今已に至つたのであるが、生産擴充資金の必要と共に株式投資に關する認識が漸次改まつて來たこと、株式價格統制令の實施其他株價安定に付ての對策が整備して來たこと、凡ゆる方法による購買力吸收の要が切迫して來たことなどから遂に其の實現を見るに至つたのである。これ等が本制度出現の背景であると共に、その裡に現實の事情に即したる本制度の經濟的價値を説明するものがあると言つてよい。昭和十六年十月二十九日、大藏省は次官談の形式を以てこの投資信託制度實施に關して次の如き發表をなしてゐるが、これによつてもそれがよく説明されてゐる。

ユニット・トラスト式投資信託を我國に於て實行することに就ては大藏省でも研究中の所今般次の方法に依りその實行を認めることにした。その方法は委託者、受託者間に委託者自らを受益者とし株式その他の有價證券投資を目的とする特定金錢信託契約（又は金錢信託以外の金錢の信託の契約）を締結したる後、その受益權を均等に分割し、之を受益證券賣出の形式に於て一般に有價讓渡する方法に依るもので、その資金は有價證券就中主として株式に投資するものである。従つて本制度は株式に對する新なる固定的投資者層を開拓することに依り浮動株を減じ、株價の安定に資し、株式投資の健全化に向つて一步を進むると共に産業資金の疏通にも役立つことにならう。又證券の民衆化、國民貯蓄の増強にも役立つ、更に、中小投資家が危險分散的に證券投資を爲し、又證券投資に付専門的知識を利用し且つ其管理を専門家に委ね得ることとなり、多大の便益があるものと考へられ、投資信託に付ては信託協會でも豫て信託會社の協同を以て之を實行すべく研究中の所此の程一の成案を得たが、之を實行に移すには尙準備等の爲多少時日を要する關係もあり、差當り既に具體的に實行の準備を了してゐる野村證券會社及び野村信託會社に之を認むることとした、尙政府としては將來投資信託の業務に對し適當なる指導監督を加へ、本制度が我國でも健全なる發達を遂げるやう努むる方針である。

本制度が何故「特定金錢信託」の形に於て行はれるに至つたかに付て、甚だ憶測となるが一言説明を差し加へて置きたい。第一章に述べた通り「金錢信託以外ノ金錢ノ信託」は一名投資信託とも稱せられる程であるから、本制度もこの信託の形に於て行はれることが通常の考へ方に合致するやうに思はれるのである。しかしながらこの金錢信託以外の金錢の信託は本來投資せられた財産そのも

のを以て返還すべきものである。大體普通一般の投資者の心理状態とも云ふべきものを考へて見ると、投資するのは株式とか社債とかの投資物自體に目的があるのではなく、寧ろ資金を有利に廻したいと云ふことが目的であらうと思ふ。有利であることを欲するが物が目當ではない。最後には自分の財産は矢張金錢であることを多くの者は望んでゐる。つまり出来るならば高利な預金であることが最も投資者の心理に合致してゐるのである。此の點に上述の「特定金錢信託」を選んだ大きな理由があると思ふ。端的に云へば「特定金錢信託」は金錢を以て預かり金錢を以て返還する信託であるのに對し、「金錢信託以外ノ金錢ノ信託」は初めは金錢であるが返すときは投資物で以てする信託である。即ち前者が上述の投資者心理に適ふものであることは明かである。

以上の如く考へて來ると、本投資信託制度は名目は投資信託とは云ふけれども、嚴密に言へば一種の預金的なものであることになる。兎もあれ本制度に於て「特定金錢信託」が利用されるに至つた理由、並に本制度が實施以來成功を見てゐる理由の一つは、以上述べた點にあるものと思ふ。

以上述べた所を補ふ意味に於て、本制度による投資者募集のため野村證券が配布した廣告や募集要項や約款などの印刷物を此處に掲げて置く。

「野村の投資信託」の概要

一、受益證券

御申込の單位は一口五百圓であります。一口以上幾口でも御申込になれます。御拂込と同時に野村信託の受益證券をお渡しいたします。(もつとも受益證券ができませんまでは野村證券の領收證を暫らくお渡しいたすことゝなつてゐます)。

一、配當は年約四分六、七厘見當の豫定

これまで募集いたしましたものについて見れば收益配當は年四分六、七厘見當となつてゐます。これは年一回に分けてまして野村信託より皆様にお拂ひいたしますが野村證券の本、支店でもお取次ぎいたします。

一、期間

期間は五年であります。が皆様に御有利と考へました場合は期間中でも終了したりまた満期後に延期することもあります。

何れにしましても終了の場合は現金でお支拂ひいたします。

一、税金

投資信託の配當に對する課税方法は信託預金、銀行預金と同じ取扱ひを受け、野村信託が皆様に配當を御支拂いたします。際分額所得税としてその配當の十分の一・五を差引することゝなります。(なほ個人の總所得が年三千圓を超えた場合は総合所得税がかかりますのであります)。

一、終るまで現金にならないか

終了するまで受益證券をお持ちになれば御有利な投資となり安全な貯蓄である事は勿論であります。が御都合によりましては受益證券の御賣却については弊社でせい、御斡旋いたします。

一、どうして配當が生れるか

皆様の御出資金は株式を主として他に公債、社債に投資されそれから生れます配當や利子が皆様に均一に分配されるのであります。従つて年々の配當はこの投資により得られる収益によつて決定されるわけでありませう。このほか有價證券の賣買で利益が生れますとこれは蓄へて置きまして投資信託の終了の時に御支拂ひいたすことになつてをります。夫々の投資の割合は有利安全の點から適當に按配しまして契約に定めてをります。

一、誰が運用するか

有價證券の買入賣却金を再び投資いたします事など運用方針一切は多年の経験と完備した調査部をもつ野村證券がお引受けいたすのであります。野村證券におまかせ下されば御投資に御考へをおつかひになる煩はしきもなく、しかも専門家がうまく投資をいたしますから有利であります。

一、誰が保管するか

野村信託は野村證券の運用方針に従つて有價證券を買入れ皆様の財産として保管いたすことになりませう。また投資證券の配當利子の取立、皆様へ御支拂ひする計算事務なども野村信託がいたします。信託會社は御承知の様に特別に嚴重な法律の監督をうけてをりますので皆様の有價證券は極めて安全に保護されるわけでありませう。

一、皆様との特約は

(一)皆様の御資金の運用につきましては種々の點から慎重な考慮が拂はれますことは前に申上りました通りでありませうが若し萬一經濟の激變等によりまして有價證券の値下りをきたし終了の時に最初の御出資金に御損を生じました場合に野村證券はその御損の二割を補償申上ります。

(二)また反對に投資が順調に進みまして豫定通りに終了の時利益を生じました場合はその一割を野村證券が頂戴致します。このことは投資信託と預金等との相違致します一つの點であります。これによりまして野村證券は皆様と同じ利害關係にたち同じ心をもつて皆様の御資金を運用いたさねばならぬことになつてゐる點を御了解願ひ度いと存じます。

第七次投資信託受益證券募集要項

- 一、賣出價格 受益證券一口ニ付金五百圓
- 一、豫定配當率 年四分六、七厘見當
- 一、申込期間 昭和十七年六月十九日ヨリ二十五日マデ
- 一、信託設定日 昭和十七年六月二十九日
- 一、信託期間 五ヶ年
- 一、配當支拂期日 一月、七月
- 一、申込場所 野村證券本・支店
- 一、申込證據金 一口ニ付金五百圓、御申込ト同時ニ必ず御振込願ヒマス、コレハ割當決定ノ上拂込金ニ充當致シマス

今回ノ投資信託ハ左ノ銘柄ニ投資スル豫定デアリマス

大東亞戰爭國庫債券	株式會社日立製作所株式	三菱重工業株式會社株式
政府保證日本發送電株式會社債	日本窒素肥料株式會社株式	大日本麥酒株式會社株式
滿洲國滿洲重工業開發株式會社債	株式會社久保田鐵工所株式	株式會社神戸製鋼所株式
政府保證債	朝鮮無煙炭株式會社株式	日本光學工業株式會社株式
	大阪機工株式會社株式	日産汽船株式會社株式
	日本輕金屬株式會社株式	
關東配電株式會社株式		

約 款 抜 萃

第一條 委託者ハ左記ノ金錢ヲ受益者ノ爲ニ利殖ノ目的ヲ以テ信託シ受託者之ヲ引受ケ該金錢ヲ受領ス
金何百萬圓也(募集總額ニヨリ増減ス)

第四條 信託金ハ左ノ規定ニ從ヒ委託者ノ特定スル有價證券ニ投資ス但シ餘裕金ハ株式會社野村銀行ニ預入スルコトヲ得

一、國債、地方債、社債及年四分以上ノ配當ヲ爲セル株式ニ投資スルコト但シ株式投資額ノ半額以上ハ東京株式取引所又ハ大阪株式取引所ノ上場株式タルコト

二、國債ニ對スル投資ハ信託財産ノ一割ヲ下ラザルコト

三、株式ニ對スル投資ハ信託財産ノ七割五分ヲ超エザルコト

四、株式ノ一銘柄ニ對スル投資ハ信託財産ノ二割ヲ超エザルコト

五、拂込未済金アル株式ニ對スル投資ハ信託財産ノ二割ヲ超エザルコト

未拂込株金ノ徵收、投資株式ニ對スル株式ノ割當其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ一時前項ノ規定ニ拘ラズ投資スルコトヲ得

第五條 左ノ場合ニ於テハ委託者ノ指圖ニ依リ信託期間中ト雖モ投資證券ノ各銘柄ニ付其ノ一部又ハ全部ヲ賣却スルコトヲ得

一、買入平均原價ノ一割以上騰貴シタルトキ

二、買入平均原價ノ一割以上低落シタルトキ

三、信託財産ヨリ生ズル收益ガ著シク低下スル處アルトキ

四、投資證券ノ價格ガ著シク低落スル處アルトキ

五、投資證券ニ關シ借換、轉換、増資、減資、株式割當又ハ未拂込株金ノ徵收アルトキ

信託終了ノ爲ニスル場合ハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ投資證券ヲ賣却スルコトヲ得

第七條 第五條ニ依ル賣却代金又ハ公社債ノ償還金若ハ株式ノ清算分配金ハ第四條ノ規定ニ依リ再投資スルコトヲ得

第九條 委託者ハ信託終了ノ時ニ於ケル元本ガ當初元本ヲ超過スルトキハ其ノ超過金ノ一割ニ付受益スルモノトス

第十條 信託財産ニ關スル租税、諸費用並ニ受託者ノ爲シタル立替金ノ利息ハ受益者ノ負擔トシ受託者ニ於テ信託財産ヨリ支辨ス

第十一條 信託報酬ハ當初元本ニ對シ年千分ノ八以内ニ於テ受託者之ヲ定メ毎計算期及信託終了ノ時信託財産ヨリ取得ス

受託者ハ信託報酬ヲ取得シタル都度別ニ定ムル所ニ依リ其ノ一部ニ相當スル金額ヲ委託者ニ交付ス

第十二條 毎年何月何日ヨリ何月何日迄及何月何日ヨリ翌年何月何日迄ヲ計算期間トシ受託者ハ毎期末ニ於テ損益計算ヲ爲シ計算書及財産目録ヲ委託者並ニ受益者ニ送付ス

收益ハ毎年何月及何月ノ各何日以後、當該期末現在ニ於テ受益者名簿ニ登録サレタル受益者ニ交付ス

第十三條 信託財産ヨリ生ズル利益ハ委託者トノ協議ヲ以テ左ノ方法ニ依リ處理スルモノトス

一、配當金及利子ハ第十條及第十一條ニ定ムル支出金ヲ差引キ殘餘ヲ分配ス但シ收益交付金額ノ調整ノ爲其ノ一ヲ保留スルコトヲ得

二、賣買、償還及清算ニ因ル利益ハ信託終了迄保留シ元本ニ組入ル但シ賣買、償還及清算ニ因ル損失ヲ補填シ又ハ收益交付金額ノ調整ノ爲交付スルコトヲ得

第十五條 受益權ハ第九條ニ規定スル受益權ヲ除キ之ヲ四千口ニ均分ス(第一條ノ金額ニヨリ増減ス)

受託者ハ前項ニ依リ分割サレタル受益權ヲ證スル記名式ノ受益證券ヲ發行ス

受益證券ハ壹口、貳口、五口、拾口ノ四種トス

第十七條 第十五條ニ依リ分割シタル受益權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得

讓受人ハ遲滞ナク所定ノ書類ニ受益證券ヲ添ヘ名義ノ書換ヲ受ク可キモノトス

前項ノ方式ニ依リ名義書換ヲ爲サザルトキハ受益權ノ讓渡ヲ以テ受託者ニ對抗スルコトヲ得ズ
受益證券ノ名義書換ハ毎計算期後十五日間之ヲ停止ス
前三項ノ規定ハ相續其ノ他ノ原因ニ因ル受益權ノ移轉ニ之ヲ準用ス

特 約

當社ハ本信託ノ受益者ニ對シ信託終了ノ時ニ於ケル信託元本ガ契約締結當初ノ元本ニ不足シタトキハ其ノ不足額ノ二割ヲ補償スルコトヲ確約致候也

信託關係法令集

一 信託法

(大正十一年四月二十日 法律第六十二號)

第一條 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財產權ノ移轉其ノ他ノ處分ヲ爲シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財產ノ管理又ハ處分ヲ爲サシムルヲ謂フ

第二條 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 登記又ハ登録スヘキ財產權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

有價證券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ證券ニ信託財產ナルコトヲ表示シ株券及社債券ニ付テハ尙株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財產タル旨ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四條 受託者ハ信託行爲ノ定ムル所ニ從ヒ信託財產ノ管理又ハ處分ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 未成年者、禁治產者、準禁治產者及破產者ハ受託者ト爲ルコトヲ得ス

妻カ信託ノ引受ヲ爲スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
民法第十四條第二項及第十五條乃至第二十條ノ規定ハ前項ノ

附錄 信託關係法令集

場合ニ之ヲ準用ス

第六條 信託ノ引受ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

第七條 信託行爲ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ當然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行爲ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八條 不特定ノ受益者又ハ未ダ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行爲ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 信託管理人ハ前項ノ受益者ノ爲自己ノ名ヲ以テ信託ニ關スル裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
裁判所ハ事情ニ依リ信託財產中ヨリ相當ノ報酬ヲ信託管理人ニ與フルコトヲ得

第十條 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除クノ外何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十一條 法令ニ依リ或財產權ヲ享有スルコトヲ得サルモノハ受益者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利益ヲ享受スルコトヲ得ス

第十二條 信託ハ訴訟行爲ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 債務者カ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ信託ヲ爲

シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者カ善意ナルトキト雖民法第四百二十四條第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受益者カ既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ホサス但シ受益者ノ債權カ辨濟期ニ到ラサルトキ又ハ受益者カ其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承継ス
前項ノ規定ハ金錢其ノ他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ニ付之ヲ準用ス

第十四條 信託財産ノ管理、處分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ屬ス

第十五條 信託財産ハ受託者ノ相續財産ニ屬セス

第十六條 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ處理ニ付生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ對シ強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ競賣スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ爲シタル強制執行又ハ競賣ニ對シテハ委託者、其ノ相續人、受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 信託財産ニ屬スル債權ト信託財産ニ屬セサル債務ト

ハ相殺ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 信託財産カ所有權以外ノ權利ナル場合ニ於テハ受託者カ其ノ目的タル財産ヲ取得スルモ其ノ權利ハ混同ニ因リテ消滅スルコトナシ

第十九條 受託者カ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔スル債務ニ付テハ信託財産ノ限度ニ於テノミ其ノ履行ノ責任ス

第二十條 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ處理スルコトヲ要ス

第二十一條 信託財産ニ屬スル金錢ノ管理方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト爲シ又ハ之ニ付權利ヲ取得スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財産ト爲スハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ受託者カ相續其ノ他包括名義ニ因リ信託財産ニ付權利ヲ承継スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 信託行爲ノ當時豫見スルコトヲ得ザリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法カ受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相續人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金錢ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル

第二十九條 第二十七條ノ規定ハ受託者カ前條ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ信託財産ニ損失ヲ生シタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ爲シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカリシコトヲ證明スルニ非サレハ不可抗力ヲ理由トシテ其責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條 信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ各信託財産及固有財産ハ各別ノ所有者ニ屬スルモノト看做シ民法第二百四十二條乃至第二百四十八條ノ規定ヲ適用ス

第三十一條 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ轉得者ニ對シ其ノ處分ヲ取消スルコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及轉得者ニ於テ其ノ處分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限ル

第三十二條 受益者數人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前條ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ他ノ受益者ノ爲ニ其ノ效力ヲ生ス

第三十三條 第三十一條ニ規定スル取消權ハ受益者又ハ信託管理人力取消ノ原因アルコトヲ知リタル時ヨリ一月内ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス處分ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同

第二十四條 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

前項ノ場合ニ於テ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外信託事務ノ處理ハ受託者共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其效力ヲ生ス

第二十五條 受託者數人アルトキハ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔スル債務ハ之ヲ連帶トス信託事務ノ處理ニ付負擔スル債務亦同シ

第二十六條 受託者ハ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ處理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テノミ其ノ責任ニ任ス信託行爲ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ處理セシメタルトキ亦同シ

受託者ニ代リテ信託事務ヲ處理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

第二十七條 受託者カ管理ノ失當ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生セシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ處分シタルトキハ委託者、其ノ相續人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ對シ損失ノ填補又ハ信託財産ノ復舊ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之

第三十四條 受託者タル本人カ其ノ任務ニ背キタルトキハ之ニ干與シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦連帶シテ其ノ責ニ任ス

第三十五條 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第三十六條 受託者ハ信託財産ニ關シテ負擔シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ處理スル爲自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ賣却シ他ノ權利者ニ先チテ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

受託者ハ受益者ニ對シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未ダ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ受益者カ其ノ權利ヲ拋棄シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三十七條 前條ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付之ヲ準用ス受託者カ受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ

第三十八條 第三十六條又ハ前條ニ規定スル受託者ノ權利ハ受託者カ第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル損失ノ填補及信託財産復舊ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ處理及

計算ヲ明ニスルコトヲ要ス

受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目録ヲ作ルコトヲ要ス

第四十條 利害關係人ハ何時ニテモ前條ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

委託者、其相續人及受益者ハ信託事務ノ處理ニ關スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ處理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十一條 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ爲ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ處理ニ付検査ヲ爲シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十二條 受託者カ死亡シタルトキ又ハ破産、禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

受託者タル法人カ解散シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相續人、其ノ法定代理人、破産管財人、後見人、保佐人又ハ清算人ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄信託財産ヲ保管シ且信託事務ノ引繼ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ因リテ設立シタル法人又ハ合併後存続スル法人亦同シ

第四十三條 受託者ハ信託行爲ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ任務ヲ辭スルコト

ヲ得ス

第四十四條 信託行爲ニ依リ特定ノ資格ニ基キ受託者ト爲リタル者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

第四十五條 第四十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者カ信託事務ヲ處理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍受託者ノ權利義務ヲ有ス

第四十六條 已ムコトヲ得サル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第四十七條 受託者カ其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ受託者、其ノ相續人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得

第四十八條 第四十六條又ハ前條ノ規定ニ依リ受託者其ノ任務ヲ辭シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第四十九條 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ爲サス又ハ之ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ信託行爲ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

第八條第三項ノ規定ハ受託者ニ之ヲ準用ス

第五十條 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ讓渡サレタルモノト看做ス

受託者數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ當然他ノ受託者ニ歸ス

第五十一條 第二十七條又ハ第二十九條ニ規定スル權利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得

第五十二條 受託者ノ更迭アリタルトキハ新受託者ハ前受託者カ信託行爲ニ因リ受益者ニ對シテ負擔シタル債務ヲ承繼ス

前項ノ規定ハ第五十條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

信託事務ノ處理ニ付生シタル債權ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ對シテモ亦之ヲ行フコトヲ得

第五十三條 信託財産ニ對スル強制執行又ハ競賣手續ハ新受託者ニ對シテ之ヲ續行スルコトヲ得

第五十四條 前受託者ハ第三十六條第一項ニ規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受クル權利又ハ第三十七條ニ規定スル報酬ヲ受クル權利ニ基キ新受託者ニ對シ信託財産ニ付強制執行ヲ爲シ又ハ之ヲ競賣スルコトヲ得

前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ爲信託財産ヲ留置スルコトヲ得

第五十五條 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ爲シ受益者又ハ信託管理人ノ立會ヲ以テ事務ノ引繼ヲ爲スコトヲ要ス

受益者又ハ信託管理人カ前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ對スル引繼ニ關スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條 信託行為ヲ以テ定メタル事由發生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

第五十七條 委託者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相續人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十八條 前條ノ場合ヲ除クノ外受益者カ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テ信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アルトキハ裁判所ハ受益者又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ信託ノ解除ヲ命スルコトヲ得

第五十九條 第五十七條及前條ノ規定ニ拘ラス信託ノ解除ニ關シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

第六十條 信託ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第六十一條 第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ信託力解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ歸屬ス

第六十二條 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ歸屬權利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相

續人ニ歸屬ス

第六十三條 信託終了ノ場合ニ於テハ信託財産カ其ノ歸屬權利者ニ移轉スル迄ハ仍信託ハ存續スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ歸屬權利者ヲ受益者ト看做ス

第六十四條 第五十三條及第五十四條ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産カ受益者其ノ他ノ者ニ歸屬シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 信託終了ノ場合ニ於テハ委託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ爲シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六十六條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六條ノ規定ヲ適用ス

第六十七條 公益信託ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

第六十八條 公益信託ノ引受ニ付テハ委託者ハ主務官廳ノ許可ヲ受タルコトヲ要ス

第六十九條 主務官廳ハ何時ニテモ公益信託事務ノ處理ニ付檢査ヲ爲シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第七十條 公益信託ニ付信託行為ノ當時豫見スルコトヲ得サリ

シ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官廳ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辭スルコトヲ得

第七十二條 公益信託ニ付テハ第八條第一項第三項、第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ノ規定ニ裁判所ノ權限ハ主務官廳ニ屬ス但シ第四十七條及第四十九條ノ規定ニ關スル權限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

第七十三條 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ歸屬權利者ナキトキハ主務官廳ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ爲ニ信託ヲ繼續セシムルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年十二月勅令第五一二號ヲ以テ同十二年一月一日ヨリ施行)

二 信託業法

(大正十一年四月二十日法律第六十五號)

(沿革) 昭和四年五月法律第六十七號改正

第一條 信託業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ定款並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

附 錄 信託關係法令集

第二條 信託業ハ資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス

第三條 信託會社ハ其ノ商號中ニ信託ナル文字ヲ用ウヘシ

信託會社ニ非サルモノハ其ノ商號中ニ信託業者タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス但シ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ム者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 信託會社ハ左ニ掲クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 金錢
- 二 有價證券
- 三 金錢債權
- 四 動產
- 五 土地及其ノ定著物
- 六 地上權及土地ノ賃借權

第五條 信託會社ハ左ニ掲クル業務ニ限リ之ヲ併セ營ムコトヲ得

- 一 保護預リ
- 二 債務ノ保證
- 三 不動産賣買ノ媒介又ハ金錢若ハ不動産ノ賃借ノ媒介
- 四 公債社債若ハ株式ノ募集、其ノ拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱
- 五 財産ニ關スル遺言ノ執行

- 六 會計ノ検査
- 七 左ノ事項ニ關スル代理事務
 - イ 財産ノ取得、管理、處分又ハ貸借
 - ロ 財産ノ整理又ハ清算
 - ハ 債權ノ取立
 - ニ 債務ノ履行
- 主務大臣ハ債務ノ保證ニ付命令ヲ以テ必要ナル制限ヲ設ケルコトヲ得
- 第六條 信託會社ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ムコトヲ得
- 第七條 信託會社ハ信託義務ノ違反ニ因リテ受益者ニ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ資本金ノ十分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額ハ百萬圓ヲ超ユルコトヲ要セス
- 第八條 受益者ハ信託會社カ前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受ケルノ權利ヲ有ス
- 第九條 信託會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セサル金錢信託ニ限り元本ニ損失ヲ來シタル場合又ハ豫メ一定シタル額ノ利益ヲ得サリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル契約ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託會社ニ之ヲ適用セス信託會社ハ金錢信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル

- 財産カ取引所ノ相場アルモノナルトキハ信託行為ニ依リ受益者ニ對シ負擔スル債務ヲ履行スル爲必要ナル場合ニ限り信託行為ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト爲スコトヲ得
- 第十一條 信託會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス
 - 一 公債、社債又ハ株式ノ應募、引受又ハ買入
 - 二 公債其ノ他前號ニ掲ケタル有價證券ヲ質トスル貸付
 - 三 動産ノ買入又ハ動産ヲ擔保トスル貸付
 - 四 不動産ノ買入
 - 五 不動産又ハ法令ニ依リテ設定シタル財團ヲ抵當トスル貸付
 - 六 公共團體又ハ産業組合ニ對スル貸付
 - 七 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金
 - 八 銀行又ハ信託會社ノ引受アル手形ノ買入
- 前項第三號ニ規定スル動産ニ付テハ其ノ種類ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第一項第四號ノ規定ニ依ル不動産ノ買入價格ノ總額ハ拂込資本金及準備金ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十二條 信託會社ハ資本ノ總額ニ對スル途ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ
- 第十三條 信託會社ハ毎半年業務報告書ヲ作り之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ

- 貸借對照表ハ毎半年新聞紙ニ依リテ之ヲ公告スヘシ
- 第十四條 信託會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス
- 第十五條 信託會社ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
 - 一 定款ヲ變更セムトスルトキ
 - 二 業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキ
 - 三 代理店ヲ設置セムトスルトキ
- 第十六條 合併後存続スル信託會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託會社ノ信託ニ關スル權利義務ヲモ承繼ス
- 信託會社ノ合併ニ付異議ヲ述ヘタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第四十二條及第四十九條第一項第三項ノ規定ヲ準用ス
- 第十七條 主務大臣ハ何時ニテモ信託會社ヲシテ其ノ業務ノ報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
- 第十八條 主務大臣ハ信託會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ業務ノ種類若ハ方法ノ變更又ハ業務ノ停止ヲ命シ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十九條 信託會社カ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役監査役ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ免許ヲ取消ス

- コトヲ得
- 第二十條 主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ信託業ヲ營ミタルモノハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二十一條 左ノ場合ニ於テハ信託會社ノ取締役、監査役又ハ清算人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス
 - 一 第四條、第五條第一項、第七條、第十一條乃至第十三條及第十五條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 第九條ノ規定又ハ同條ニ基ク命令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ爲シタルトキ
 - 三 第十條ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト爲シタルトキ
 - 四 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又ハ検査ヲ妨ケタルトキ
 - 五 本法ノ命令又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
 - 六 信託會社カ信託法第二十八條ノ規定ニ依リテ爲スヘキ信託財産ノ管理ヲ爲ササルトキ
 - 七 信託會社カ信託法第三十九條ニ規定スル事務ノ處理若ハ計算ヲ爲サス又ハ財産目録ヲ作ラサルトキ
 - 八 信託會社カ正當ノ理由ナクシテ信託法第四十條ノ規定ニ依リ閱覽ノ請求ヲ拒ミ又ハ説明ヲ爲ササルトキ
- 第二十二條 第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百

以下ノ過料ニ處ス

第二十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年十二月勅令第五一二號ヲ以テ同十二年一月一日ヨリ施行)

本法施行ノ際迄一年以上引續キ信託業ヲ營ム者ニシテ本法施行後六月内ニ信託業ノ免許ヲ申請スルモノニハ本法施行後五年ヲ限リ第二條ノ規定ヲ適用セス但シ其ノ資本金ハ二十五萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

本法施行ノ際現ニ信託業ヲ營ム者ニシテ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノハ本法施行前其ノ爲シタル契約ニシテ本法ニ依リ信託會社ノ爲スコトヲ得サル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍之ヲ繼續スルコトヲ得

三 信託業法施行細則

(大正十一年十二月一日) (大藏省令第五十七號)

(沿革) 大正十三年十二月省令第三十三號、昭和四年六月同第八號改正

第一條 信託業ヲ營ムトスル株式会社ハ免許申請書ニ總取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一定款

二 業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面

三 免許申請前日ニ於ケル日計表

四 預ケ先ノ預金證明書

五 非訟事件手續法第八十七條第二項第二號乃至第七號ニ記載シタル書類

株式会社ニシテ其ノ目的ヲ變更シテ信託業ヲ營ムトスルモノハ前項第四號及第五號ノ書類ニ代ヘ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 會社登記簿ノ謄本

二 免許申請ノ際現ニ存スル取引ノ性質ヲ知ルニ足ル書面

三 最終ノ財産目録及貸借對照表

四 最終ノ損益計算及利益處分ニ關スル書面

五 株主ノ氏名又ハ商號及持株數ヲ記載シタル書面

六 代理店ヲ有スル者ニ在リテハ代理店ノ所在地、代理店主ノ氏名又ハ商號及住所ヲ記載シタル書面並代理店契約書

第二條 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ區分ニ依リ其ノ營ム信託業務ノ種類ヲ記載スヘシ

甲 金錢信託ニ付テハ其ノ運用方法ニ依ル區分

一 運用方法ノ特定セル金錢信託

二 運用方法ノ指定アル金錢信託

三 運用方法ノ特定及指定ナキ金錢信託

乙 金錢信託以外ノ信託ニ付テハ信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類ニ依ル區分

第三條 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ其ノ營ム信託業務ノ方法ニ付左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 信託引受ノ際受入ルル財産ノ種類

二 信託事務ノ處理ニ依リ取得スヘキ財産ノ種類

三 信託業法第九條ノ規定ニ依ル補填又ハ補足ニ關スル事項

四 信託業法第十條ノ規定ニ依リ信託財産ヲ固有財産ト爲ス場合ニ於ケル財産ノ種類及價格算定ノ方法

五 信託會社カ受クヘキ報酬額ノ計算方法

六 金錢信託ニ付信託法第五十七條ノ規定ニ依ル信託ノ解除ニ關スル事項

七 委託者又ハ受益者ニ對スル特別利益ノ提供ニ關スル事項

八 其ノ他重要ナル事項

第四條 信託會社カ營業ノ免許ヲ得タル日ヨリ六月内ニ業務ヲ開始セサルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ但シ已ムコトヲ得サル事由ニ因リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 信託會社カ業務ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ

第六條 信託契約ヲ爲スニハ書面ヲ用ウヘシ

第七條 信託契約書ニハ左ノ事項ヲ記載シ委託者及信託會社ノ代表者之ニ署名スヘシ

一 委託者、受益者及信託會社ノ氏名又ハ商號

- 一 金錢信託以外ノ金錢ノ信託
- 二 有價證券ノ信託
- 三 金錢債權ノ信託
- 四 動産ノ信託
- 五 土地及其ノ定著物ノ信託
- 六 地上權ノ信託
- 七 土地ノ賃借權ノ信託
- 業務ノ種類及方法ヲ記載スル書面ニハ左ノ區分ニ依リ其ノ併セ營ム業務ノ種類ヲ記載スヘシ
- 一 保護預リ
- 二 債務ノ保證
- 三 不動産買賣ノ媒介
- 四 不動産賃借ノ媒介
- 五 金錢賃借ノ媒介
- 六 公債社債若ハ株式ノ募集又ハ其ノ拂込金受入ノ取扱
- 七 公債社債若ハ株式ノ元利金又ハ配當金ノ支拂ノ取扱
- 八 財産ニ關スル遺言ノ執行
- 九 會計ノ検査
- 十 財産ノ取得、管理、處分又ハ賃借ノ代理事務
- 十一 財産ノ整理又ハ清算ノ代理事務
- 十二 債權取立ノ代理事務
- 十三 債務履行ノ代理事務

- 二 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アルトキハ其ノ範圍、資格其ノ他受益者トナルヘキ者ヲ知ルコトヲ得ヘキ事項
- 三 受益權ノ發生ニ付受益者カ信託ノ利益ヲ享受スル意思ヲ表示スルヲ要件トスルコト又ハ委託者カ受益者ヲ指定若ハ變更スル權利ヲ有スルコトヲ定メタルトキハ之ニ關スル事項
- 四 信託ノ目的
- 五 信託契約締結ノ際ニ於ケル信託財産ノ種類、數量及價格
- 六 信託法第三條ノ規定ニ依ル登記、登錄又ハ信託財産ナルコトノ表示及記載ニ關スル事項
- 七 契約ノ期間
- 八 信託事務ノ處理ニ依リ取得スヘキ財産ヲ特定又ハ指定シタルトキハ其ノ種類
- 九 受益者ニ交付スヘキ信託財産ノ種類並其ノ交付ノ方法及時期
- 十 信託財産タル金錢ト他ノ信託財産タル金錢トノ合同運用ニ關スル事項
- 十一 信託法第九條ノ規定ニ依ル補填又ハ補足ノ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ補填補足ノ割合其ノ他之ニ關スル事項
- 十二 信託法第十條ノ規定ニ依リ信託財産ヲ固有財産ト爲シ得ヘキコトヲ定ムルトキハ其ノ財産ノ種類、價格算定ノ

- 方法
- 十三 信託會社カ受クヘキ報酬ニ付其ノ額又其ハ其ノ計算方法、支拂義務者並支拂ノ方法及時期
- 十四 信託財産ニ關スル租稅、公課、修繕費其ノ他ノ費用ニ關スル事項
- 十五 金錢信託ニ付信託法第五十七條ノ規定ニ依ル信託ノ解除ニ關スル事項
- 十六 信託終了ノ場合ニ於ケル最終計算及其ノ報告ニ關スル事項
- 十七 左ノ事項ニ付信託契約ニ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ之ニ關スル事項
 - イ 信託法第八條第一項但書ノ規定ニ依ル信託管理人ノ指定
 - ロ 受託者數人アル場合ニ於ケル信託事務ノ處理
 - ハ 受託者ノ辭任
 - ニ 任務終了ノ場合ニ於ケル新受託者ノ選任
 - ホ 信託終了ノ事由
 - ヘ 金錢信託以外ノ信託ニ付信託法第五十七條ノ規定ニ依ル解除
- 十八 信託法第五十八條ノ規定ニ依ル信託ノ解除證書作成ノ年月日
- 十九 其ノ他重要ナル事項

- 第八條 信託會社ハ五百圓未満ノ金錢信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 信託會社ハ信託期間二年ヲ下ル金錢信託ノ引受ヲ爲スコトヲ得ス但シ運用方法ノ特定セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 信託會社ハ其ノ保證ノ責ニ任スヘキ限度ノ確定セサル債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十一條 信託會社ノ保證スル債務ノ總額ハ其ノ資本金及準備金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス
- 一人ノ債務者ノ爲ニ保證スル債務ノ總額ハ資本金及準備金ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十二條 主タル債務者カ會社ナルトキハ信託會社カ其ノ會社ノ爲ニ保證スル債務ノ總額ハ該會社ノ資本又ハ財産ヲ目的トスル出資ノ拂込金及準備金ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十三條 主タル債務者カ會社ニ非サルトキハ信託會社ハ物上擔保ヲ徵スルニ非サレハ保證ヲ爲スコトヲ得ス但シ主タル債務者カ公共團體又ハ産業組合ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十四條 信託會社カ國債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債若ハ株式、不動産又ハ法律ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トシテ保證シタル債務額ハ第十一條及第十二條ノ適用ニ付信託會社ノ保證スル債務ノ總額ヨリ之ヲ除算ス
- 第十五條 信託會社ハ信託法第七條ノ規定ニ依ル供託額カ資

- 本金ノ二十分ノ一(資本金千萬圓以上ナルトキハ五十萬圓)ニ達スル迄ハ毎事業年度末日ヨリ二十日以内ニ資本金ノ二分ノ一以上(資本金千萬圓以上ナルトキハ五萬圓以上)ノ金額ニ相當スル供託ヲ爲スヘシ
- 信託會社ハ事業年度末日ニ於ケル信託財産ノ價格カ資本金ノ額ニ達シタルトキハ該事業年度末日ヨリ二十日以内ニ前項ノ規定ニ拘ラス資本金ノ十分ノ一以上(資本金千萬圓以上ナルトキハ百萬圓以上)ノ金額ニ相當スル供託ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十六條 前條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債ハ其ノ供託價格カ資本金ノ十分ノ一(資本金千萬圓以上ナルトキハ百萬圓)ヲ超過スル部分ニ非サレハ其ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得ス但シ供託換ノ目的ヲ以テ供託シタル國債ノ供託價格以下ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七條 信託法第七條ノ規定ニ依ル供託ハ本店ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 第十八條 信託法第七條ノ規定ニ依ル供託國債ノ供託價格ハ毎事業年度末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十九條 信託會社ハ信託法第七條ノ規定ニ依ル供託ヲ爲シタルトキハ供託受領證ノ寫ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ
- 第二十條 信託會社ハ信託法第七條ノ規定ニ依リテ供託シタル國債ノ下戻ヲ受ケムトスルトキハ大正十一年司法省令第二

號供託物取扱規則又ハ大正十一年司法省令第四號ノ手續ニ依ルノ外地方官カ其ノ下戻リ承認シタルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ供託局、供託局出張所又ハ供託事務ヲ取扱フ銀行ニ提出スヘシ

信託會社ハ前項ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由並國債ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格ヲ記載シタル申請書ヲ地方官ニ提出スヘシ

地方官ハ前項ノ申請ニ對シ承認ヲ爲シタルトキハ申請書ノ寫ヲ添附シテ遲滞ナク之ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第二十一條 信託會社カ信託業法第九條ノ規定ニ依リ豫メ一定シタル額ノ利益ヲ補足スヘキ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ利益歩合ハ大藏大臣ノ定ムル歩合ヲ超ユルコトヲ得ス

第二十二條 信託會社カ信託業法第十一條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケムトスルトキハ認可申請書ニ理由書ヲ添附シテ大藏大臣ニ提出スヘシ

第二十三條 信託會社ノ事業年度ハ毎年六月ヨリ十一月迄及十二月ヨリ翌年五月迄トス

第二十四條 信託業法第十三條第一項ノ業務報告書ハ附屬雜形ニ準シテ調製シ事業年度經過後二月内ニ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ之カ提出ヲ延期スルコトヲ得

第二十五條 信託會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ商法第七

十八條ノ規定ニ依ル手續ヲ爲シタル後信託會社ノ總取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

一 株主總會ノ決議錄及社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

二 合併ニ關スル契約書

三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ定款並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面

四 商法第七十八條第一項ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表

五 商法第七十八條第二項ノ規定ニ依ル公告及備告並商法第二百二十條ノ二ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シタルコトヲ知ルニ足ル書面

第二十六條 信託會社カ定款ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書及株主總會ノ決議錄ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ資本減少ニ關シ定款ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ尙前條第四號及第五號ニ掲ケタル書類ヲ添附スヘシ

第二十七條 信託會社カ業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第二十八條 信託會社カ代理店ヲ設置セムトスルトキハ認可申請書ニ理由書及代理店契約書ヲ添附シテ之ヲ大藏大臣ニ提出

二 第五條及第二十九條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届出ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

附 則

本令ハ信託業法施行ノ目ヨリ之ヲ施行ス

第一條第二項ノ規定ハ信託業法施行ノ際現ニ信託業ヲ營ム株式會社カ營業ノ免許ヲ受ケムトスル場合ニ付之ヲ準用ス

信託業法附則第二項ノ適用ヲ受クヘキ株式會社カ提出スル免許申請書ニハ第一條第二項ニ依リ添附スヘキ書類ノ外本法施行ノ際迄一年以上引續キ信託業ヲ營メルコトヲ知ルニ足ル書面ヲ添附スヘシ

本令施行ノ際現ニ信託業ヲ營ム者ニシテ信託業法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノハ本令施行前其ノ爲シタル契約ニシテ本令ノ規定ニ適合セサルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍之ヲ繼續スルコトヲ得

(雜 形 略)

四 信託業法施行細則第二十一

條ノ規定ニ依リ信託業法第

九條ノ捕足契約ノ最高利益 步合指定

(昭和十一年大藏省 告示第百六十九號)

信託業法施行細則第二十一條ノ規定ニ依リ信託業法第九條ノ補

スヘシ

第二十九條 信託會社ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シテ之ヲ大藏大臣ニ届出ツヘシ

一 取締役又ハ監査役ノ就任又ハ退任アリタルトキ

二 本店、支店又ハ代理店ヲ移轉シタルトキ

三 代理店契約ノ變更、消滅又ハ更新アリタルトキ

四 訴訟事件ノ被告トナリタルトキ

五 支拂停止ヲ爲シタルトキ

六 業務ヲ廢止シ又ハ解散シタルトキ

七 和議開始ノ申立ヲ爲シ、和議認可ノ決定カ確定シ又ハ和議カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

八 破産ノ宣告ヲ受ケ、破産宣告ニ對シ抗告ヲ爲シ又ハ抗告ニ對シ裁判所ノ決定ヲ受ケタルトキ

九 強制和議認可ノ決定カ確定シ又ハ強制和議カ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

第三十條 信託業法又ハ本令ノ規定ニ依リ大藏大臣ニ提出スヘキ書類ハ總テ地方官ヲ經由スルコトヲ要ス

第三十一條 本令ニ依リ署名スヘキ場合ニ於テハ記名捺印ヲ以テ署名ニ代フルコトヲ得

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ信託會社ノ取締役又ハ監査役ヲ

百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條及第九條ノ規定ニ違反シタルトキ

足契約ノ最高利益歩合ヲ年三分ト定メ昭和十一年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年大藏省告示第五十七號ハ昭和十一年五月十九日限リ之ヲ廢止ス

五 有價證券ノ信託財産表示及 信託財産ニ屬スル金銭ノ管 理ニ關スル件

(大正十一年十二月二十八日
勅令 第五百十九號)

第一條 信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示ハ委託者又ハ受託者ノ請求ニ因リ公債、株式又ハ社債ニ付テハ發行者又ハ公證人、其ノ他ノ有價證券ニ付テハ公證人之ヲ爲ス但シ國債ニ付テハ日本銀行ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 公證人前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ信託表示簿ニ證券ノ種類及番號並委託者及受託者ノ氏名ヲ記載シ證券ニハ信託財産ナルコト及登簿番號ヲ記載シテ日附アル印章ヲ捺捺シ尙其ノ印章ヲ以テ信託表示簿ト證券トニ割印ヲ爲スヘシ
信託表示簿ニハ豫メ登簿番號ヲ印刷シ請求順ヲ以テ前項ノ規定ニ從ヒ記入ヲ爲スコトヲ要ス
信託表示簿ニハ地方裁判所長其ノ紙數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ

職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シ且職印ヲ以テ毎紙ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 發行者又ハ日本銀行第一條ノ請求ヲ受ケタルトキハ證券ニ信託財産ナルコトヲ記載シ其ノ年月日ヲ附記シ記名捺印スヘシ

第四條 第一條、第二條第一項及前條ノ規定ハ受託者カ信託財産ナルコトノ表示ノ抹消ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス
前項ニ規定スル表示ノ抹消ハ受益者モ亦之ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ證スル書面ヲ申請書ニ添附スルコトヲ要ス

第五條 信託財産ニ關スル金銭ノ運用ハ信託行爲ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外左ノ方法ニ依ルコトヲ要ス
一 公債及特別ノ法令ニ依リテ設立シタル會社ノ社債ノ應募引受又ハ買入
二 國債其ノ他前條ノ有價證券ヲ擔保トスル貸付
三 郵便貯金
四 貯蓄銀行及特別ノ法令ニ依リテ設立シタル銀行ヘノ預金
五 前條ノ銀行以外ノ銀行ヘノ預金
前項第五號ノ方法ニ依ル運用ハ當該方法ニ依ルノ已ムコトヲ得サル事由アリト認メラルル場合ニ限ル

附 則
本令ハ信託法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出文協承認ア80210號

昭和十七年八月十二日 初版印刷
昭和十七年八月十五日 初版發行

(二〇〇〇部)

信託會社の實際知識
定價金壹圓五拾錢也



編 者 銀行 研 究 社
發 行 者 兼 印 刷 者 國 松
東京市麹町區九段一丁目四番地

發行所

文 雅 堂 書 店

電話九段一四五二、一四五三
振替東京四二八二一番

行印 所刷印堂雅文 (一三東京)

配給元・東京市神田區淡路町二ノ九・日本出版配給株式會社

戦時の金融と通貨 <small>春日井 薫著</small> <small>A五判布製四三頁 定價四・〇〇 送三〇</small>	<small>改訂</small> 通貨現象と通貨原理 <small>佐久間 長次郎著</small> <small>A五判布製二七八頁 定價二・五〇 送二〇</small>	財政金融の新體制 <small>銀行研究社編</small> <small>A五判清裝二五六頁 定價一・九〇 送二〇</small>	經營經濟の道理 <small>村本福松著</small> <small>A五判清裝一九五頁 定價一・八〇 送二〇</small>	<small>改訂</small> 會社經理統制令精義 <small>石巻良夫著</small> <small>A五判布製五二〇頁 定價四・八〇 送三〇</small>	<small>改訂</small> 臨時資金調整法講話 <small>石巻良夫著</small> <small>B六判布製四〇〇頁 定價二・八〇 送二〇</small>	<small>再訂</small> 信託經濟概論 <small>細矢祐治著</small> <small>A五判布製七七二頁 定價五・五〇 送三〇</small>	信託法理及信託法制 <small>細矢祐治著</small> <small>菊判背皮製一二六頁 定價九・〇〇 送四〇</small>	信託會社問題研究 <small>細矢祐治著</small> <small>菊判背皮製一二四頁 定價九・〇〇 送四〇</small>	信託辭典 <small>銀行研究社編</small> <small>菊判清裝一八二頁 定價一・一〇 送一五</small>
---	---	--	--	--	--	---	--	---	---

927
91



¥ 1.50